

琵琶湖海区漁場計画

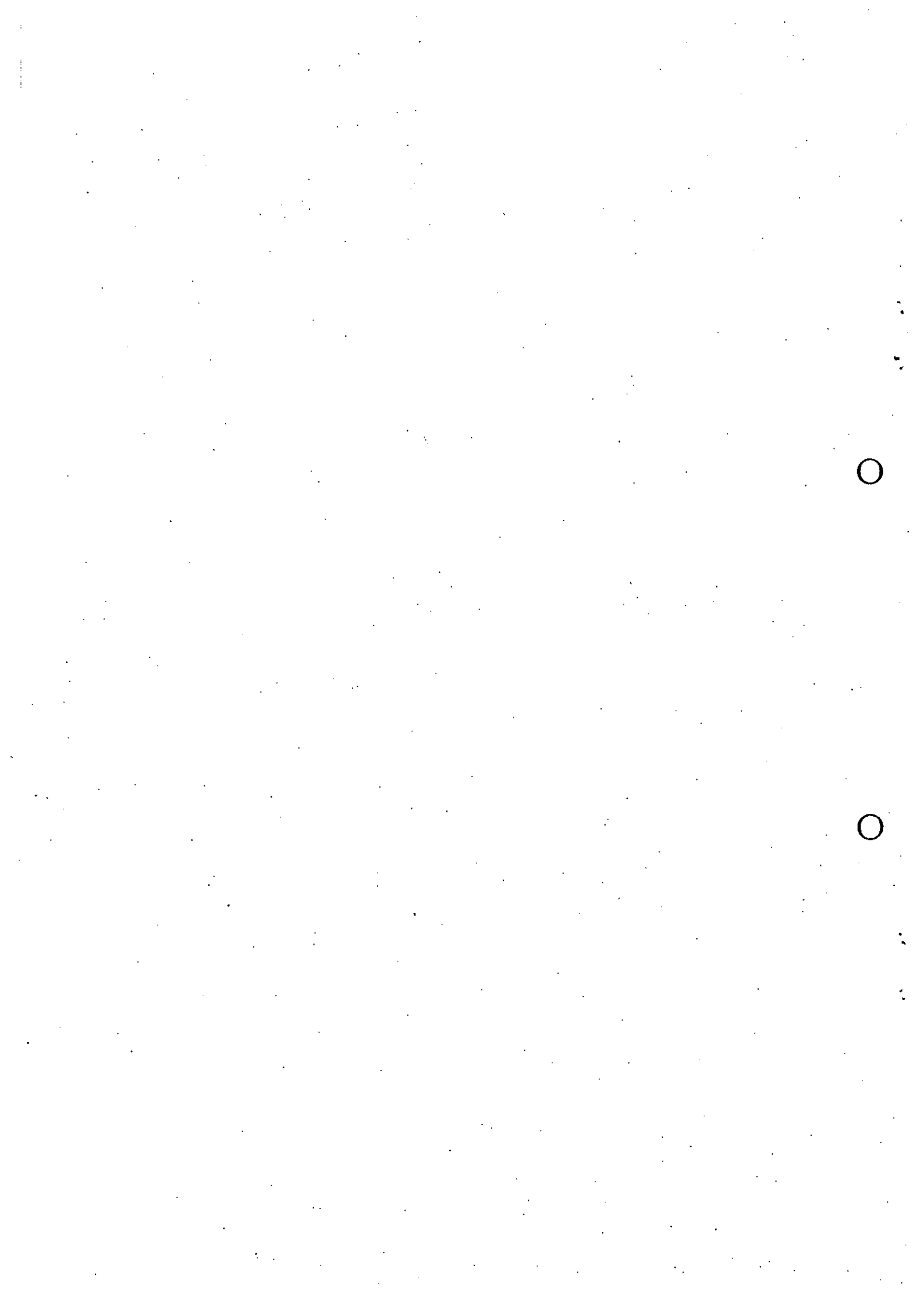
1. 漁業権に関する事項

○ 第1種共同漁業	1 頁
○ 第2種共同漁業 (小型定置網漁業)	3 頁
○ " (やな四手網漁業)	30 頁
○ 第5種共同漁業	33 頁
○ 第1種区画漁業 (真珠養殖業)	34 頁
○ " (真珠母貝養殖業)	40 頁
○ " (小割式魚類養殖業)	42 頁

2. 漁場図

○ 第1種共同漁業	45 頁
○ 第2種共同漁業 (小型定置網漁業)	46 頁
○ " (やな四手網漁業)	73 頁
○ 第5種共同漁業	77 頁
○ 第1種区画漁業 (真珠養殖業)	79 頁
○ " (真珠母貝養殖業)	84 頁
○ " (小割式魚類養殖業)	86 頁

3. 漁場計画に関する説明資料	89 頁
-----------------	-------	------



1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

ア 公示番号および免許の内容となるべき事項

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共第1号	近江八幡市地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度12分19.5秒東経136度05分26.2秒 (イ)北緯35度14分13.6秒東経136度02分52.0秒 (ウ)北緯35度10分56.8秒東経135度59分02.4秒 (エ)北緯35度09分30.9秒東経136度03分34.7秒	第1種共同漁業権 (しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島町	
共第2号	近江八幡市、野洲市地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度09分30.9秒東経136度08分34.7秒 (イ)北緯35度08分46.2秒東経136度01分06.7秒 (ウ)北緯35度10分12.8秒東経135度58分11.2秒 (エ)北緯35度10分56.8秒東経135度59分02.4秒	第1種共同漁業権 (しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島町、長命寺町、佐波江町、牧町、大津市堅田一丁目～二丁目、本堅田一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、衣川一丁目～三丁目、真野一丁目～六丁目、野洲市のうち旧中主町の区域	

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共第3号	近江八幡市、野洲市地先	次のア、イおよびウの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度08分33.6秒東経135度59分13.4秒 (イ)北緯35度10分12.8秒東経135度58分11.2秒 (ウ)北緯35度08分46.2秒東経136度01分06.7秒	第1種共同漁業権(しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島町、長命寺町、佐波江町、牧町、大津市、野洲市のうち旧中主町の区域	

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 101 号	高島市鵜川地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 16 分 04.4 秒東経 135 度 59 分 40.5 秒 (イ)北緯 35 度 15 分 53.9 秒東経 135 度 59 分 50.5 秒 (ウ)北緯 35 度 16 分 03.8 秒東経 136 度 00 分 04.2 秒 (エ)北緯 35 度 16 分 12.5 秒東経 135 度 59 分 54.9 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鵜川、勝野	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
共 第 102 号	大津市北小松地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 15 分 37.4 秒東経 135 度 58 分 57.8 秒 (イ)北緯 35 度 15 分 26.2 秒東経 135 度 59 分 05.7 秒 (ウ)北緯 35 度 15 分 35.3 秒東経 135 度 59 分 22.5 秒 (エ)北緯 35 度 15 分 45.3 秒東経 135 度 59 分 12.3 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鵜川、勝野	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 103号	大津市北 小松地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 15 分 03.5 秒 東経 135 度 58 分 37.6 秒 (イ)北緯 35 度 15 分 10.0 秒 東経 135 度 58 分 30.4 秒 (ウ)北緯 35 度 15 分 14.5 秒 東経 135 度 58 分 33.2 秒 (エ)北緯 35 度 15 分 11.4 秒 東経 135 度 58 分 43.7 秒	第 2 種 共 同 漁 業 権 (小 型 定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令 和 5 年 9 月 1 日 から 令 和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鷺川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。
共 第 104号	大津市南 比良地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖 岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 12 分 53.0 秒 東経 135 度 56 分 28.1 秒 (イ)北緯 35 度 12 分 47.8 秒 東経 135 度 56 分 42.2 秒 (ウ)北緯 35 度 12 分 28.3 秒 東経 135 度 56 分 21.9 秒 (エ)北緯 35 度 12 分 41.9 秒 東経 135 度 56 分 15.5 秒	第 2 種 共 同 漁 業 権 (小 型 定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令 和 5 年 9 月 1 日 から 令 和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鷺川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
共 第 105号	大津市八 屋戸地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖 岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 11 分 16.1 秒東経 135 度 55 分 04.7 秒 (イ)北緯 35 度 11 分 13.2 秒東経 135 度 55 分 14.4 秒 (ウ)北緯 35 度 11 分 19.5 秒東経 135 度 55 分 16.7 秒 (エ)北緯 35 度 11 分 22.3 秒東経 135 度 55 分 07.4 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鞆川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。
共 第 106号	大津市八 屋戸地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 10 分 47.7 秒東経 135 度 55 分 17.4 秒 (イ)北緯 35 度 10 分 54.0 秒東経 135 度 55 分 02.7 秒 (ウ)北緯 35 度 10 分 58.6 秒東経 135 度 55 分 05.9 秒 (エ)北緯 35 度 10 分 56.7 秒東経 135 度 55 分 20.0 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鞆川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 107号	大津市和 邇北浜地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 10 分 28.3 秒東経 135 度 55 分 12.0 秒 (イ)北緯 35 度 10 分 32.1 秒東経 135 度 55 分 10.4 秒 (ウ)北緯 35 度 10 分 38.8 秒東経 135 度 55 分 27.0 秒 (エ)北緯 35 度 10 分 28.6 秒東経 135 度 55 分 29.7 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鷺川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。
共 第 108号	大津市和 邇北浜地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 10 分 07.5 秒東経 135 度 55 分 29.8 秒 (イ)北緯 35 度 10 分 12.4 秒東経 135 度 55 分 38.2 秒 (ウ)北緯 35 度 10 分 18.5 秒東経 135 度 55 分 32.2 秒 (エ)北緯 35 度 10 分 09.8 秒東経 135 度 55 分 24.5 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鷺川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 109号	大津市和邇中浜地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度09分45.0秒東経135度55分37.4秒 (イ)北緯35度09分47.5秒東経135度55分34.8秒 (ウ)北緯35度10分00.3秒東経135度55分45.7秒 (エ)北緯35度09分52.1秒東経135度55分52.9秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鵜川、勝野	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
共 110号	大津市和邇今宿地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度09分16.4秒東経135度56分06.5秒 (イ)北緯35度09分12.2秒東経135度56分19.8秒 (ウ)北緯35度09分04.3秒東経135度56分13.1秒 (エ)北緯35度09分14.0秒東経135度56分03.8秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鵜川、勝野	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 111号	大津市和 邇今宿地 先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 08 分 55.8 秒東経 135 度 56 分 09.5 秒 (イ)北緯 35 度 08 分 42.1 秒東経 135 度 56 分 06.8 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 49.8 秒東経 135 度 55 分 47.6 秒 (エ)北緯 35 度 09 分 02.3 秒東経 135 度 55 分 53.1 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鵜川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内と すること。
共 112号	大津市小 野地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖 岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 08 分 44.5 秒東経 135 度 55 分 34.0 秒 (イ)北緯 35 度 08 分 39.1 秒東経 135 度 56 分 07.8 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 26.5 秒東経 135 度 56 分 04.6 秒 (エ)北緯 35 度 08 分 34.6 秒東経 135 度 55 分 33.1 秒	第 2 種共 同漁業権 (小型定 置網漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市のうち旧志 賀町の区域および 高島市鵜川、勝野	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内と すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共第113号	大津市真野地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度08分15.7秒東経135度55分44.9秒 (イ)北緯35度08分16.3秒東経135度56分05.3秒 (ウ)北緯35度08分24.4秒東経135度56分05.2秒 (エ)北緯35度08分20.9秒東経135度55分44.9秒	第2種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	大津市真野一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、本堅田一丁目～六丁目	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。
共第114号	大津市真野地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度07分58.3秒東経135度55分49.2秒 (イ)北緯35度08分02.2秒東経135度55分46.9秒 (ウ)北緯35度08分11.6秒東経135度56分04.5秒 (エ)北緯35度08分04.1秒東経135度56分08.5秒	第2種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	大津市真野一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、本堅田一丁目～六丁目	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 115 号	大津市真野地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 07 分 44.5 秒東経 135 度 55 分 51.6 秒 (イ)北緯 35 度 07 分 50.0 秒東経 135 度 55 分 50.6 秒 (ウ)北緯 35 度 07 分 54.8 秒東経 135 度 56 分 12.4 秒 (エ)北緯 35 度 07 分 46.7 秒東経 135 度 56 分 14.0 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市真野一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目、本堅田一丁目～六丁目	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 116 号	大津市柳が崎地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 01 分 51.0 秒東経 135 度 52 分 07.2 秒 (イ)北緯 35 度 01 分 55.7 秒東経 135 度 52 分 28.2 秒 (ウ)北緯 35 度 01 分 42.7 秒東経 135 度 52 分 27.2 秒 (エ)北緯 35 度 01 分 38.2 秒東経 135 度 52 分 09.4 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	大津市打出浜、島ノ関、浜大津一丁目～五丁目、浜町、三井寺町、観音寺、尾花川、茶が崎、錦織一丁目～三丁目、錦織町、際川一丁目～四丁目、唐崎一丁目～四丁目、下阪本一丁目～六丁目、比叡辻一丁目～二丁目、苗鹿一丁目～三丁目、雄琴一丁目～六丁目	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 117 号	草津市北山田町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 01 分 53.9 秒東経 135 度 54 分 46.8 秒 (イ)北緯 35 度 01 分 51.0 秒東経 135 度 54 分 32.7 秒 (ウ)北緯 35 度 01 分 58.9 秒東経 135 度 53 分 54.9 秒 (エ)北緯 35 度 02 分 07.6 秒東経 135 度 54 分 25.7 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	草津市北山田町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 118 号	草津市志那町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 03 分 13.6 秒東経 135 度 55 分 21.9 秒 (イ)北緯 35 度 03 分 18.8 秒東経 135 度 55 分 02.4 秒 (ウ)北緯 35 度 03 分 09.0 秒東経 135 度 54 分 47.2 秒 (エ)北緯 35 度 02 分 53.0 秒東経 135 度 54 分 43.5 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	草津市志那町、志那町、下寺町、下物町、下笠町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 119 号	草津市下寺町、志那中町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 03 分 27.0 秒東経 135 度 55 分 38.9 秒 (イ)北緯 35 度 03 分 34.0 秒東経 135 度 55 分 25.4 秒 (ウ)北緯 35 度 03 分 52.1 秒東経 135 度 55 分 28.9 秒 (エ)北緯 35 度 04 分 02.1 秒東経 135 度 55 分 32.4 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	草津市志那町、志那中町、下寺町、志那物町、下笠町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 120 号	草津市下物町地先	次のア、イ、ウ、エ、オおよびカの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 04 分 30.4 秒東経 135 度 55 分 54.0 秒 (イ)北緯 35 度 04 分 52.8 秒東経 135 度 55 分 54.1 秒 (ウ)北緯 35 度 05 分 01.8 秒東経 135 度 56 分 01.9 秒 (エ)北緯 35 度 04 分 56.6 秒東経 135 度 56 分 15.4 秒 (オ)北緯 35 度 04 分 42.4 秒東経 135 度 56 分 04.3 秒 (カ)北緯 35 度 04 分 31.4 秒東経 135 度 56 分 05.1 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	守山市赤野井町、杉江町、山賀町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 121号	守山市水保町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度06分59.0秒東経135度56分26.9秒 (イ)北緯35度07分00.8秒東経135度56分02.3秒 (ウ)北緯35度07分13.2秒東経135度56分08.7秒 (エ)北緯35度07分05.3秒東経135度56分30.8秒	第2種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	守山市木浜町、今浜町、水保町、川田町、小浜町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。
共 122号	守山市今浜町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度07分26.4秒東経135度56分15.8秒 (イ)北緯35度07分50.6秒東経135度56分33.6秒 (ウ)北緯35度08分10.1秒東経135度57分05.5秒 (エ)北緯35度08分07.2秒東経135度57分30.3秒 (オ)北緯35度07分49.2秒東経135度57分28.2秒 (カ)北緯35度07分51.3秒東経135度57分05.6秒 (キ)北緯35度07分18.8秒東経135度56分31.7秒	第2種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	守山市木浜町、今浜町、水保町、川田町、小浜町	小型定置網の統数は4以内とすること。 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 123 号	野洲市吉川地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 07 分 47.0 秒 東経 135 度 58 分 41.1 秒 (イ)北緯 35 度 08 分 03.7 秒 東経 135 度 58 分 16.9 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 10.2 秒 東経 135 度 58 分 22.8 秒 (エ)北緯 35 度 07 分 53.5 秒 東経 135 度 58 分 47.0 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	野洲市吉川、守山市小浜町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 124 号	野洲市吉川地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 08 分 09.7 秒 東経 135 度 58 分 44.8 秒 (イ)北緯 35 度 08 分 22.8 秒 東経 135 度 58 分 22.1 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 29.9 秒 東経 135 度 58 分 26.7 秒 (エ)北緯 35 度 08 分 16.9 秒 東経 135 度 58 分 49.4 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	野洲市吉川、守山市小浜町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 125号	野州市吉川地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 08 分 42.1 秒 東経 135 度 58 分 36.7 秒 (イ)北緯 35 度 08 分 48.6 秒 東経 135 度 58 分 42.8 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 33.6 秒 東経 135 度 59 分 00.9 秒 (エ)北緯 35 度 08 分 27.2 秒 東経 135 度 58 分 54.9 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	野州市吉川、守山市小浜町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 126号	野州市吉川地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 08 分 41.9 秒 東経 135 度 59 分 07.2 秒 (イ)北緯 35 度 08 分 44.0 秒 東経 135 度 59 分 17.2 秒 (ウ)北緯 35 度 08 分 59.7 秒 東経 135 度 59 分 12.0 秒 (エ)北緯 35 度 08 分 57.8 秒 東経 135 度 58 分 53.6 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	野州市吉川	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 127号	野洲市吉川、菖蒲地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 08 分 40.1 秒 東経 135 度 59 分 25.4 秒 (イ)北緯 35 度 09 分 00.1 秒 東経 135 度 59 分 32.0 秒 (ウ)北緯 35 度 09 分 03.0 秒 東経 135 度 59 分 55.6 秒 (エ)北緯 35 度 08 分 36.0 秒 東経 135 度 59 分 46.9 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	野洲市吉川、菖蒲、須原	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 128号	近江八幡市佐波江町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 09 分 00.3 秒 東経 136 度 01 分 58.8 秒 (イ)北緯 35 度 09 分 19.7 秒 東経 136 度 02 分 00.9 秒 (ウ)北緯 35 度 09 分 20.3 秒 東経 136 度 01 分 52.2 秒 (エ)北緯 35 度 09 分 00.9 秒 東経 136 度 01 分 50.2 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	近江八幡市のうち沖島町を除く区域	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 129 号	近江八幡市沖島町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 10 分 20.9 秒東経 136 度 03 分 31.1 秒 (イ)北緯 35 度 10 分 12.5 秒東経 136 度 03 分 28.8 秒 (ウ)北緯 35 度 10 分 14.4 秒東経 136 度 03 分 06.4 秒 (エ)北緯 35 度 10 分 30.6 秒東経 136 度 03 分 11.5 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 130 号	近江八幡市白王町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 11 分 56.3 秒東経 136 度 05 分 01.1 秒 (イ)北緯 35 度 12 分 04.3 秒東経 136 度 04 分 40.3 秒 (ウ)北緯 35 度 12 分 11.2 秒東経 136 度 04 分 45.4 秒 (エ)北緯 35 度 12 分 03.1 秒東経 136 度 05 分 03.9 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共第131号	近江八幡市沖島町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度12分23.6秒東経136度03分14.6秒 (イ)北緯35度12分21.5秒東経136度02分53.4秒 (ウ)北緯35度12分37.7秒東経136度02分54.0秒 (エ)北緯35度12分28.0秒東経136度03分14.6秒	第2種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とする。
共第132号	近江八幡市沖島町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度12分38.8秒東経136度03分57.0秒 (イ)北緯35度12分55.2秒東経136度03分45.5秒 (ウ)北緯35度13分00.0秒東経136度04分06.0秒 (エ)北緯35度12分42.1秒東経136度04分06.0秒	第2種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島町	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とする。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 133号	東近江市 栗見新田 町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 12 分 21.0 秒 東経 136 度 05 分 59.1 秒 (イ)北緯 35 度 12 分 35.7 秒 東経 136 度 05 分 46.8 秒 (ウ)北緯 35 度 12 分 42.0 秒 東経 136 度 05 分 57.8 秒 (エ)北緯 35 度 12 分 27.3 秒 東経 136 度 06 分 10.1 秒	第 2 種 共 同 漁 業 権 (小 型 定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令 和 5 年 9 月 1 日 から 令 和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	東近江市のうち旧 能登川町の区域	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。 漁具の延長は 500 m 以内と すること。
共 134号	東近江市 栗見出在 家町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 12 分 51.1 秒 東経 136 度 06 分 08.8 秒 (イ)北緯 35 度 12 分 44.4 秒 東経 136 度 05 分 57.1 秒 (ウ)北緯 35 度 12 分 59.0 秒 東経 136 度 05 分 44.3 秒 (エ)北緯 35 度 13 分 05.7 秒 東経 136 度 05 分 55.5 秒	第 2 種 共 同 漁 業 権 (小 型 定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令 和 5 年 9 月 1 日 から 令 和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	東近江市のうち旧 能登川町の区域	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置するこ と。 漁具の延長は 500 m 以内と すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 135号	長浜市田村町、高橋町、下坂浜町、平方町、朝日町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 21 分 17.5 秒東経 136 度 16 分 39.9 秒 (イ)北緯 35 度 21 分 17.1 秒東経 136 度 16 分 22.1 秒 (ウ)北緯 35 度 22 分 04.9 秒東経 136 度 15 分 59.5 秒 (エ)北緯 35 度 22 分 23.8 秒東経 136 度 16 分 05.3 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧長浜市の区域	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とする。
共 第 136号	長浜市公園町、南吳服町、祇園町、相撲町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 22 分 39.1 秒東経 136 度 15 分 34.3 秒 (イ)北緯 35 度 22 分 33.6 秒東経 136 度 15 分 15.7 秒 (ウ)北緯 35 度 22 分 58.0 秒東経 136 度 14 分 35.6 秒 (エ)北緯 35 度 23 分 14.2 秒東経 136 度 14 分 37.3 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧長浜市の区域	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とする。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 137号	長浜市南 浜町地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 23 分 13.0 秒 東経 136 度 13 分 58.4 秒 (イ)北緯 35 度 22 分 53.6 秒 東経 136 度 13 分 49.7 秒 (ウ)北緯 35 度 22 分 57.5 秒 東経 136 度 13 分 29.9 秒 (エ)北緯 35 度 23 分 14.7 秒 東経 136 度 13 分 36.6 秒	第 2 種 共 同 漁 業 権 (小 型 定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令 和 5 年 9 月 1 日 から 令 和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧び わ町の区域	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置すること。 漁具の延長は 500m 以内と すること。
共 第 138号	長浜市八 木浜町、 下八木町 地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 23 分 57.9 秒 東経 136 度 12 分 23.6 秒 (イ)北緯 35 度 24 分 08.4 秒 東経 136 度 12 分 13.7 秒 (ウ)北緯 35 度 24 分 18.6 秒 東経 136 度 12 分 33.9 秒 (エ)北緯 35 度 24 分 10.1 秒 東経 136 度 12 分 42.1 秒	第 2 種 共 同 漁 業 権 (小 型 定 置 網 漁 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令 和 5 年 9 月 1 日 から 令 和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧び わ町の区域	漁具は漁船の 航行に配慮し 設置すること。 漁具の延長は 500m 以内と すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 139 号	長浜市安養寺町、益田町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 24 分 41.9 秒東経 136 度 11 分 16.7 秒 (イ)北緯 35 度 24 分 49.2 秒東経 136 度 11 分 12.1 秒 (ウ)北緯 35 度 25 分 00.3 秒東経 136 度 11 分 31.7 秒 (エ)北緯 35 度 24 分 52.9 秒東経 136 度 11 分 36.3 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧びわ町の区域	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とする。
共 第 140 号	長浜市湖北町延勝寺地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 25 分 23.0 秒東経 136 度 11 分 47.6 秒 (イ)北緯 35 度 25 分 19.4 秒東経 136 度 11 分 37.6 秒 (ウ)北緯 35 度 26 分 04.8 秒東経 136 度 11 分 15.2 秒 (エ)北緯 35 度 26 分 07.9 秒東経 136 度 11 分 42.7 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧湖北町朝日地区 (湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北町東尾上町、湖北町尾上) 及び同市高月町西野、高月町片山	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とする。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 141号	長浜市湖北町延勝寺地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 25 分 37.2 秒東経 136 度 10 分 36.2 秒 (イ)北緯 35 度 25 分 43.5 秒東経 136 度 10 分 58.7 秒 (ウ)北緯 35 度 25 分 34.1 秒東経 136 度 11 分 03.5 秒 (エ)北緯 35 度 25 分 27.8 秒東経 136 度 10 分 41.0 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧湖北町朝日地区(湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北町東尾上町、湖北町尾上)及び同市高月町西野、高月町片山	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 142号	長浜市湖北町延勝寺、湖北町今西地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 26 分 07.9 秒東経 136 度 11 分 42.7 秒 (イ)北緯 35 度 26 分 06.6 秒東経 136 度 11 分 30.9 秒 (ウ)北緯 35 度 26 分 22.8 秒東経 136 度 11 分 15.1 秒 (エ)北緯 35 度 26 分 24.2 秒東経 136 度 11 分 26.9 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧湖北町朝日地区(湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北町東尾上町、湖北町尾上)及び同市高月町西野、高月町片山	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共第143号	長浜市湖北町尾上地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度26分46.9秒東経136度10分23.8秒 (イ)北緯35度26分55.3秒東経136度10分24.3秒 (ウ)北緯35度26分55.3秒東経136度10分48.1秒 (エ)北緯35度26分46.9秒東経136度10分47.6秒	第2種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧湖北町朝日地区(湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北東尾上町、湖北町尾上)及び同市高月町西野、高月町片山	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とする。
共第144号	長浜市湖北町尾上地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度27分19.7秒東経136度10分31.7秒 (イ)北緯35度27分29.4秒東経136度10分39.0秒 (ウ)北緯35度27分19.4秒東経136度10分59.4秒 (エ)北緯35度27分09.6秒東経136度10分52.1秒	第2種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧湖北町朝日地区(湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北東尾上町、湖北町尾上)及び同市高月町西野、高月町片山	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とする。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 145 号	長浜市高月町片山地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 27 分 40.4 秒東経 136 度 11 分 23.6 秒 (イ)北緯 35 度 27 分 37.4 秒東経 136 度 11 分 00.1 秒 (ウ)北緯 35 度 27 分 48.7 秒東経 136 度 10 分 58.3 秒 (エ)北緯 35 度 27 分 51.7 秒東経 136 度 11 分 21.8 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧湖北町朝日地区 (湖北町山本、湖北町五坪、大光寺町、湖北町田中、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町今西、湖北町津里、湖北町石川、湖北町東尾上町、湖北町尾上) 及び同市高月町西野、高月町片山	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 146 号	長浜市西浅井町大浦地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 28 分 15.4 秒東経 136 度 06 分 38.4 秒 (イ)北緯 35 度 28 分 12.0 秒東経 136 度 06 分 53.7 秒 (ウ)北緯 35 度 28 分 18.3 秒東経 136 度 06 分 55.4 秒 (エ)北緯 35 度 28 分 21.7 秒東経 136 度 06 分 40.0 秒	第 2 種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧西浅井町の区域及び同市木之本町大音、木之本町飯浦、木之本町山梨子、木之本町田居、木之本町北布施、木之本町赤尾	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
第147号	長浜市西 浅井町大 浦地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度27分59.4秒東経136度06分25.5秒 (イ)北緯35度27分58.5秒東経136度06分31.0秒 (ウ)北緯35度27分50.7秒東経136度06分28.5秒 (エ)北緯35度27分51.3秒東経136度06分24.4秒	第2種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	長浜市のうち旧西浅井町の区域及び同市木之本町大音、木之本町飯浦、木之本町山梨子、木之本町田居、木之本町北布施、木之本町赤尾	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
第148号	高島市マ キノ町海 津地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度27分35.5秒東経136度04分30.9秒 (イ)北緯35度27分41.9秒東経136度04分29.8秒 (ウ)北緯35度27分41.0秒東経136度04分49.2秒 (エ)北緯35度27分34.6秒東経136度04分50.5秒	第2種共同漁業権 (小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	高島市マキノ町海津、マキノ町西浜	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とする。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
第149号	高島市マキノ町海津、マキノ町西浜地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度27分23.8秒東経136度04分32.9秒 (イ)北緯35度27分19.5秒東経136度04分17.8秒 (ウ)北緯35度27分37.3秒東経136度04分08.2秒 (エ)北緯35度27分41.6秒東経136度04分23.2秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	高島市マキノ町海津、マキノ町西浜	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とする。
第150号	高島市マキノ町知内地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度27分08.9秒東経136度03分34.9秒 (イ)北緯35度27分02.4秒東経136度03分57.3秒 (ウ)北緯35度26分56.7秒東経136度03分56.6秒 (エ)北緯35度27分02.6秒東経136度03分36.0秒	第2種共同漁業権(小型定置網漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	高島市マキノ町知内、マキノ町新保	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とする。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 151号	高島市マキノ町知内地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 26 分 52.3 秒東経 136 度 03 分 21.9 秒 (イ)北緯 35 度 26 分 41.3 秒東経 136 度 03 分 30.3 秒 (ウ)北緯 35 度 26 分 38.8 秒東経 136 度 03 分 25.2 秒 (エ)北緯 35 度 26 分 51.8 秒東経 136 度 03 分 15.3 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	高島市マキノ町知内、マキノ町新保	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
共 152号	高島市新旭町饗庭地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 22 分 58.6 秒東経 136 度 02 分 13.2 秒 (イ)北緯 35 度 22 分 55.1 秒東経 136 度 02 分 17.3 秒 (ウ)北緯 35 度 22 分 42.5 秒東経 136 度 02 分 15.4 秒 (エ)北緯 35 度 22 分 40.7 秒東経 136 度 02 分 29.2 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	高島市新旭町饗庭、新旭町針江、新旭町深溝、新旭町安井川、新旭町旭、新旭町新庄	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 153 号	高島市安曇川町南船木地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 18 分 55.0 秒東経 136 度 03 分 58.0 秒 (イ)北緯 35 度 18 分 57.4 秒東経 136 度 04 分 11.5 秒 (ウ)北緯 35 度 18 分 39.9 秒東経 136 度 04 分 15.6 秒 (エ)北緯 35 度 18 分 36.9 秒東経 136 度 04 分 06.5 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	高島市安曇川町四津川、安曇川町下小川、安曇川町横江浜、安曇川町南船木	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。
共 第 154 号	高島市安曇川町横江浜地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 18 分 04.6 秒東経 136 度 03 分 10.8 秒 (イ)北緯 35 度 18 分 15.5 秒東経 136 度 02 分 48.7 秒 (ウ)北緯 35 度 18 分 34.5 秒東経 136 度 03 分 12.0 秒 (エ)北緯 35 度 18 分 17.2 秒東経 136 度 03 分 26.7 秒	第 2 種 共同漁業権 (小型定置網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	高島市安曇川町四津川、安曇川町下小川、安曇川町横江浜、安曇川町南船木	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は 500 m 以内とすること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 201号	米原市上多良、朝妻筑摩、飯、世継地先天野川	天野川筋、米原市上多良に設置された旧朝妻筑摩田用水取入口堰堤から下流同市朝妻筑摩にある朝妻橋までの区域	第2種共同漁業権（あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	米原市上多良	操業期間中、20日に1日以上養を撤去すること。
共 第 202号	長浜市南浜町地先姉川	姉川筋、長浜市南浜町地先美浜橋の下流50mから下流川尻までの区域	第2種共同漁業権（あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業、あゆ四手網漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	長浜市南浜町	操業期間中、20日に1日以上養を撤去すること。
共 第 203号	長浜市落合町地先高時川	高時川筋、長浜市落合町地先、落合橋の下流100mから下流70mまでの区域	第2種共同漁業権（あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業）	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	長浜市落合町	操業期間中、20日に1日以上養を撤去すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共第204号	長浜市西浅井町塩津浜地先大川	大川筋、長浜市西浅井町塩津浜字下河原地先に設置された田用水野田湯堰から下流同市西浅井町塩津浜地先野田橋までの区域	第2種共同漁業権(あゆ、ます、はす、うぐい、やな漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	長浜市西浅井町塩津浜、西浅井町岩熊	操業期間中、20日に1日以上簀を撤去すること。
共第205号	高島市マキノ町知内地先知内川	知内川筋、高島市マキノ町知内地先、県道海津今津線の大川橋の上流150mから下流川尻までの区域	第2種共同漁業権(あゆ、ます、はす、うぐい、やな漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	高島市マキノ町知内	操業期間中、20日に1日以上簀を撤去すること。
共第206号	高島市今津町浜分地先石田川	石田川筋、高島市今津町浜分地先、浜分橋の下流77mから下流川尻までの区域	第2種共同漁業権(あゆ、ます、はす、うぐい、やな漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	高島市今津町浜分	操業期間中、20日に1日以上簀を撤去すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共 第 207号	高島市安曇川町北船木地先安曇川(北流)	安曇川(北流)筋、高島市安曇川町北船木地先、北川橋の上流 300m から下流川尻までの区域	第 2 種共同漁業権(あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業、あゆ四手網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	高島市安曇川町北船木	操業期間中、20 日に 1 日以上糞を撤去すること。毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間にコアコ 30,000 尾以上をやなの上流へ放流すること。
共 第 208号	高島市安曇川町北船木、安曇川町南船木地先安曇川(南流)	安曇川(南流)筋、高島市安曇川町北船木地先、本庄橋の上流 550m から下流川尻までの区域	第 2 種共同漁業権(あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業、あゆ四手網漁業)	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	高島市安曇川町北船木	操業期間中、20 日に 1 日以上糞を撤去すること。毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間にコアコ 70,000 尾以上をやなの上流へ放流すること。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
共第501号	草津市志那町地先(平湖、柳湖、柳平湖)	草津市志那町地先にある平湖、柳平湖一円	第5種共同漁業権(こい、ふな、もろこその他雑魚漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	草津市志那町、志那中町、下寺町、下物町、下笠町	
共第502号	近江八幡市牧町地先(北沢沼)	近江八幡市牧町地先にある通称北沢沼一円および同沼から琵琶湖に通ずる井堰までの水路	第5種共同漁業権(こい、ふな、もろこその他雑魚漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	近江八幡市牧町	
共第503号	米原市朝妻筑摩地先(蓮池)	米原市朝妻筑摩字横霞地先にある通称蓮池一円	第5種共同漁業権(こい、ふな、もろこその他雑魚漁業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	米原市朝妻筑摩	

(1) 区画漁業権

ア 公示番号および免許の内容となるべき事項

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第1号	大津市本堅田、今堅田地先 (堅田内湖)	大津市本堅田、今堅田地先にある堅田内湖一円。ただし、下記区域および都市計画道路3.4.51号堅田駅前線、同3.4.53号今堅田真野線、同3.4.1号浜大津和通線と重複する区域は除く。 除外区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域および、次のオ、カ、キ、ク、ケ、コ、ク、サ、シ、ス、セ、ソおよびオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	第1種区画漁業権 (真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	大津市本堅田一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目	漁場の使用面積は19,000㎡以内とすること。 漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。
		(ア)北緯35度06分56.3秒東経135度55分16.2秒						
		(イ)北緯35度06分56.2秒東経135度55分16.6秒						
		(ウ)北緯35度06分55.9秒東経135度55分16.6秒						
		(エ)北緯35度06分55.8秒東経135度55分16.1秒						
		(オ)北緯35度06分56.7秒東経135度55分15.4秒						
		(カ)北緯35度06分55.9秒東経135度55分15.7秒						
		(キ)北緯35度06分55.7秒東経135度55分15.7秒						
		(ク)北緯35度06分54.6秒東経135度55分15.6秒						
		(ケ)北緯35度06分54.6秒東経135度55分15.4秒						
		(コ)北緯35度06分54.7秒東経135度55分15.0秒						
		(サ)北緯35度06分55.0秒東経135度55分14.4秒						
		(シ)北緯35度06分55.5秒東経135度55分13.2秒						
		(ス)北緯35度06分55.6秒東経135度55分13.2秒						
		(セ)北緯35度06分56.6秒東経135度55分13.9秒						
		(ソ)北緯35度06分56.1秒東経135度55分15.0秒						

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
区第 2 号	草津市志 那町地先 (平湖)	次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を順次に結んだ線 とアの東方の湖岸線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度02分59.3秒東経135度55分14.0秒 (イ)北緯35度02分56.9秒東経135度55分15.7秒 (ウ)北緯35度02分56.1秒東経135度55分22.3秒 (エ)北緯35度02分57.4秒東経135度55分24.0秒 (オ)北緯35度02分57.7秒東経135度55分23.9秒	第1種区 画漁業権 (真珠養 殖業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年 9月1日 から令和 15年8月 31日まで	個別漁業権	草津市志那町	漁場内に適当 な船通しを設 け、漁船の航 行に配慮し設 置すること。
区第 3 号	守山市山 賀町地先 (赤野井 湾)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯35度04分34.5秒東経135度56分33.1秒 (イ)北緯35度04分32.6秒東経135度56分31.3秒 (ウ)北緯35度04分34.5秒東経135度56分28.2秒 (エ)北緯35度04分36.4秒東経135度56分29.9秒	第1種区 画漁業権 (真珠養 殖業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年 9月1日 から令和 15年8月 31日まで	個別漁業権	守山市杉江町、山 賀町、草津市下物 町	-

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
区第 4 号	守山市山 賀町地先 (赤野井 湾)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 04 分 34.9 秒 東経 135 度 56 分 43.7 秒 (イ)北緯 35 度 04 分 32.2 秒 東経 135 度 56 分 41.4 秒 (ウ)北緯 35 度 04 分 35.1 秒 東経 135 度 56 分 36.6 秒 (エ)北緯 35 度 04 分 37.7 秒 東経 135 度 56 分 38.9 秒	第 1 種区 画漁業権 (真珠養 殖業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から 令和 15 年 8 月 31 日まで	個別漁業権	守山市杉江町、山 賀町、草津市下物 町	—
区第 5 号	守山市山 賀町地先 (赤野井 湾)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 04 分 45.0 秒 東経 135 度 56 分 41.3 秒 (イ)北緯 35 度 04 分 46.3 秒 東経 135 度 56 分 37.7 秒 (ウ)北緯 35 度 04 分 49.3 秒 東経 135 度 56 分 39.2 秒 (エ)北緯 35 度 04 分 48.0 秒 東経 135 度 56 分 42.8 秒	第 1 種区 画漁業権 (真珠養 殖業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から 令和 15 年 8 月 31 日まで	個別漁業権	守山市杉江町、山 賀町、草津市下物 町	—

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第6号	守山市木浜町地先(木浜埋立地にある水路)	次のア、イ、ウ、エ、オ、カおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度05分41.0秒東経135度56分48.7秒 (イ)北緯35度05分38.5秒東経135度56分48.0秒 (ウ)北緯35度05分37.5秒東経135度56分51.3秒 (エ)北緯35度05分38.4秒東経135度56分51.7秒 (オ)北緯35度05分38.1秒東経135度56分52.4秒 (カ)北緯35度05分40.0秒東経135度56分53.3秒	第1種区画漁業権(真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	守山市木浜町	-
区第7号	近江八幡市円山町地先(西の湖)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度09分34.2秒東経136度06分30.1秒 (イ)北緯35度09分31.6秒東経136度06分27.8秒 (ウ)北緯35度09分32.5秒東経136度06分26.2秒 (エ)北緯35度09分35.1秒東経136度06分28.5秒	第1種区画漁業権(真珠養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別漁業権	近江八幡市円山町、安土町下豊浦	-

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
区第 8 号	近江八幡 市安土町 常楽寺地 先(西の 湖)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 09 分 29.2 秒 東経 136 度 06 分 38.3 秒 (イ)北緯 35 度 09 分 27.1 秒 東経 136 度 06 分 41.5 秒 (ウ)北緯 35 度 09 分 24.3 秒 東経 136 度 06 分 38.8 秒 (エ)北緯 35 度 09 分 26.4 秒 東経 136 度 06 分 35.6 秒	第 1 種区 画漁業権 (真珠養 殖業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	個別漁業権	近江八幡市安土町 下豊補	-
区第 9 号	近江八幡 市安土町 常楽寺地 先(西の 湖)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 09 分 27.1 秒 東経 136 度 06 分 41.5 秒 (イ)北緯 35 度 09 分 26.1 秒 東経 136 度 06 分 43.2 秒 (ウ)北緯 35 度 09 分 23.3 秒 東経 136 度 06 分 40.5 秒 (エ)北緯 35 度 09 分 24.3 秒 東経 136 度 06 分 38.8 秒	第 1 種区 画漁業権 (真珠養 殖業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 15 年 8 月 31 日まで	個別漁業権	近江八幡市安土町 常楽寺	-

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
区 10号	近江八幡 市安土町 常楽寺地 先(西の 湖)	次のア、イ、ウ、エ、オおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度09分42.6秒東経136度06分33.3秒 (イ)北緯35度09分42.5秒東経136度06分37.7秒 (ウ)北緯35度09分35.3秒東経136度06分37.8秒 (エ)北緯35度09分36.0秒東経136度06分34.5秒 (オ)北緯35度09分37.2秒東経136度06分33.5秒	第1種区 画漁業権 (真珠養 殖業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年 9月1日 から令和 15年8月 31日まで	個別漁業権	近江八幡市安土町 下豊浦	—
区 11号	近江八幡 市安土町 常楽寺地 先(西の 湖)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度09分41.9秒東経136度06分38.4秒 (イ)北緯35度09分41.3秒東経136度06分41.8秒 (ウ)北緯35度09分34.2秒東経136度06分41.4秒 (エ)北緯35度09分35.2秒東経136度06分38.3秒	第1種区 画漁業権 (真珠養 殖業)	1月1日 から12月 31日まで	令和5年 9月1日 から令和 15年8月 31日まで	個別漁業権	近江八幡市安土町 下豊浦	—

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第201号	草津市志那町先(平湖)	次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を順次に結んだ線とアの東方の湖岸線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度02分59.3秒東経135度55分14.0秒 (イ)北緯35度02分56.9秒東経135度55分15.7秒 (ウ)北緯35度02分56.1秒東経135度55分22.3秒 (エ)北緯35度02分57.4秒東経135度55分24.0秒 (オ)北緯35度02分57.7秒東経135度55分23.9秒	第1種区画漁業権(簡易垂下式真珠母貝養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別漁業権	草津市志那町	漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。
区第202号	守山市木浜町先(木浜埋立地にある水路)	次のア、イ、ウ、エ、オ、カおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度05分41.0秒東経135度56分48.7秒 (イ)北緯35度05分38.5秒東経135度56分48.0秒 (ウ)北緯35度05分37.5秒東経135度56分51.3秒 (エ)北緯35度05分38.4秒東経135度56分51.7秒 (オ)北緯35度05分38.1秒東経135度56分52.4秒 (カ)北緯35度05分40.0秒東経135度56分53.3秒	第1種区画漁業権(簡易垂下式真珠母貝養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別漁業権	守山市木浜町	—

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区 第 203号	近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)	次のア、イ、ウ、エ、オおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度09分42.6秒東経136度06分33.3秒 (イ)北緯35度09分42.5秒東経136度06分37.7秒 (ウ)北緯35度09分35.3秒東経136度06分37.8秒 (エ)北緯35度09分36.0秒東経136度06分34.5秒 (オ)北緯35度09分37.2秒東経136度06分33.5秒	第1種区画漁業権(簡易垂下式真珠母貝養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別漁業権	近江八幡市安土町下豊浦	-
区 第 204号	近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度09分41.9秒東経136度06分38.4秒 (イ)北緯35度09分41.3秒東経136度06分41.8秒 (ウ)北緯35度09分34.2秒東経136度06分41.4秒 (エ)北緯35度09分35.2秒東経136度06分38.3秒	第1種区画漁業権(簡易垂下式真珠母貝養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別漁業権	近江八幡市安土町下豊浦	-

公示 番号	漁場の位 置	漁場の区域	漁業の 種類	漁業 時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
区 第 1301 号	近江八幡 市沖島町 地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線 によって囲まれた区域 (ア)北緯 35 度 11 分 33.4 秒東経 136 度 05 分 25.4 秒 (イ)北緯 35 度 11 分 34.8 秒東経 136 度 05 分 23.5 秒 (ウ)北緯 35 度 11 分 32.4 秒東経 136 度 05 分 20.8 秒 (エ)北緯 35 度 11 分 31.0 秒東経 136 度 05 分 22.7 秒	第 1 種区 画漁業権 (小割式 魚類養殖 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島町	—
区 第 1302 号	近江八幡 市沖島町 地先	次のアとイとを結んだ線以北のかまくど湾一円 (ア)北緯 35 度 11 分 53.3 秒東経 136 度 05 分 14.6 秒 (イ)北緯 35 度 11 分 46.1 秒東経 136 度 05 分 24.0 秒	第 1 種区 画漁業権 (小割式 魚類養殖 業)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	令和 5 年 9 月 1 日 から令和 10 年 8 月 31 日まで	団体漁業権	近江八幡市沖島町	—

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第1303号	長浜市西浅井町菅浦地先	次のアとイを結んだ線とこれより東側の湖岸線によって囲まれた奥出湾 (ア)北緯35度29分03.0秒東経136度07分54.1秒 (イ)北緯35度28分38.7秒東経136度07分29.2秒	第1種区画漁業権(小割式魚類養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	長浜市西浅井町菅浦、西浅井町大浦	漁場の使用面積は7,000㎡以内とするこ と。
区第1304号	長浜市西浅井町菅浦地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度28分15.8秒東経136度07分22.4秒 (イ)北緯35度28分20.5秒東経136度07分24.1秒 (ウ)北緯35度28分19.6秒東経136度07分27.5秒 (エ)北緯35度28分15.0秒東経136度07分25.8秒	第1種区画漁業権(小割式魚類養殖業)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	長浜市西浅井町菅浦、西浅井町大浦	漁場の使用面積は1,000㎡以内とするこ と。

2 保全沿岸漁場に関する事項
該当なし

3 漁業の免許予定日

令和5年9月1日

4 3に係る申請期間

令和5年5月23日から同年7月31日まで

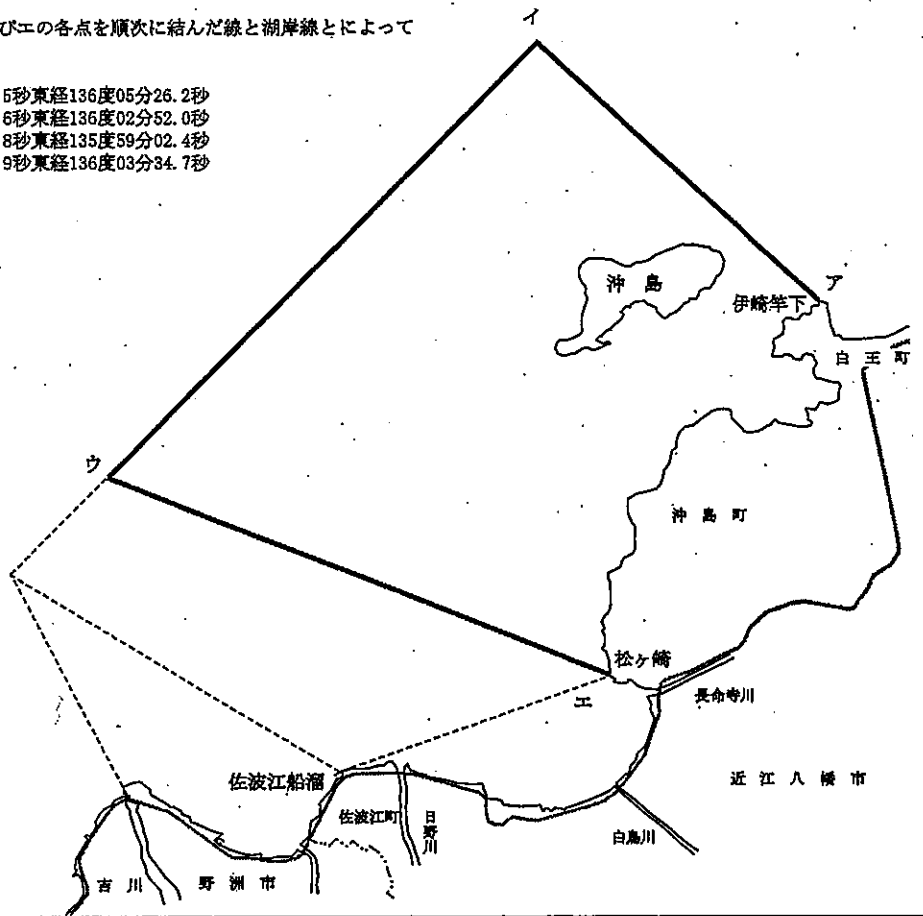
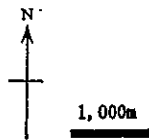
5 類似漁業権以外の漁業権

共第117号、共第120号、共第122号、共第135号、共第136号、共第138号、共第141号、共第143号、共第144号

第1種共同漁業権（しじみ、いけちよう貝、からす貝、たにし漁業）漁場図

免許番号 共第1号
 漁場の位置 近江八幡市地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

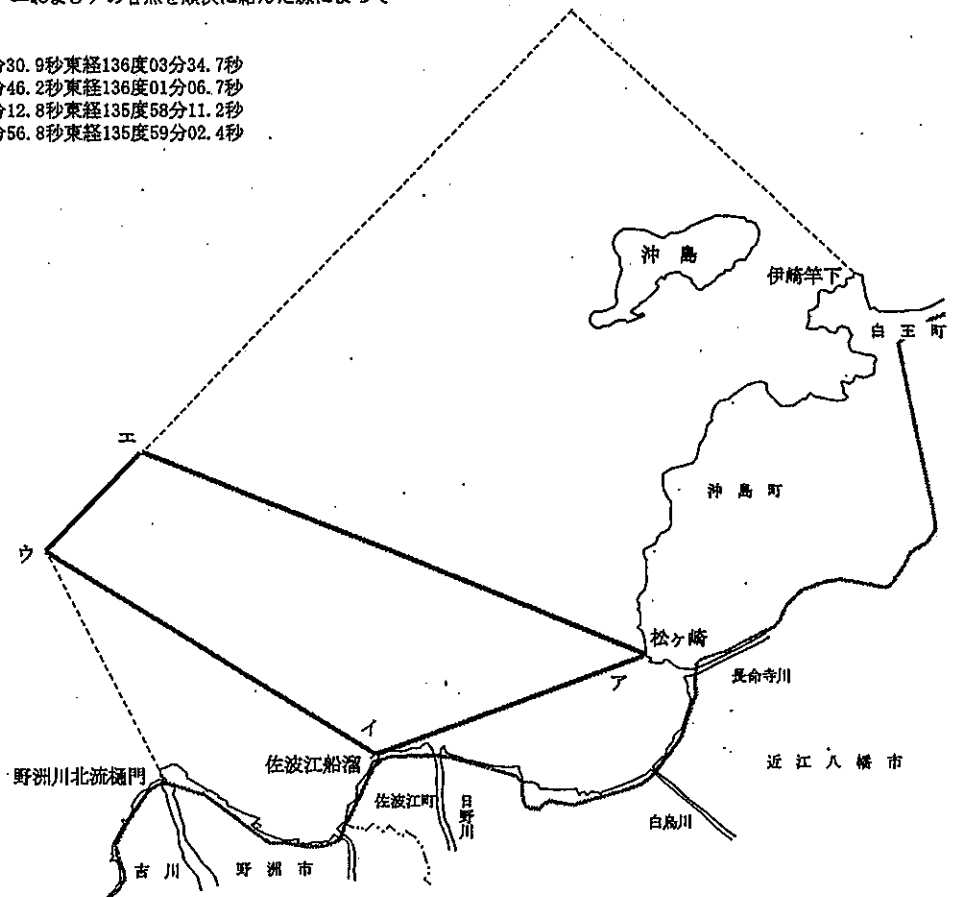
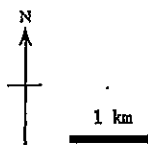
- ア 北緯35度12分19.5秒東経136度05分26.2秒
- イ 北緯35度14分13.6秒東経136度02分52.0秒
- ウ 北緯35度10分56.8秒東経135度59分02.4秒
- エ 北緯35度09分30.9秒東経136度03分34.7秒



第1種共同漁業権（しじみ、いけちよう貝、からす貝、たにし漁業）漁場図

免許番号 共第2号
 漁場の位置 近江八幡市、野洲市地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

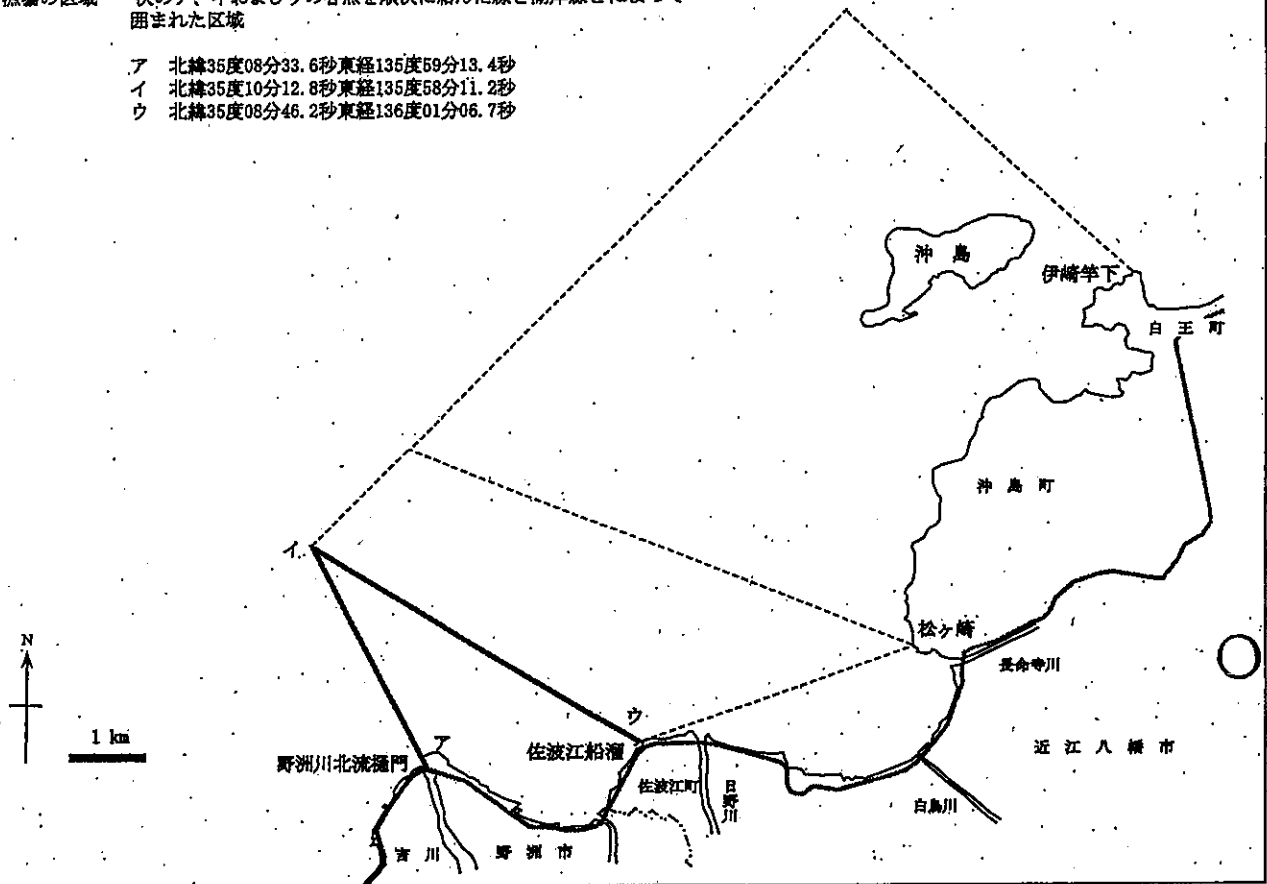
- ア 北緯35度09分30.9秒東経136度03分34.7秒
- イ 北緯35度08分46.2秒東経136度01分06.7秒
- ウ 北緯35度10分12.8秒東経135度58分11.2秒
- エ 北緯35度10分56.8秒東経135度59分02.4秒



第1種共同漁業権 (しじみ、いけちょう貝、からす貝、たにし漁業) 漁場図

免許番号 共第3号
 漁場の位置 近江八幡市、野洲市地先
 漁場の区域 次のア、イおよびウの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

- ア 北緯35度08分33.6秒東経135度59分13.4秒
- イ 北緯35度10分12.8秒東経135度58分11.2秒
- ウ 北緯35度08分46.2秒東経136度01分06.7秒

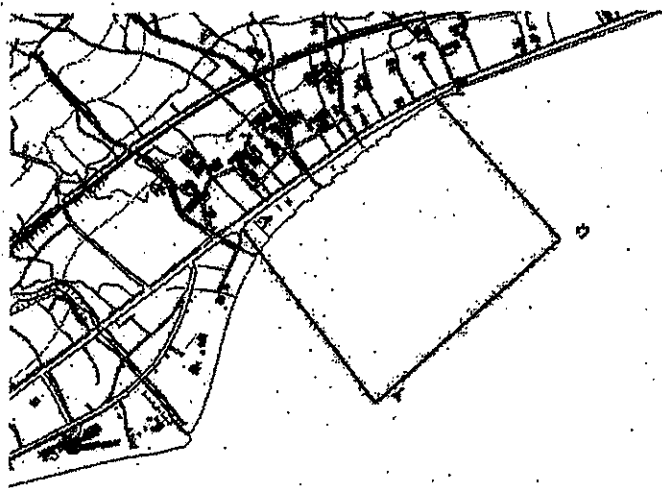


第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

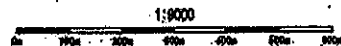
免許番号 共第101号
 漁場の位置 高島市鶴川地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

- ア 北緯35度16分04.4秒 東経135度59分40.6秒
- イ 北緯35度15分53.9秒 東経135度59分50.6秒
- ウ 北緯35度16分03.8秒 東経136度00分04.2秒
- エ 北緯35度16分12.6秒 東経135度59分54.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



測量法に基づく国土地理院承認 (複製) R 4THE 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

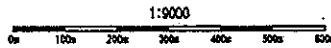
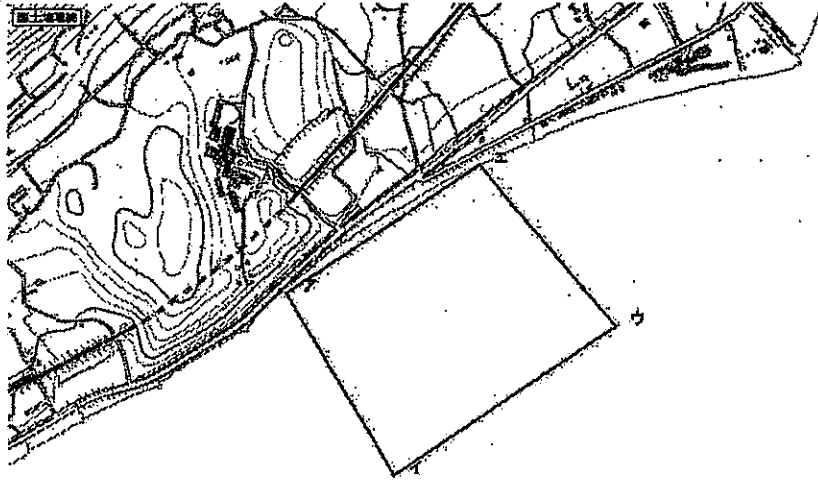


第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第102号
 漁場の位置 大津市北小松地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度15分37.4秒 東経135度58分57.8秒
 イ 北緯35度15分26.2秒 東経135度59分05.7秒
 ウ 北緯35度15分35.3秒 東経135度59分22.5秒
 エ 北緯35度15分45.3秒 東経135度59分12.3秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



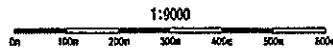
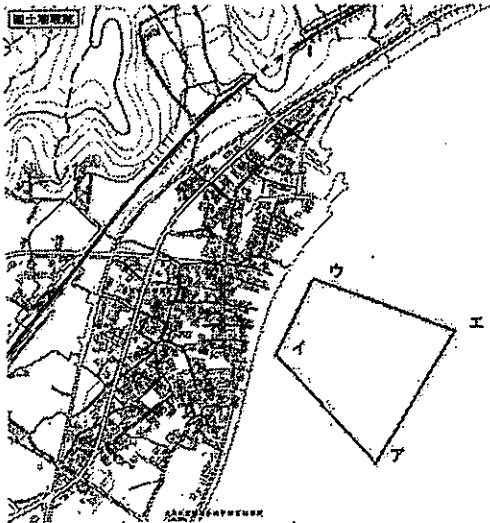
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

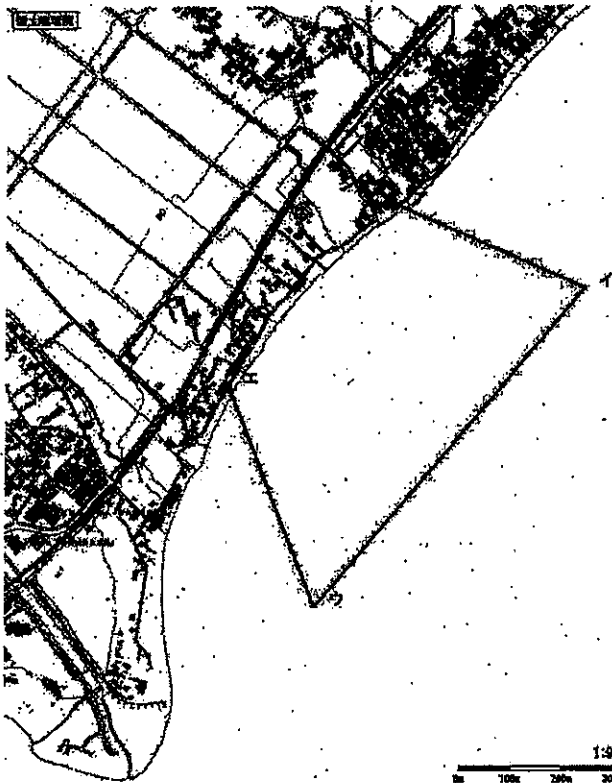
免許番号 共第103号
 漁場の位置 大津市北小松地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度15分03.5秒 東経135度58分37.6秒
 イ 北緯35度15分10.0秒 東経135度58分30.4秒
 ウ 北緯35度15分14.5秒 東経135度58分33.2秒
 エ 北緯35度15分11.4秒 東経135度58分43.7秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第104号
 漁場の位置 大津市南比良地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

- ア 北緯35度12分53.0秒 東経135度56分28.1秒
- イ 北緯35度12分47.8秒 東経135度56分42.2秒
- ウ 北緯35度12分28.3秒 東経135度56分21.9秒
- エ 北緯35度12分41.9秒 東経135度56分15.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHE 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第105号
 漁場の位置 大津市八屋戸地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

- ア 北緯35度11分16.1秒 東経135度55分04.7秒
- イ 北緯35度11分13.2秒 東経135度55分14.4秒
- ウ 北緯35度11分19.5秒 東経135度55分16.7秒
- エ 北緯35度11分22.3秒 東経135度55分07.4秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



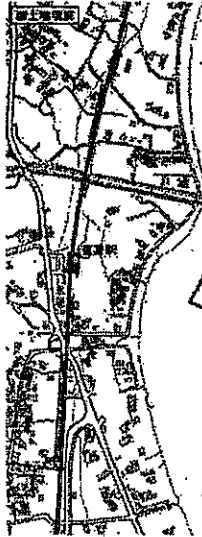
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHE 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第106号
 漁場の位置 大津市八屋戸地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度10分47.7秒 東経135度55分17.4秒
 イ 北緯35度10分54.0秒 東経135度55分02.7秒
 ウ 北緯35度10分58.6秒 東経135度55分05.9秒
 エ 北緯35度10分56.7秒 東経135度55分20.0秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



1:9000
 0m 100m 200m 300m 400m 500m 600m



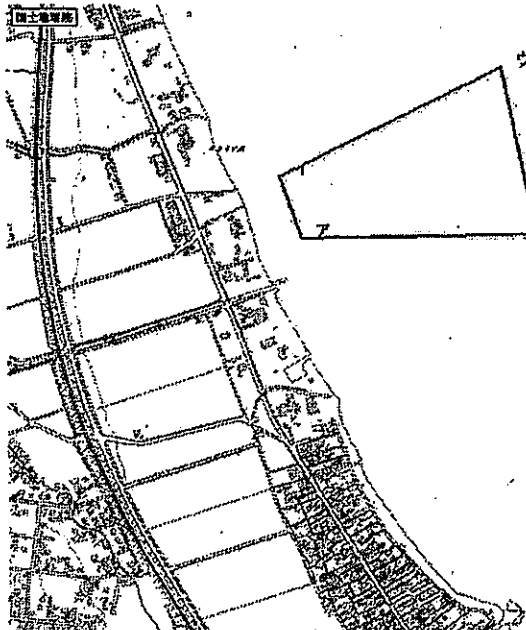
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

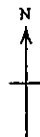
免許番号 共第107号
 漁場の位置 大津市和運北浜地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度10分28.3秒 東経135度55分12.0秒
 イ 北緯35度10分32.1秒 東経135度55分10.4秒
 ウ 北緯35度10分38.8秒 東経135度55分27.0秒
 エ 北緯35度10分28.6秒 東経135度55分29.7秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



1:9000
 0m 100m 200m 300m 400m 500m 600m



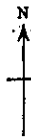
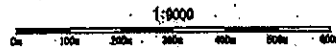
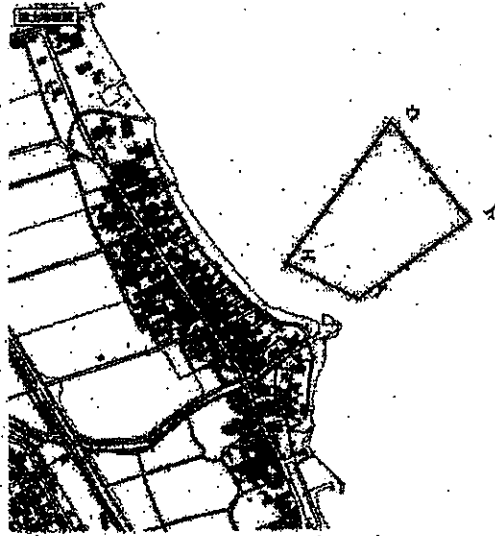
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第108号
漁場の位置 大津市和邇北浜地先
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度10分07.5秒 東経135度55分29.8秒
イ 北緯35度10分12.4秒 東経135度55分38.2秒
ウ 北緯35度10分18.5秒 東経135度55分32.2秒
エ 北緯35度10分09.8秒 東経135度55分24.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



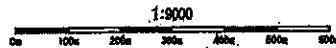
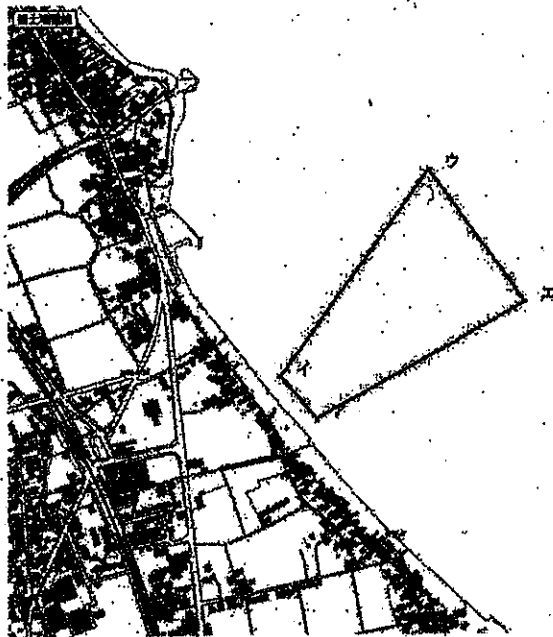
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHY 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第109号
漁場の位置 大津市和邇中浜地先
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度09分45.0秒 東経135度55分37.4秒
イ 北緯35度09分47.5秒 東経135度55分34.8秒
ウ 北緯35度10分00.3秒 東経135度55分45.7秒
エ 北緯35度09分52.1秒 東経135度55分52.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



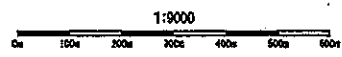
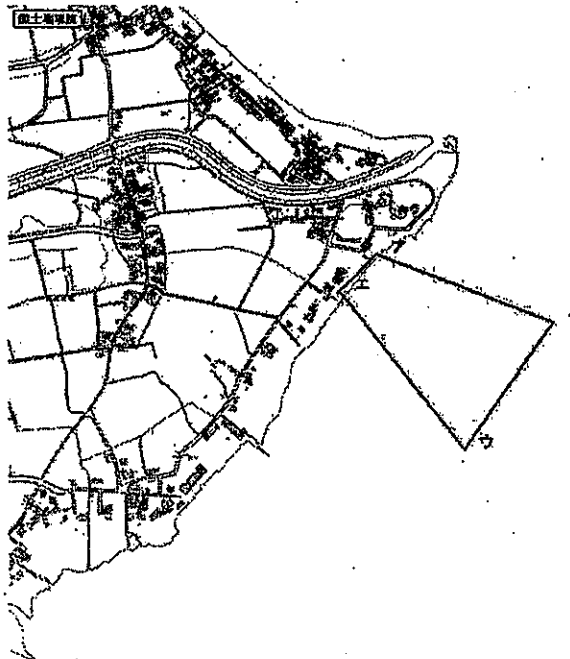
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHY 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第110号
 漁場の位置 大津市和運今宿地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度09分16.4秒 東経135度56分06.5秒
 イ 北緯35度09分12.2秒 東経135度56分19.8秒
 ウ 北緯35度09分04.3秒 東経135度56分13.1秒
 エ 北緯35度09分14.0秒 東経135度56分03.8秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



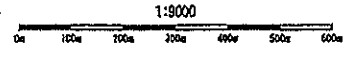
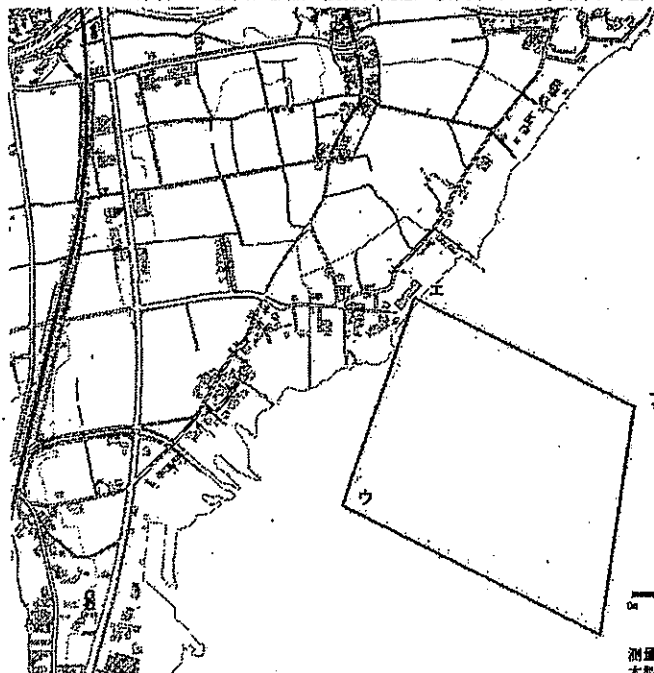
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第111号
 漁場の位置 大津市和運今宿地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度08分55.8秒 東経135度56分09.5秒
 イ 北緯35度08分42.1秒 東経135度56分06.8秒
 ウ 北緯35度08分49.8秒 東経135度55分47.6秒
 エ 北緯35度09分02.3秒 東経135度55分53.1秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第112号

漁場の位置 大津市小野地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

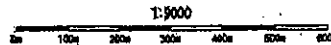
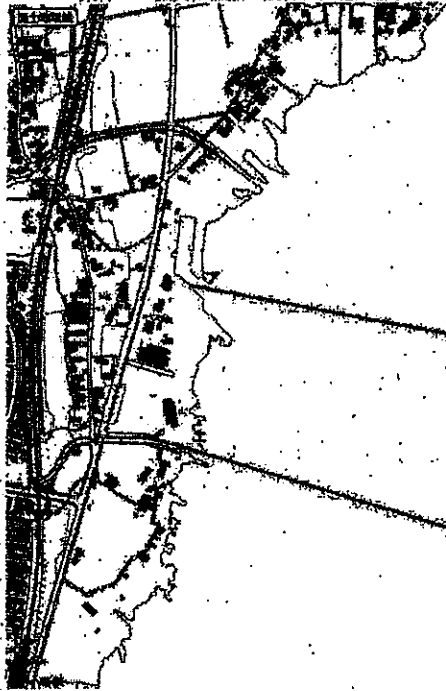
ア 北緯35度08分44.5秒 東経135度55分34.0秒

イ 北緯35度08分39.1秒 東経135度56分07.8秒

ウ 北緯35度08分26.5秒 東経135度56分04.6秒

エ 北緯35度08分34.6秒 東経135度55分33.1秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第113号

漁場の位置 大津市真野地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

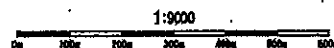
ア 北緯35度08分15.7秒 東経135度55分44.9秒

イ 北緯35度08分16.3秒 東経135度56分05.3秒

ウ 北緯35度08分24.4秒 東経135度56分05.2秒

エ 北緯35度08分20.9秒 東経135度55分44.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は500m以内とすること。



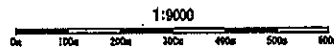
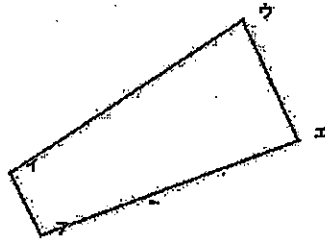
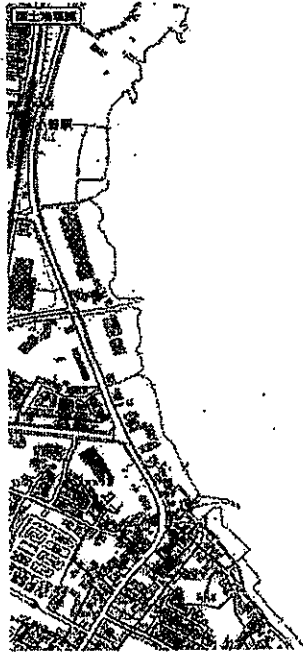
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第114号
 漁場の位置 大津市真野地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度07分58.3秒 東経135度55分49.2秒
 イ 北緯35度08分02.2秒 東経135度55分46.9秒
 ウ 北緯35度08分11.6秒 東経135度56分04.5秒
 エ 北緯35度08分04.1秒 東経135度56分08.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は500m以内とすること。



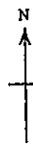
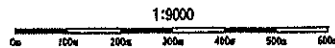
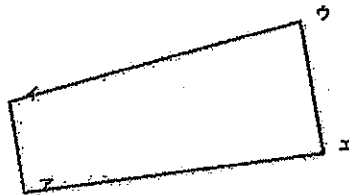
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第115号
 漁場の位置 大津市真野地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度07分44.5秒 東経135度55分51.6秒
 イ 北緯35度07分50.0秒 東経135度55分50.6秒
 ウ 北緯35度07分54.8秒 東経135度56分12.4秒
 エ 北緯35度07分46.7秒 東経135度56分14.0秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



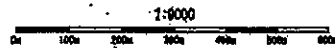
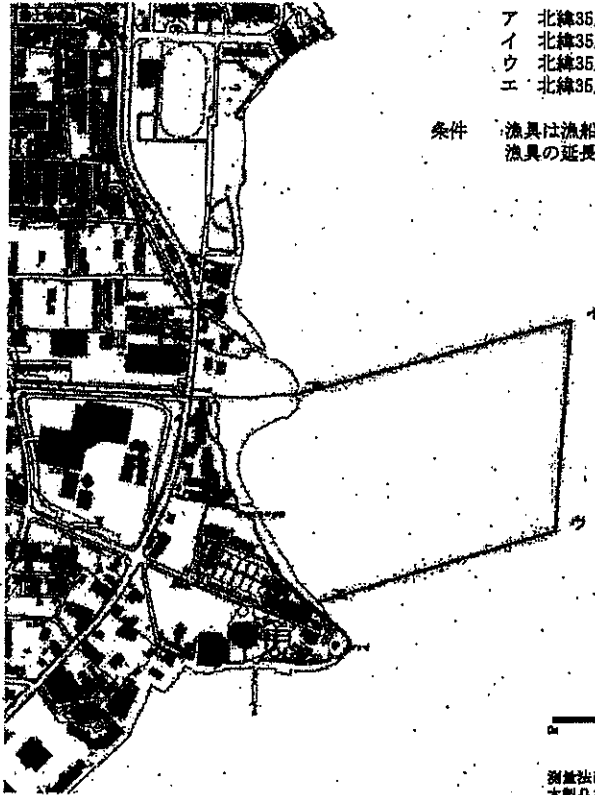
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第116号
 漁場の位置 大津市柳が崎地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度01分51.0秒 東経135度52分07.2秒
 イ 北緯35度01分55.7秒 東経135度52分28.2秒
 ウ 北緯35度01分42.7秒 東経135度52分27.2秒
 エ 北緯35度01分38.2秒 東経135度52分09.4秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



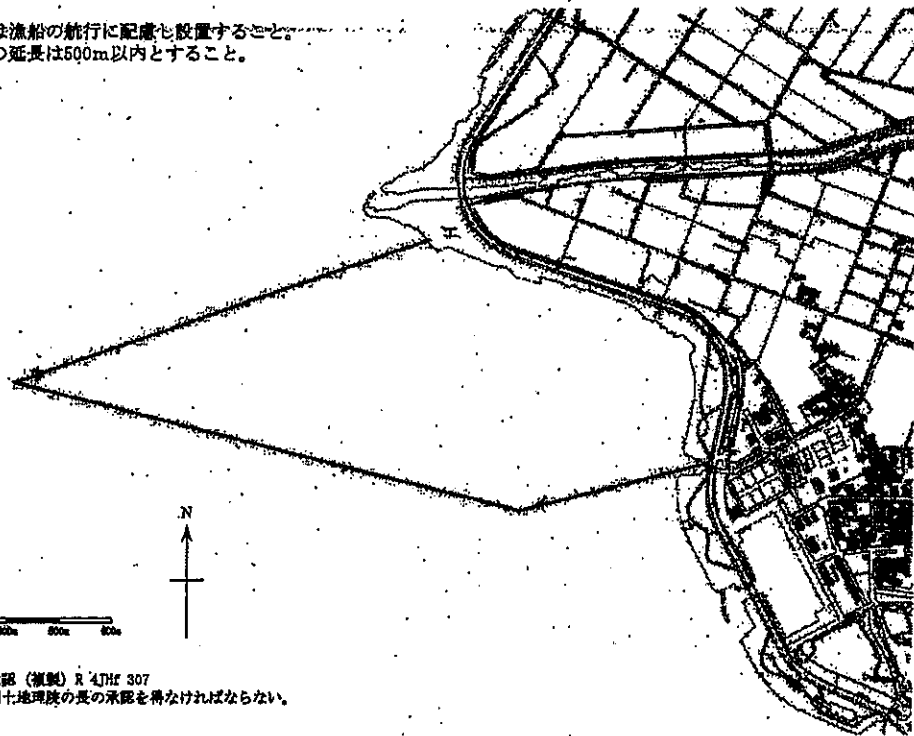
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHR 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第117号
 漁場の位置 草津市北山田町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度01分53.9秒 東経135度54分46.8秒
 イ 北緯35度01分51.0秒 東経135度54分32.7秒
 ウ 北緯35度01分58.9秒 東経135度53分54.9秒
 エ 北緯35度02分07.6秒 東経135度54分25.7秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



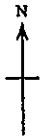
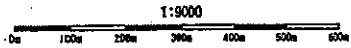
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHR 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

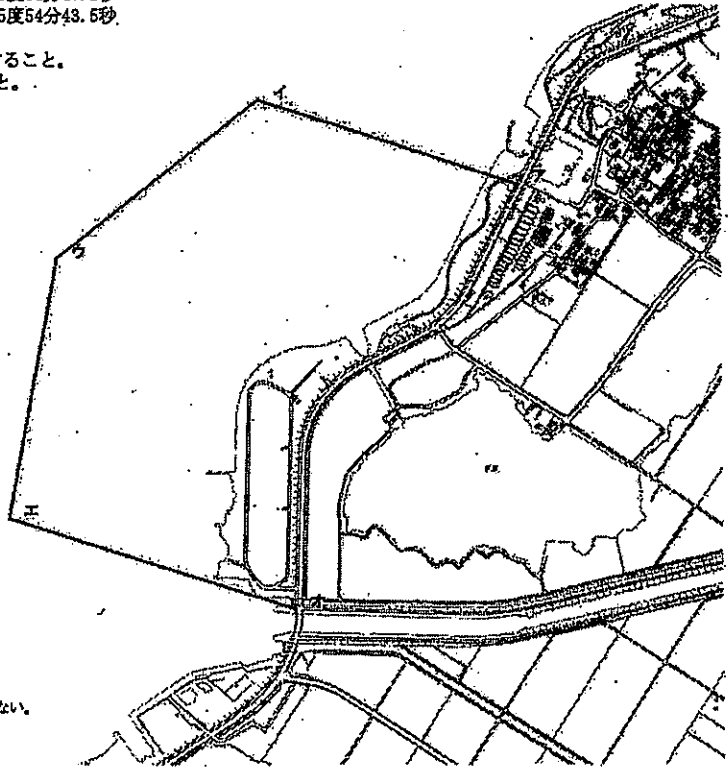
免許番号 共第118号
漁場の位置 草津市志那町地先
漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度03分13.6秒 東経135度55分21.9秒
イ 北緯35度03分18.8秒 東経135度55分02.4秒
ウ 北緯35度03分09.0秒 東経135度54分47.2秒
エ 北緯35度02分53.0秒 東経135度54分43.6秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

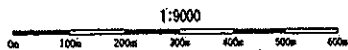


第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

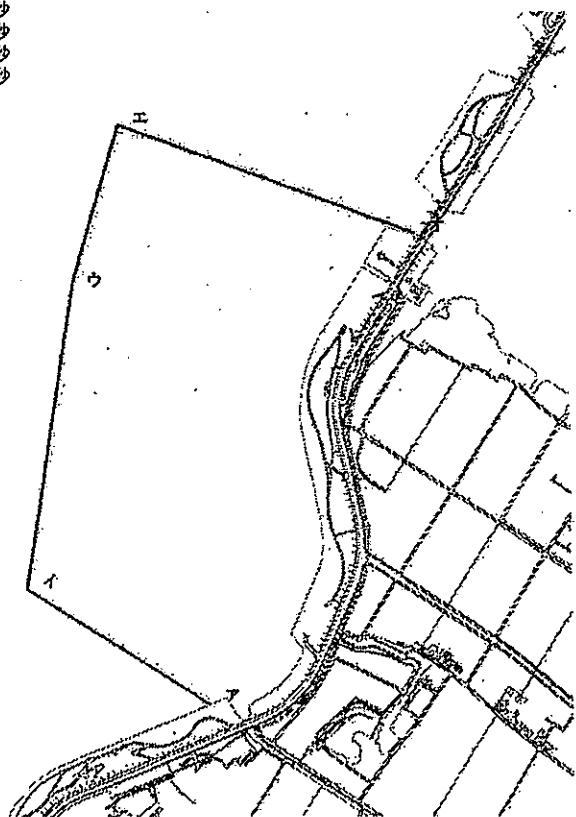
免許番号 共第119号
漁場の位置 草津市下寺町、志那中町地先
漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度03分27.0秒 東経135度55分38.9秒
イ 北緯35度03分34.0秒 東経135度55分25.4秒
ウ 北緯35度03分52.1秒 東経135度55分28.9秒
エ 北緯35度04分02.1秒 東経135度55分32.4秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

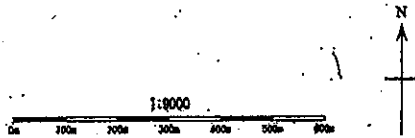
免許番号 共第120号

漁場の位置 草津市下物町地先

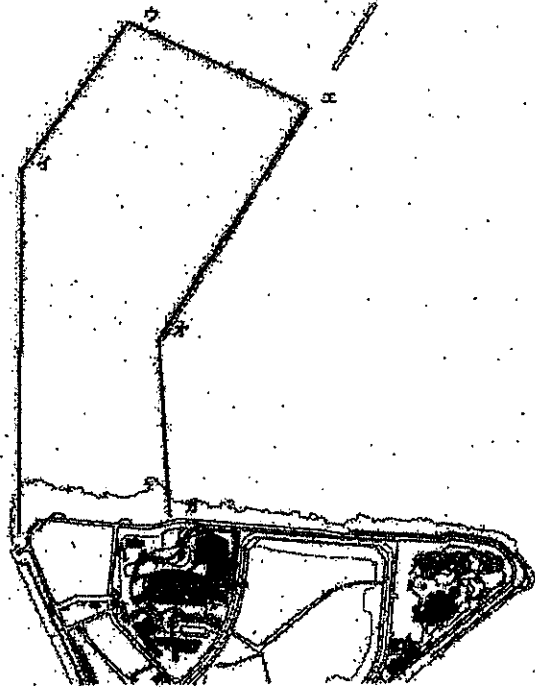
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オおよびカの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

- | | | |
|---|---------------|----------------|
| ア | 北緯35度04分30.4秒 | 東経135度55分54.0秒 |
| イ | 北緯35度04分52.8秒 | 東経135度55分54.1秒 |
| ウ | 北緯35度05分01.8秒 | 東経135度56分01.9秒 |
| エ | 北緯35度04分56.6秒 | 東経135度56分15.4秒 |
| オ | 北緯35度04分42.4秒 | 東経135度56分04.3秒 |
| カ | 北緯35度04分31.4秒 | 東経135度56分05.1秒 |

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

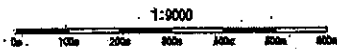
免許番号 共第121号

漁場の位置 守山市水保町地先

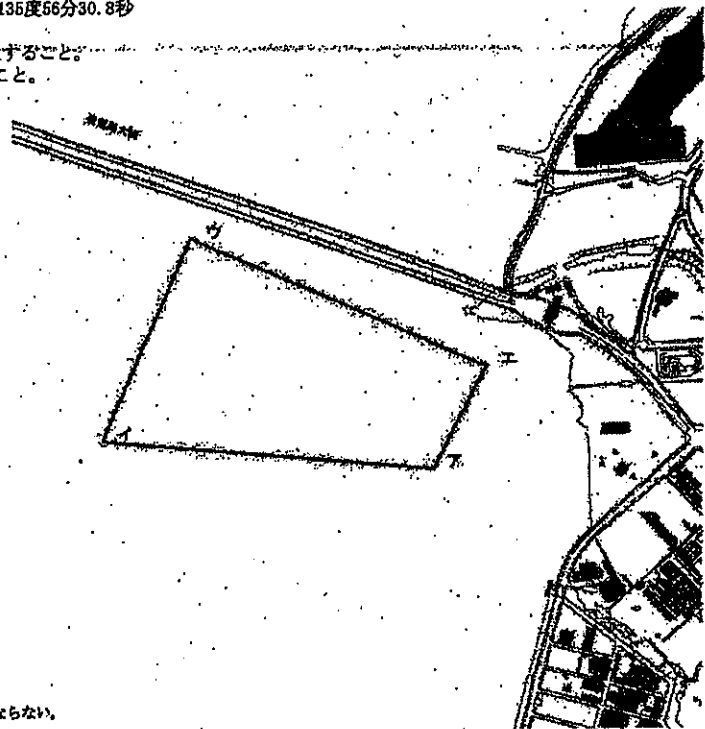
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- | | | |
|---|---------------|----------------|
| ア | 北緯35度06分59.0秒 | 東経135度56分26.9秒 |
| イ | 北緯35度07分00.8秒 | 東経135度56分02.3秒 |
| ウ | 北緯35度07分13.2秒 | 東経135度56分08.7秒 |
| エ | 北緯35度07分05.3秒 | 東経135度56分30.8秒 |

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

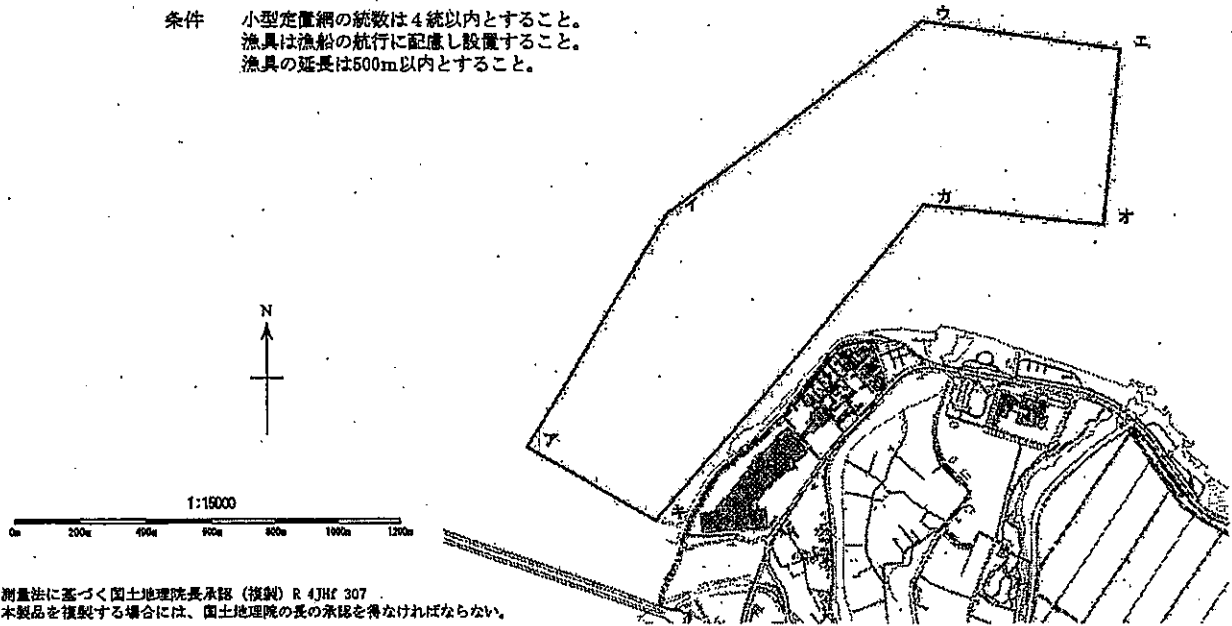
免許番号 共第122号

漁場の位置 守山市今浜町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア	北緯35度07分26.4秒	東経135度56分15.8秒
イ	北緯35度07分50.6秒	東経135度56分33.6秒
ウ	北緯35度08分10.1秒	東経135度57分05.5秒
エ	北緯35度08分07.2秒	東経135度57分30.3秒
オ	北緯35度07分49.2秒	東経135度57分28.2秒
カ	北緯35度07分51.3秒	東経135度57分05.6秒
キ	北緯35度07分18.8秒	東経135度56分31.7秒

条件 小型定置網の統数は4統以内とすること。
漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土院院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土院院長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

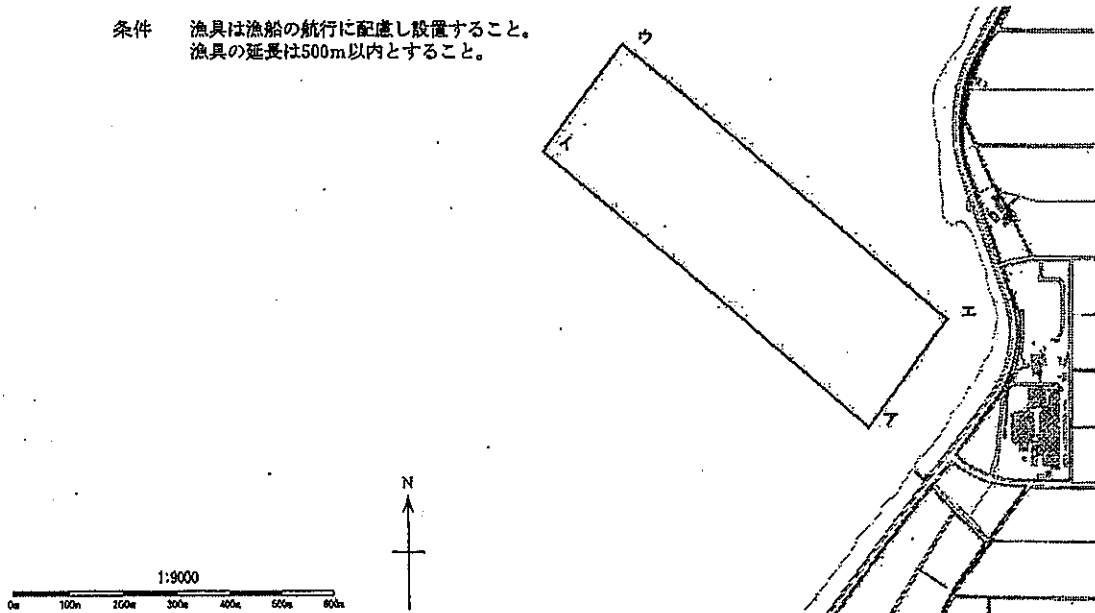
免許番号 共第123号

漁場の位置 野洲市吉川地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア	北緯35度07分47.0秒	東経135度58分41.1秒
イ	北緯35度08分03.7秒	東経135度58分16.9秒
ウ	北緯35度08分10.2秒	東経135度58分22.8秒
エ	北緯35度07分53.5秒	東経135度58分47.0秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土院院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土院院長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第124号
漁場の位置 野洲市吉川地先
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

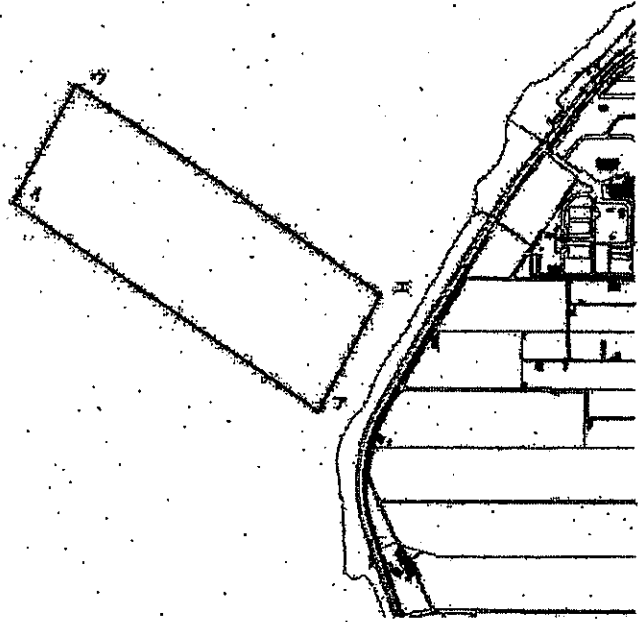
ア 北緯35度08分09.7秒 東経135度58分44.8秒
イ 北緯35度08分22.8秒 東経135度58分22.1秒
ウ 北緯35度08分29.9秒 東経135度58分26.7秒
エ 北緯35度08分16.9秒 東経135度58分49.4秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。

1:9000
0m 100m 200m 300m 400m 500m



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



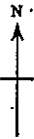
第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第125号
漁場の位置 野洲市吉川地先
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

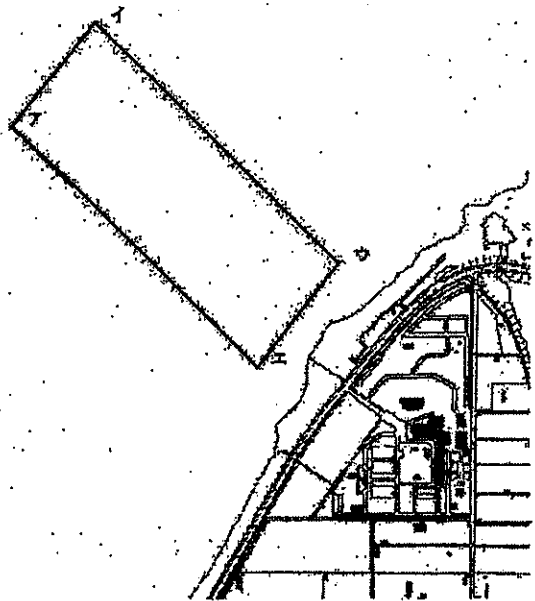
ア 北緯35度08分42.1秒 東経135度58分36.7秒
イ 北緯35度08分48.6秒 東経135度58分42.8秒
ウ 北緯35度08分33.6秒 東経135度59分00.9秒
エ 北緯35度08分27.2秒 東経135度58分54.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。

1:9000
0m 100m 200m 300m 400m 500m



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

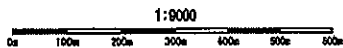
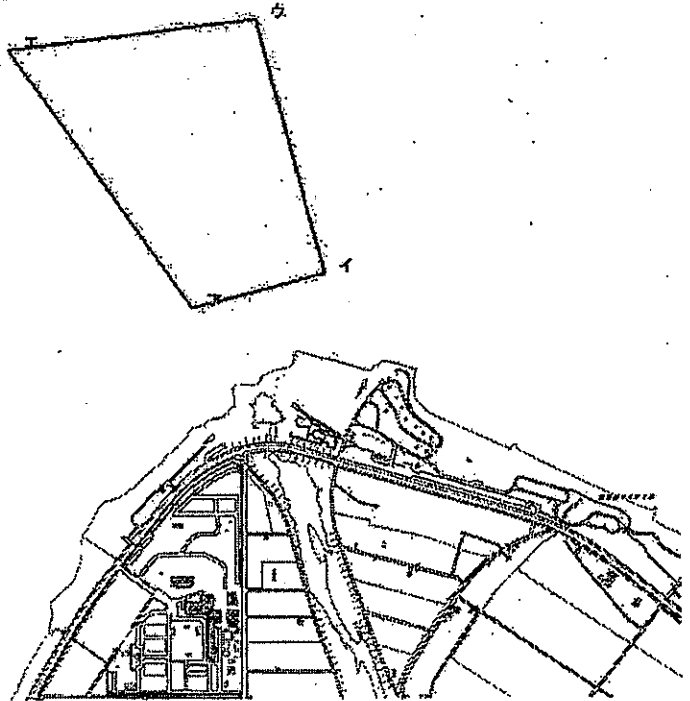


第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第126号
 漁場の位置 野洲市吉川地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度08分41.9秒 東経135度59分07.2秒
 イ 北緯35度08分44.0秒 東経135度59分17.2秒
 ウ 北緯35度08分59.7秒 東経135度59分12.0秒
 エ 北緯35度08分57.8秒 東経135度58分53.6秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



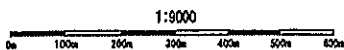
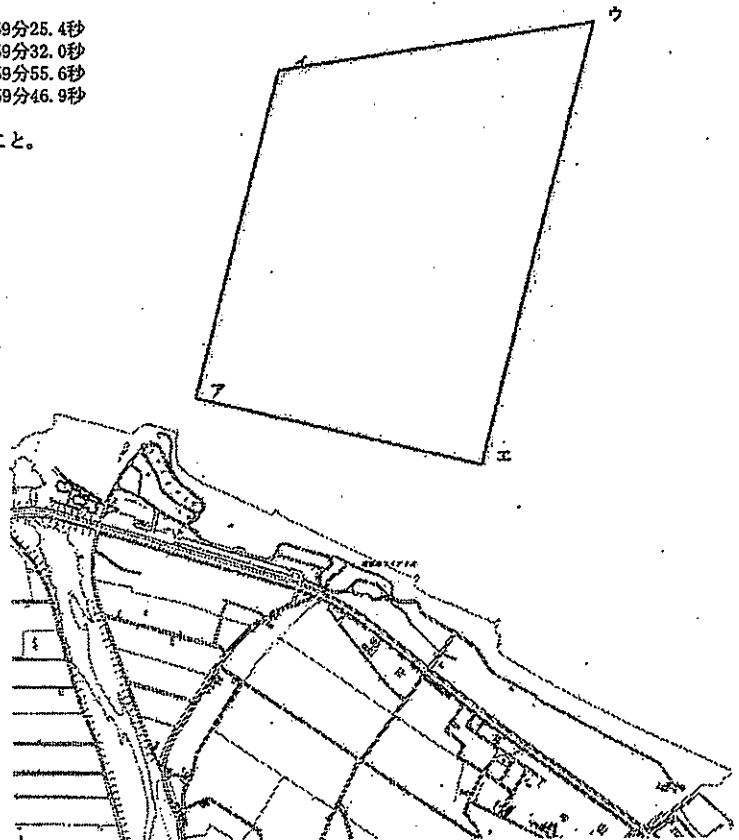
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第127号
 漁場の位置 野洲市吉川、菟蓐地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度08分40.1秒 東経135度59分25.4秒
 イ 北緯35度09分00.1秒 東経135度59分32.0秒
 ウ 北緯35度09分03.0秒 東経135度59分55.6秒
 エ 北緯35度08分36.0秒 東経135度59分46.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



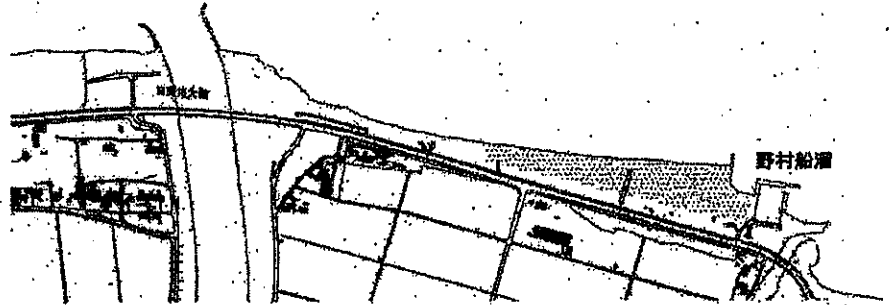
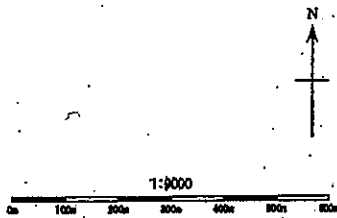
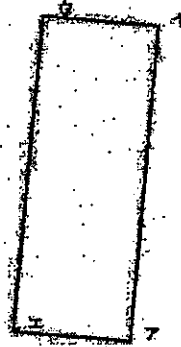
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第128号
 漁場の位置 近江八幡市佐波江町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯35度09分00.3秒 東経136度01分58.8秒
- イ 北緯35度09分19.7秒 東経136度02分00.9秒
- ウ 北緯35度09分20.3秒 東経136度01分52.2秒
- エ 北緯35度09分00.9秒 東経136度01分50.2秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



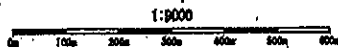
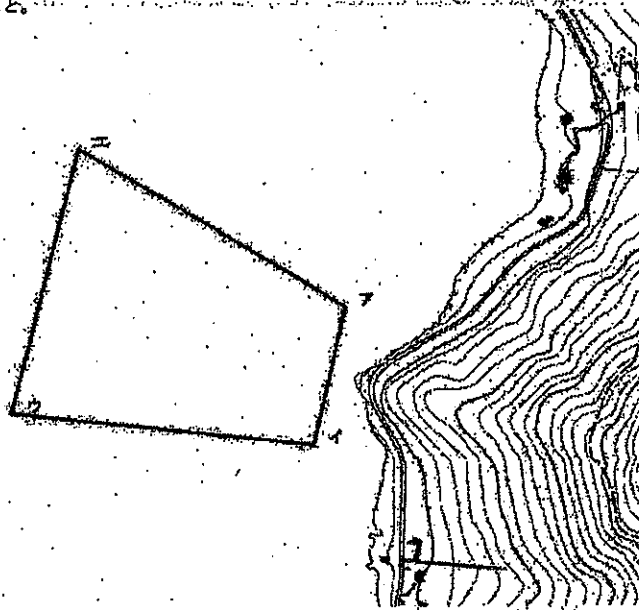
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JH 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第129号
 漁場の位置 近江八幡市沖島町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯35度10分20.9秒 東経136度03分31.1秒
- イ 北緯35度10分12.5秒 東経136度03分28.8秒
- ウ 北緯35度10分14.4秒 東経136度03分06.4秒
- エ 北緯35度10分30.6秒 東経136度03分11.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JH 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第130号

漁場の位置 近江八幡市白王町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

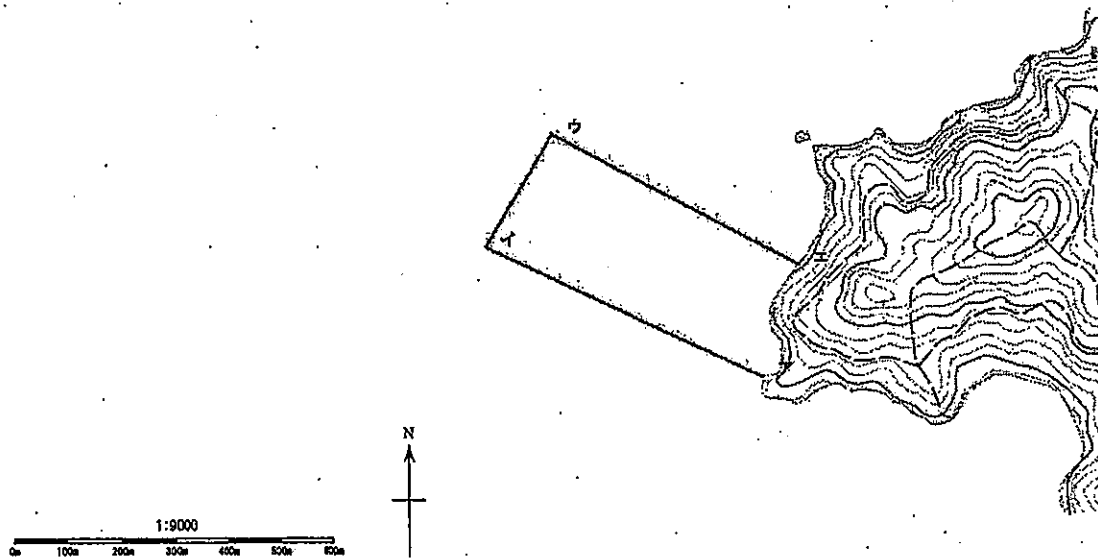
ア 北緯35度11分56.3秒 東経136度05分01.1秒

イ 北緯35度12分04.3秒 東経136度04分40.3秒

ウ 北緯35度12分11.2秒 東経136度04分45.4秒

エ 北緯35度12分03.1秒 東経136度05分03.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第131号

漁場の位置 近江八幡市沖島町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

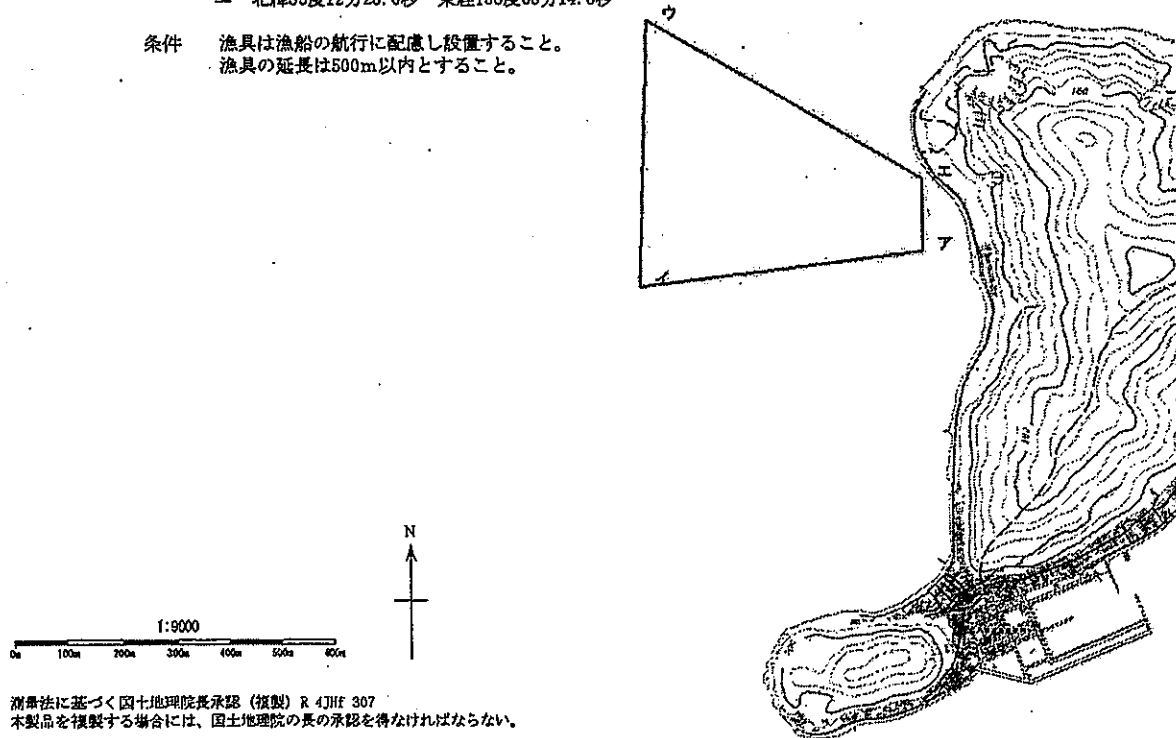
ア 北緯35度12分23.6秒 東経136度03分14.6秒

イ 北緯35度12分21.6秒 東経136度02分53.4秒

ウ 北緯35度12分37.7秒 東経136度02分54.0秒

エ 北緯35度12分28.0秒 東経136度03分14.6秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



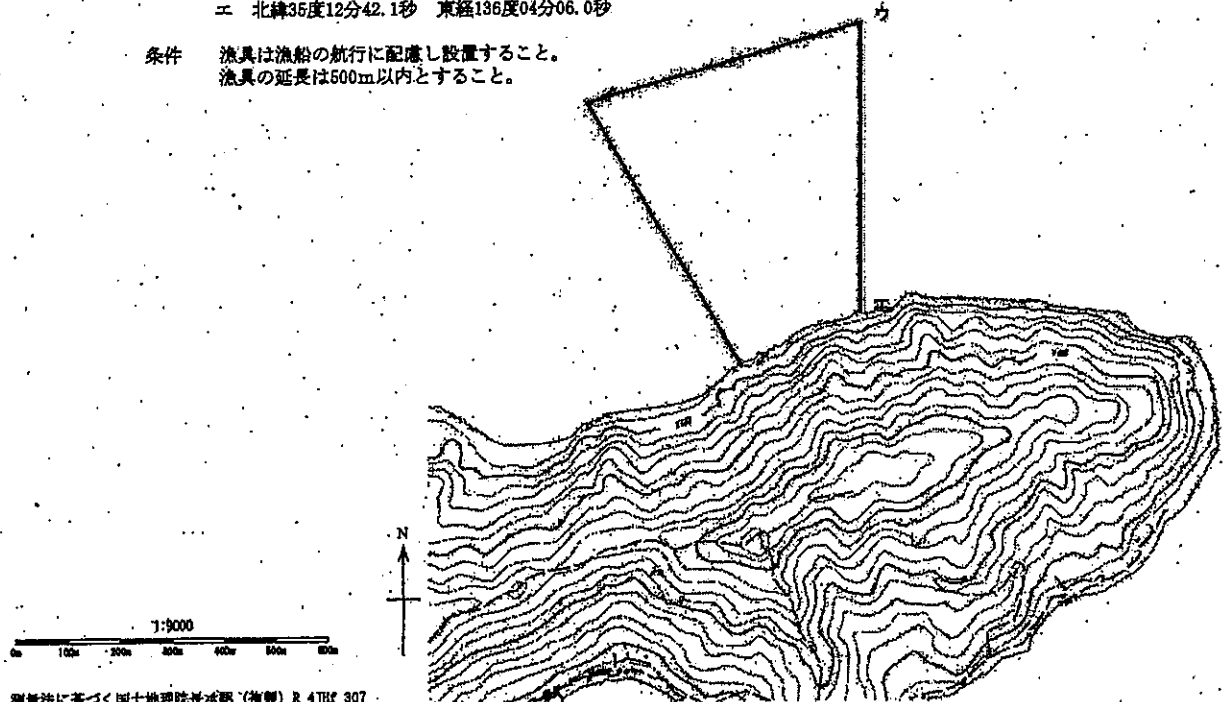
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第132号
 漁場の位置 近江八幡市沖島町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度12分38.8秒 東経136度03分57.0秒
 イ 北緯35度12分55.2秒 東経136度03分45.5秒
 ウ 北緯35度13分00.0秒 東経136度04分06.0秒
 エ 北緯35度12分42.1秒 東経136度04分06.0秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



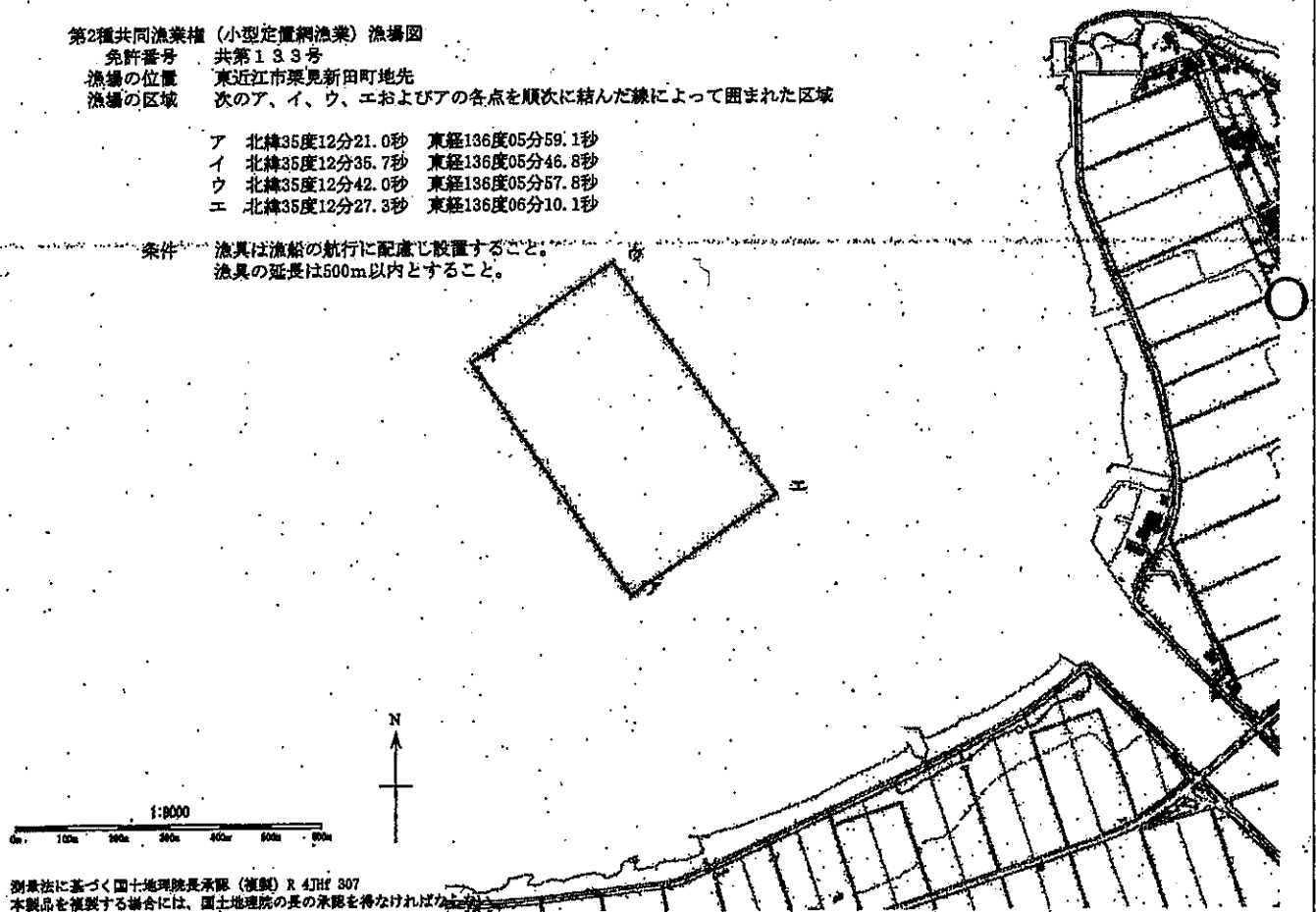
測量法に基づく国土院院長承認 (複製) R 4IHf 307
 本製品を複製する場合には、国土院院長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

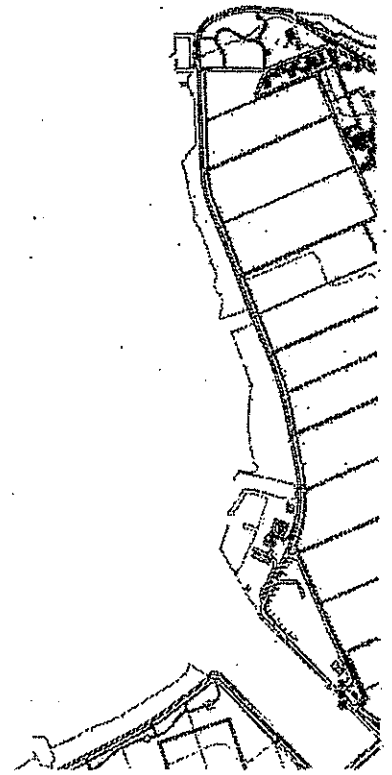
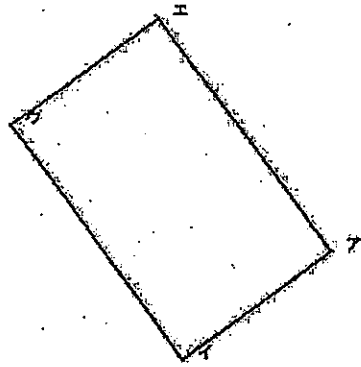
免許番号 共第133号
 漁場の位置 東近江市栗見新田町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度12分21.0秒 東経136度05分59.1秒
 イ 北緯35度12分35.7秒 東経136度05分46.8秒
 ウ 北緯35度12分42.0秒 東経136度05分57.8秒
 エ 北緯35度12分27.3秒 東経136度06分10.1秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土院院長承認 (複製) R 4IHf 307
 本製品を複製する場合には、国土院院長の承認を得なければならない。



第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第134号

漁場の位置 東近江市栗見出在家町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

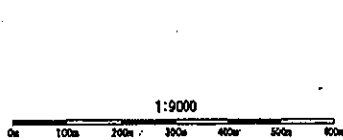
ア 北緯35度12分51.1秒 東経136度06分08.3秒

イ 北緯35度12分44.4秒 東経136度05分57.1秒

ウ 北緯35度12分59.0秒 東経136度05分44.3秒

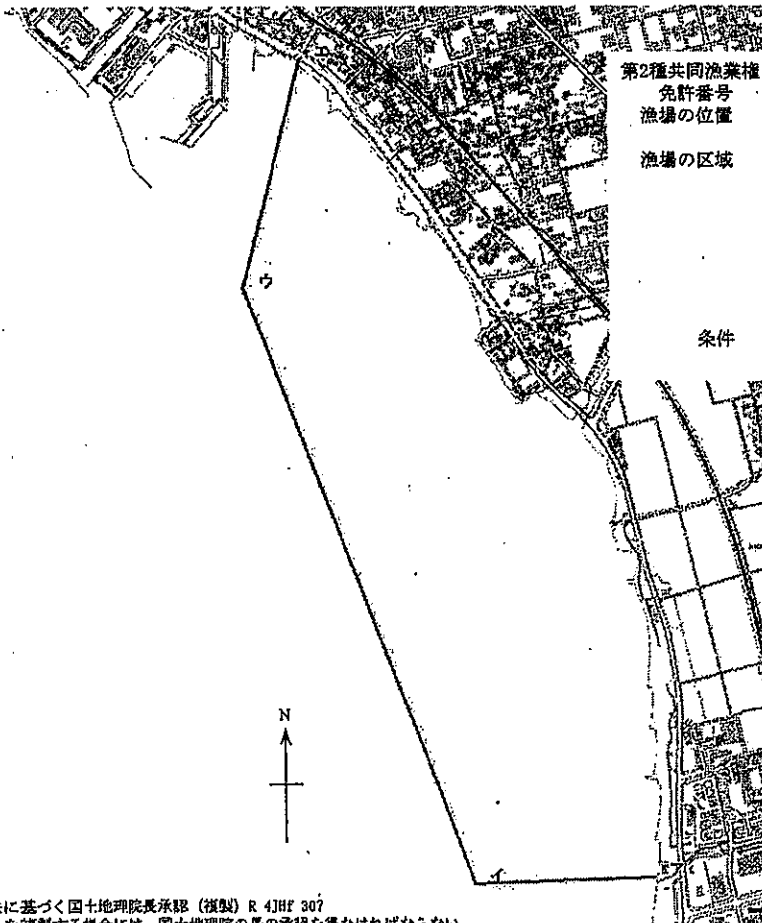
エ 北緯35度13分05.7秒 東経136度05分55.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測画法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第七号複製



第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第135号

漁場の位置 長浜市田村町、高橋町、下坂浜町、平方町、朝日町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度21分17.5秒 東経136度16分39.9秒

イ 北緯35度21分17.1秒 東経136度16分22.1秒

ウ 北緯35度22分04.9秒 東経136度15分59.5秒

エ 北緯35度22分23.8秒 東経136度16分05.3秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測画法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

1:12000





第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第136号

漁場の位置 長浜市公園町、南浜町、
紙園町、相模町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ
線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度22分39.1秒 東経136度15分34.3秒

イ 北緯35度22分33.6秒 東経136度15分15.7秒

ウ 北緯35度22分58.0秒 東経136度14分35.6秒

エ 北緯35度23分14.2秒 東経136度14分37.3秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土院院長承認 (複製) R 4JHf 307
本製品を複製する場合には、国土院院長の承認を得なければならない。

1:12000



第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第137号

漁場の位置 長浜市南浜町地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

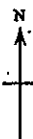
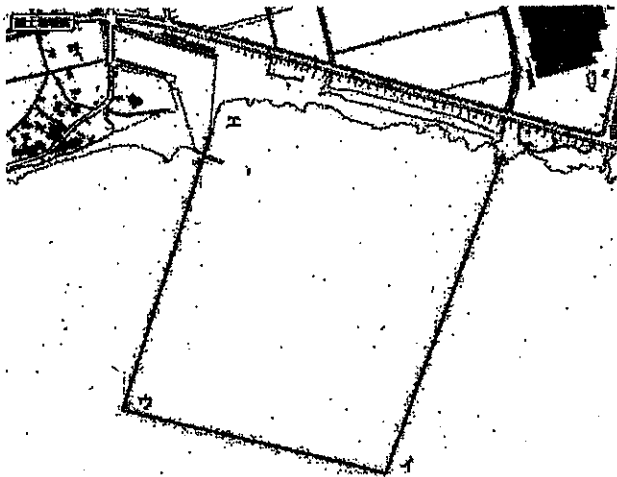
ア 北緯35度23分13.0秒 東経136度13分58.4秒

イ 北緯35度22分53.6秒 東経136度13分49.7秒

ウ 北緯35度22分57.5秒 東経136度13分29.9秒

エ 北緯35度23分14.7秒 東経136度13分36.6秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



1:9000



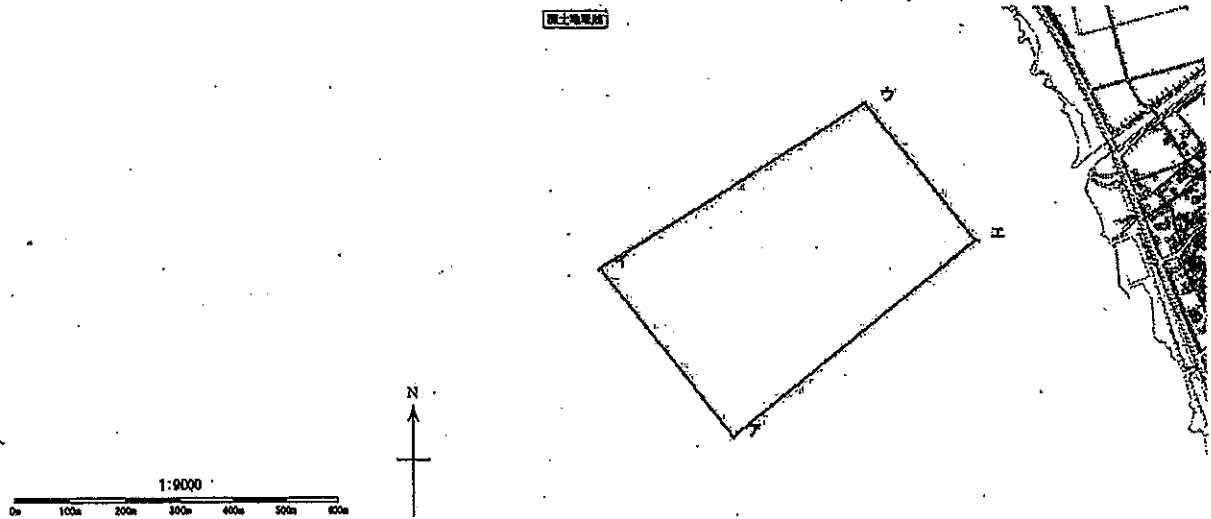
測量法に基づく国土院院長承認 (複製) R 4JHf 307
本製品を複製する場合には、国土院院長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第138号
漁場の位置 長浜市八木浜町、下八木町地先
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度23分57.9秒 東経136度12分23.6秒
イ 北緯35度24分08.4秒 東経136度12分13.7秒
ウ 北緯35度24分18.6秒 東経136度12分33.9秒
エ 北緯35度24分10.1秒 東経136度12分42.1秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



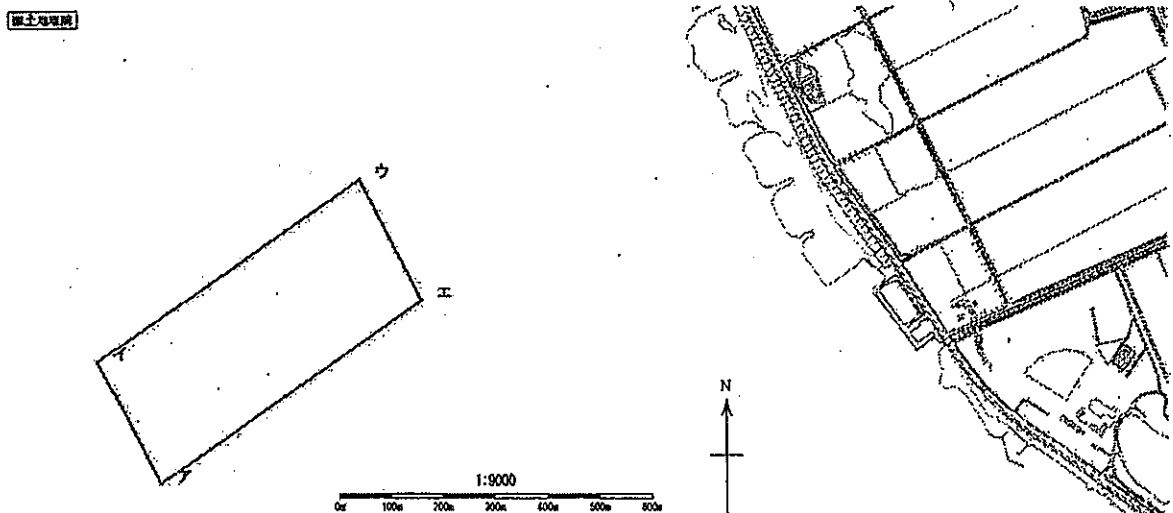
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第139号
漁場の位置 長浜市安養寺町、益田町地先
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度24分41.9秒 東経136度11分16.7秒
イ 北緯35度24分49.2秒 東経136度11分12.1秒
ウ 北緯35度25分00.3秒 東経136度11分31.7秒
エ 北緯35度24分52.9秒 東経136度11分36.3秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

国土院製



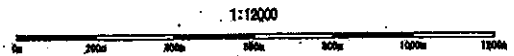
第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第140号
 漁場の位置 長浜市湖北町海老江、湖北町延勝寺地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

- ア 北緯35度25分23.0秒 東経136度11分47.6秒
- イ 北緯35度25分19.4秒 東経136度11分37.6秒
- ウ 北緯35度26分04.8秒 東経136度11分15.2秒
- エ 北緯35度26分07.9秒 東経136度11分42.7秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。

測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R.4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



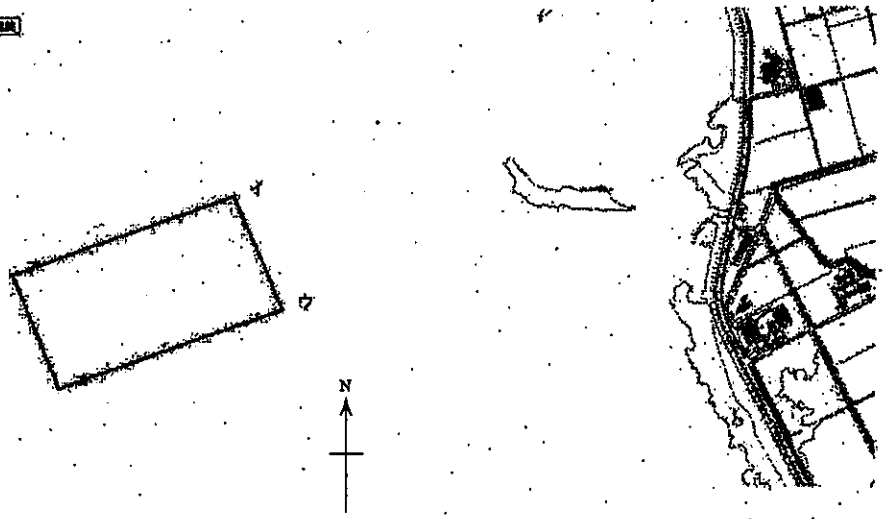
第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第141号
 漁場の位置 長浜市湖北町海老江、湖北町延勝寺地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

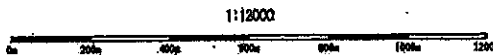
- ア 北緯35度25分37.2秒 東経136度10分36.2秒
- イ 北緯35度25分43.5秒 東経136度10分58.7秒
- ウ 北緯35度25分34.1秒 東経136度11分03.5秒
- エ 北緯35度25分27.8秒 東経136度10分41.0秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。

国土院製



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R.4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



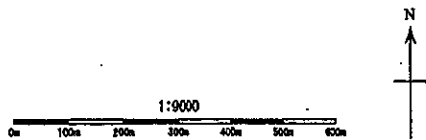
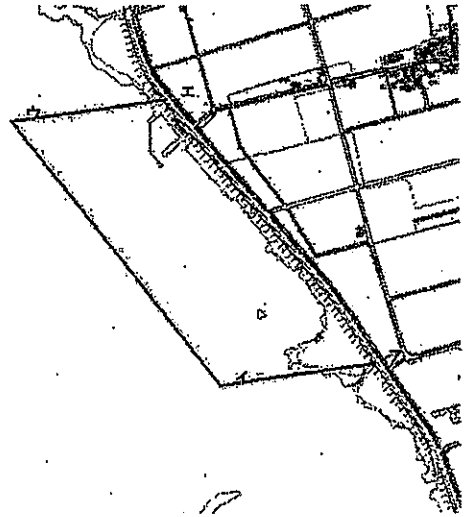
第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第142号
漁場の位置 長浜市湖北町延勝寺、湖北町今西地先
漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度26分07.9秒 東経136度11分42.7秒
イ 北緯35度26分06.6秒 東経136度11分30.9秒
ウ 北緯35度26分22.8秒 東経136度11分15.1秒
エ 北緯35度26分24.2秒 東経136度11分26.9秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。

国土院承認



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

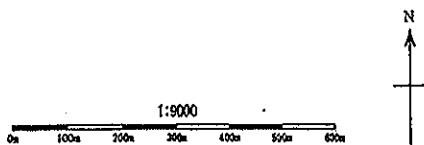
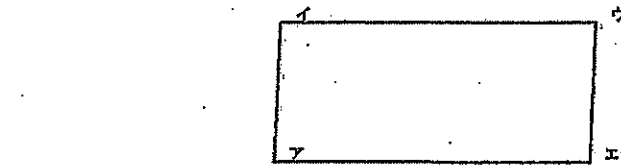
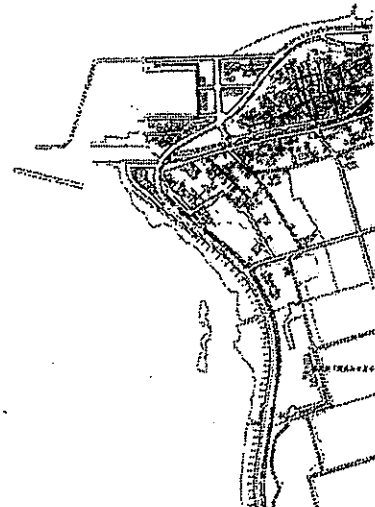
第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第143号
漁場の位置 長浜市湖北町尾上地先
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度26分46.9秒 東経136度10分23.8秒
イ 北緯35度26分55.3秒 東経136度10分24.3秒
ウ 北緯35度26分55.3秒 東経136度10分48.1秒
エ 北緯35度26分46.9秒 東経136度10分47.6秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。

国土院承認



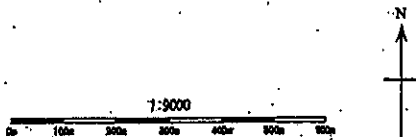
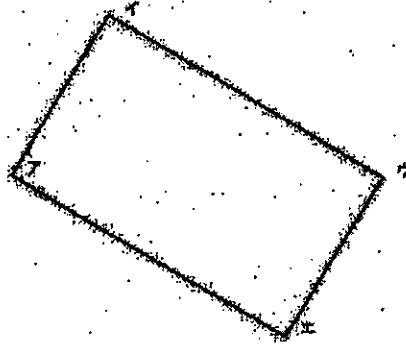
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

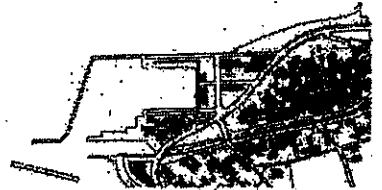
免許番号 共第144号
漁場の位置 長浜市湖北町尾上地先
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度27分19.7秒 東経136度10分31.7秒
イ 北緯35度27分29.4秒 東経136度10分39.0秒
ウ 北緯35度27分19.4秒 東経136度10分59.4秒
エ 北緯35度27分09.6秒 東経136度10分52.1秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHr 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



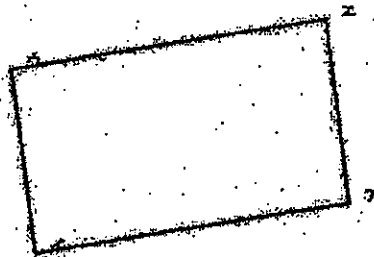
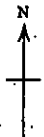
第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第145号
漁場の位置 長浜市高月町片山地先
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度27分40.4秒 東経136度11分23.6秒
イ 北緯35度27分37.4秒 東経136度11分00.1秒
ウ 北緯35度27分48.7秒 東経136度10分58.3秒
エ 北緯35度27分51.7秒 東経136度11分21.8秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
漁具の延長は500m以内とすること。

国土院承認

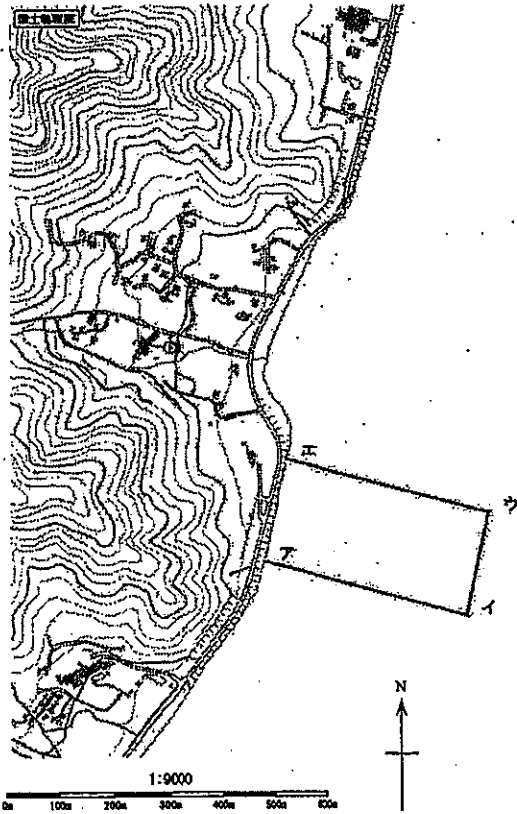


第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第146号
漁場の位置 長浜市西浅井町大浦地先
漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度28分15.4秒 東経136度06分38.4秒
イ 北緯35度28分12.0秒 東経136度06分53.7秒
ウ 北緯35度28分18.3秒 東経136度06分55.4秒
エ 北緯35度28分21.7秒 東経136度06分40.0秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



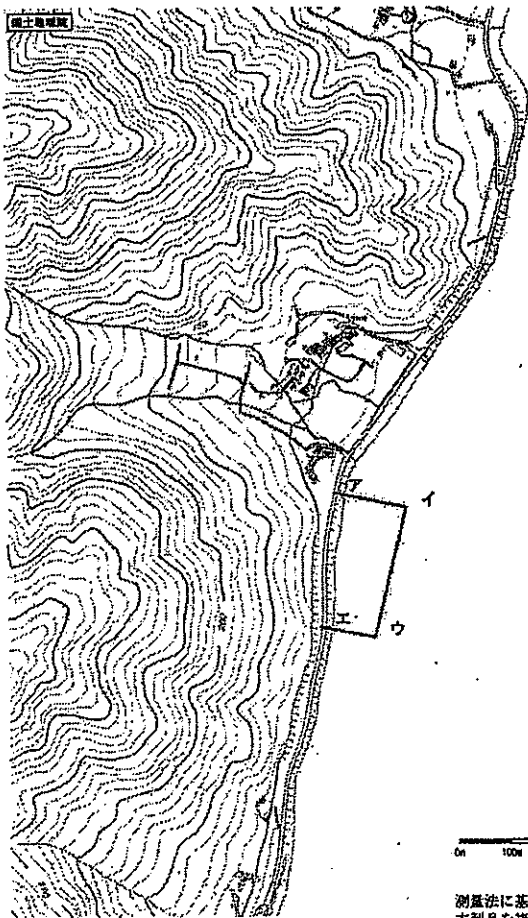
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第147号
漁場の位置 長浜市西浅井町大浦地先
漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度27分59.4秒 東経136度06分25.5秒
イ 北緯35度27分58.5秒 東経136度06分31.0秒
ウ 北緯35度27分50.7秒 東経136度06分28.5秒
エ 北緯35度27分51.3秒 東経136度06分24.4秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



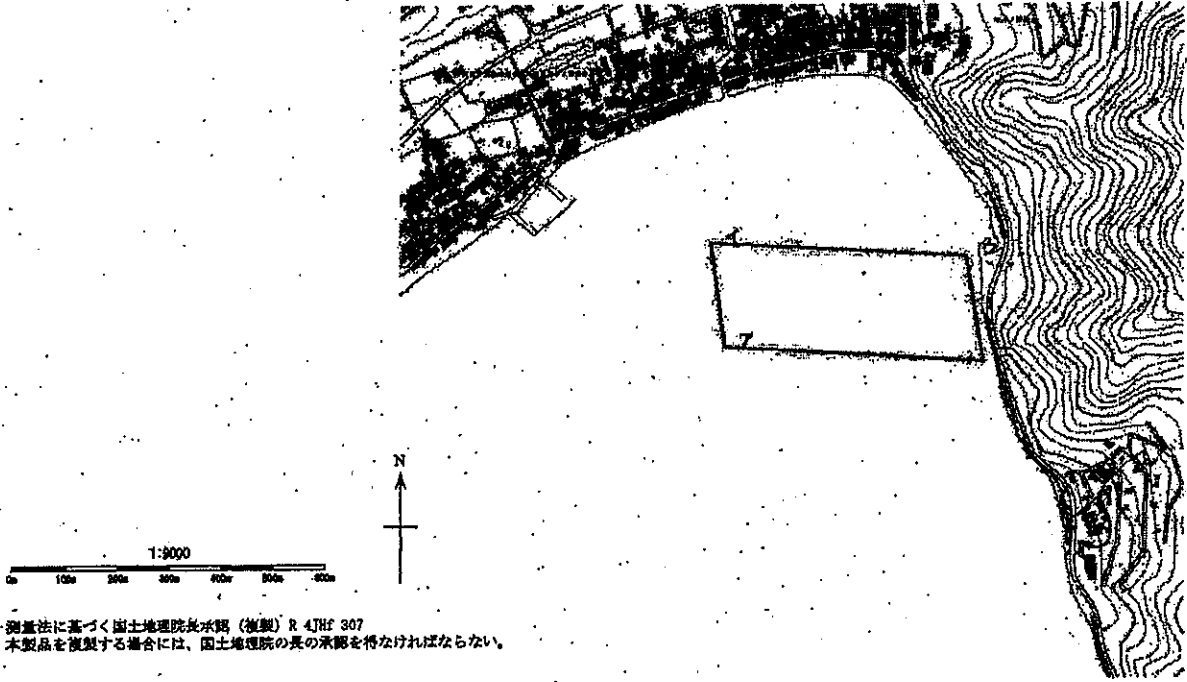
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第148号
 漁場の位置 高島市マキノ町海岸地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

- ア 北緯35度27分35.5秒 東経136度04分30.9秒
- イ 北緯35度27分41.9秒 東経136度04分29.8秒
- ウ 北緯35度27分41.0秒 東経136度04分49.2秒
- エ 北緯35度27分34.6秒 東経136度04分50.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土院院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土院院長の長の承認を得なければならない。

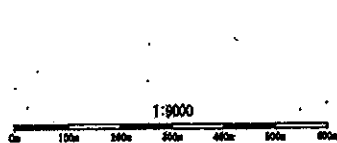


第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第149号
 漁場の位置 高島市マキノ町海岸、マキノ町西浜地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯35度27分23.8秒 東経136度04分32.9秒
- イ 北緯35度27分19.5秒 東経136度04分17.8秒
- ウ 北緯35度27分37.3秒 東経136度04分08.2秒
- エ 北緯35度27分41.6秒 東経136度04分23.2秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



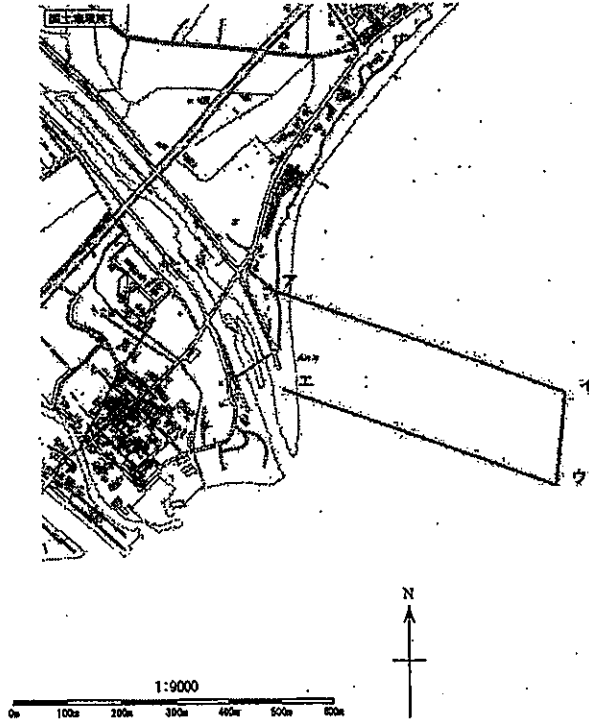
測量法に基づく国土院院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土院院長の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第150号
 漁場の位置 高島市マキノ町知内地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度27分08.9秒 東経136度03分34.9秒
 イ 北緯35度27分02.4秒 東経136度03分57.3秒
 ウ 北緯35度26分56.7秒 東経136度03分56.6秒
 エ 北緯35度27分02.6秒 東経136度03分36.0秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権 (小型定置網漁業) 漁場図

免許番号 共第151号
 漁場の位置 高島市マキノ町知内地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度26分52.3秒 東経136度03分21.9秒
 イ 北緯35度26分41.3秒 東経136度03分30.3秒
 ウ 北緯35度26分38.8秒 東経136度03分25.2秒
 エ 北緯35度26分51.8秒 東経136度03分15.3秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



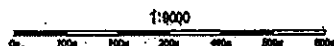
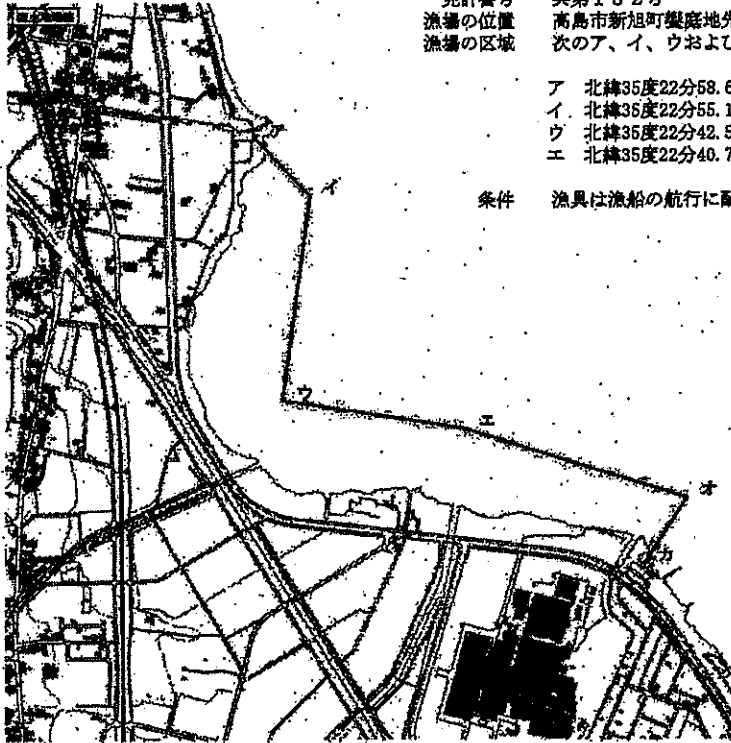
測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R 4JHF 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

免許番号 共第152号
 漁場の位置 高島市新旭町製砥地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯35度22分58.6秒 東経136度02分13.2秒
 イ 北緯35度22分55.1秒 東経136度02分17.3秒
 ウ 北緯35度22分42.5秒 東経136度02分15.4秒
 エ 北緯35度22分40.7秒 東経136度02分29.2秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。



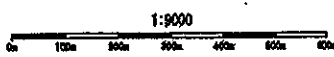
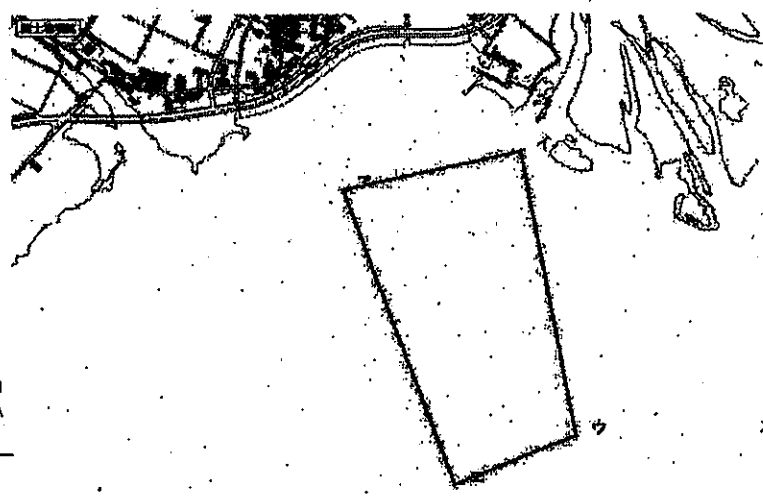
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権（小型定置網漁業）漁場図

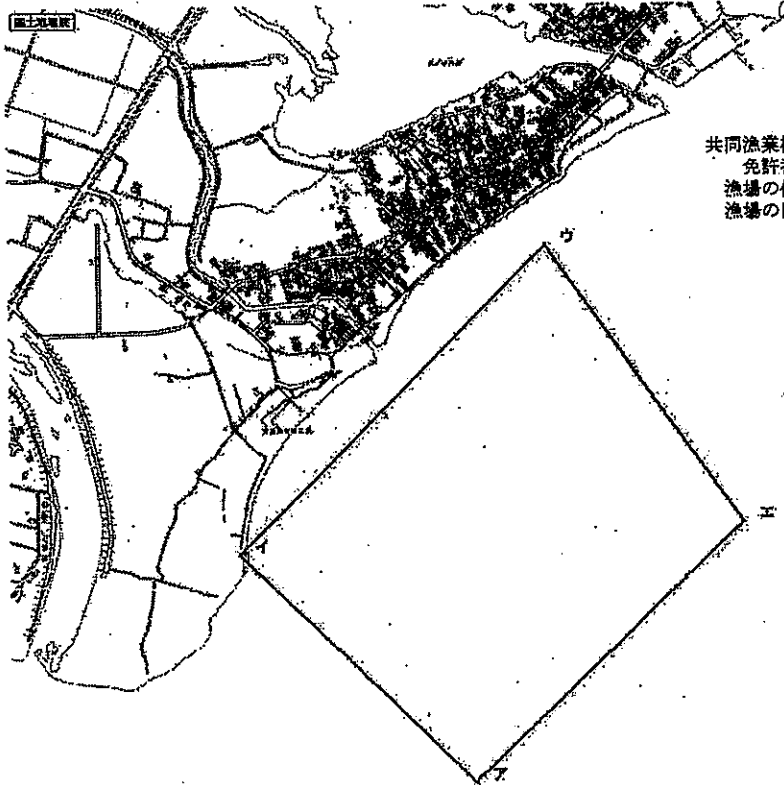
免許番号 共第153号
 漁場の位置 高島市安曇川町南船木地先
 漁場の区域 のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度18分55.0秒 東経136度03分58.0秒
 イ 北緯35度18分57.4秒 東経136度04分11.5秒
 ウ 北緯35度18分39.9秒 東経136度04分15.6秒
 エ 北緯35度18分36.9秒 東経136度04分06.5秒

条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 4JHf 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



共同漁業権漁場図

免許番号 共第154号
 漁場の位置 高島市安曇川町横江浜地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯35度18分04.6秒 東経136度03分10.8秒
 イ 北緯35度18分15.5秒 東経136度02分48.7秒
 ウ 北緯35度18分34.5秒 東経136度03分12.0秒
 エ 北緯35度18分17.2秒 東経136度03分26.7秒

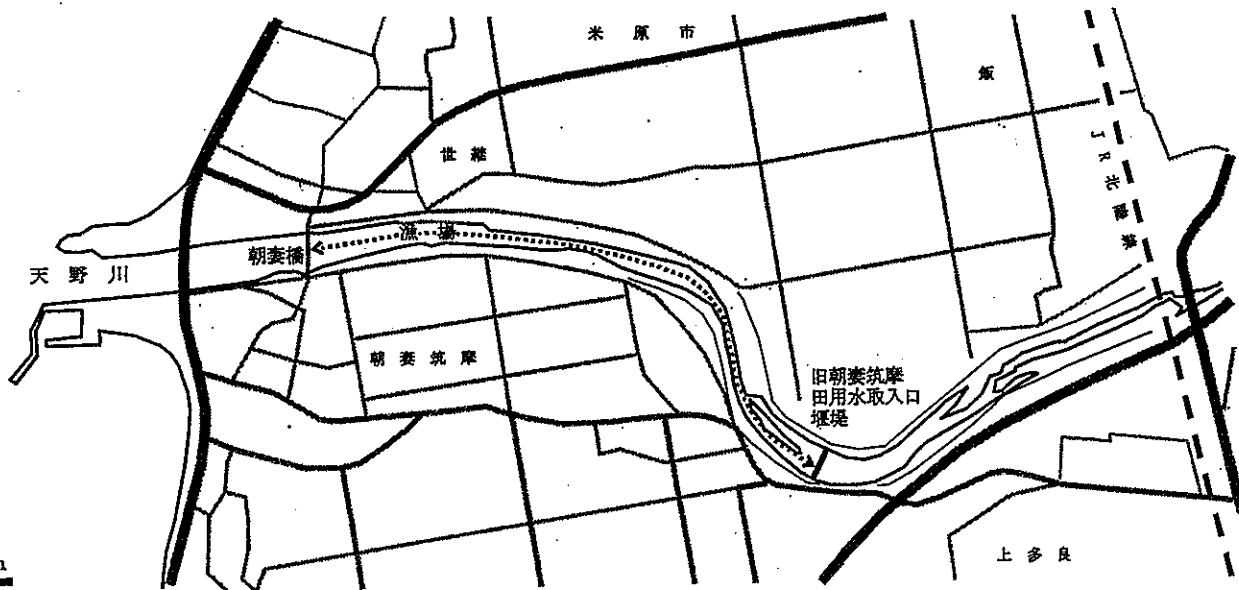
条件 漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。
 漁具の延長は500m以内とすること。

1:9000
 0m 100m 200m 300m 400m 500m 600m

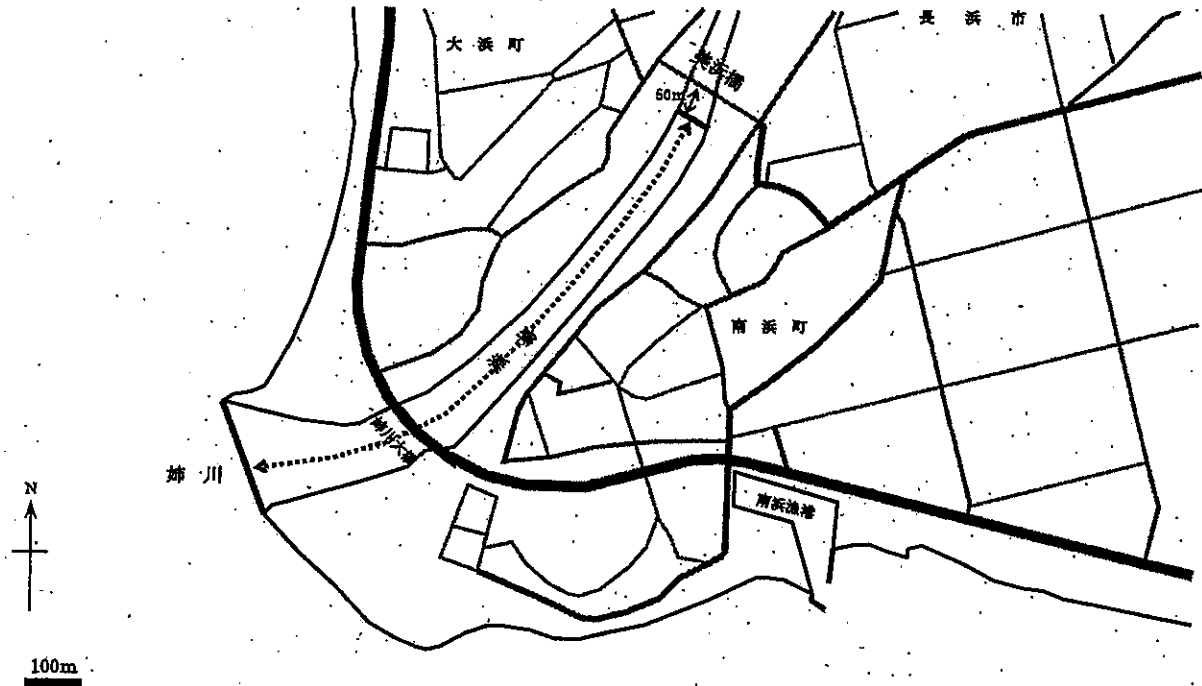
測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R 4JHP 307
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第2種共同漁業権(あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業)漁場図

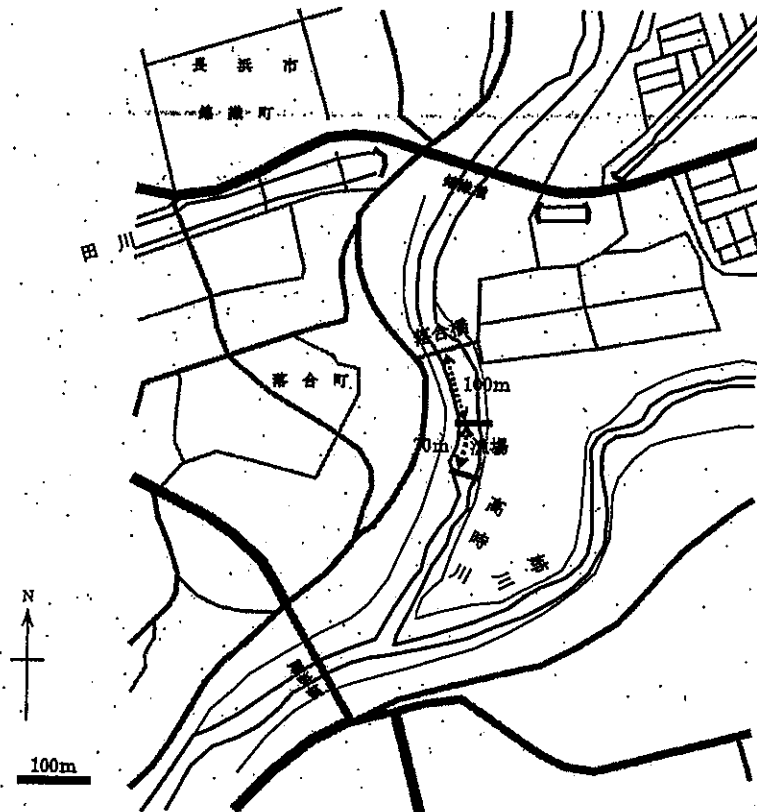
免許番号 共第201号
 漁場の位置 米原市上多良、朝妻筑摩、飯、世継地先天野川
 漁場の区域 天野川筋、米原市上多良に設置された旧朝妻筑摩田用水取入口堰堤から下流同市朝妻筑摩にある朝妻橋までの区域
 条件 操業期間中、20日に1日以上糞を撤去すること。



第2種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、うぐいすな漁業、あゆ四手網漁業) 漁場図
 免許番号 共第202号
 漁場の位置 長浜市南浜町地先姉川
 漁場の区域 姉川筋、長浜市南浜町地先美浜橋の下流50mから下流川尻までの区域
 条件 操業期間中、20日に1日以上糞を撤去すること。



第2種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、うぐいすな漁業、あゆ四手網漁業) 漁場図
 免許番号 共第203号
 漁場の位置 長浜市落合町地先高時川
 漁場の区域 高時川筋、長浜市落合町地先、落合橋の下流100mから下流70mまでの区域
 条件 操業期間中、20日に1日以上糞を撤去すること。



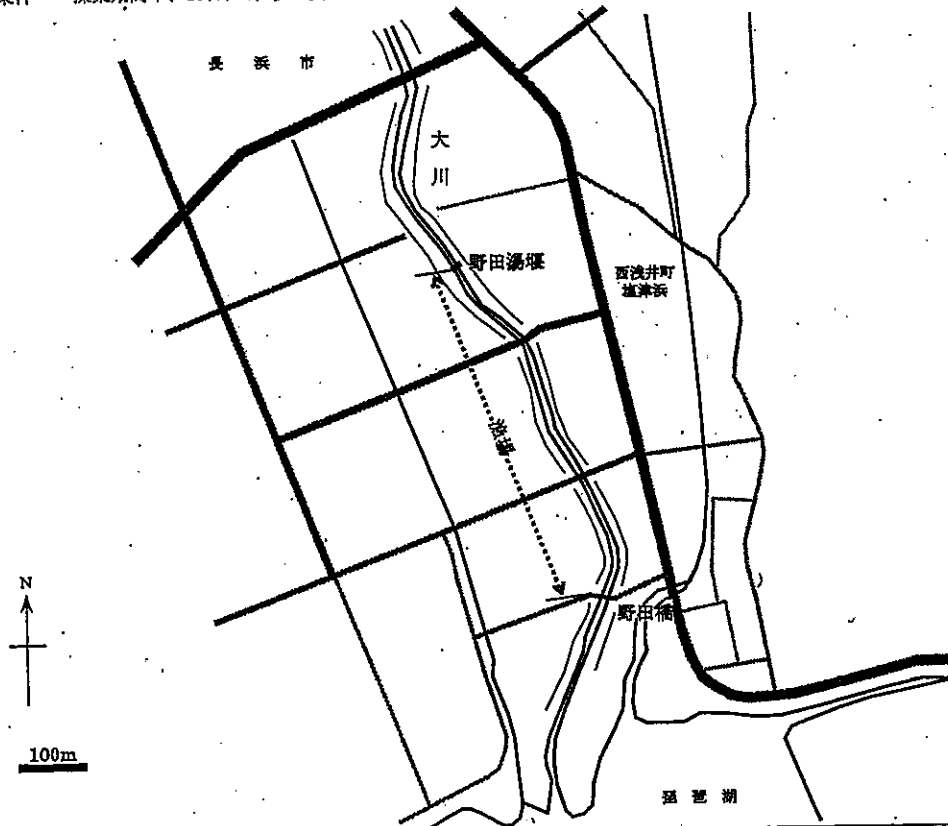
第2種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業) 漁場図

免許番号 共第204号

漁場の位置 長浜市西浅井町塩津浜地先大川

漁場の区域 大川筋、長浜市西浅井町塩津浜字下河原地先に設置された田用水野田湯堰から下流同市西浅井町塩津浜地先野田橋までの区域

条件 操業期間中、20日に1日以上糞を撤去すること。



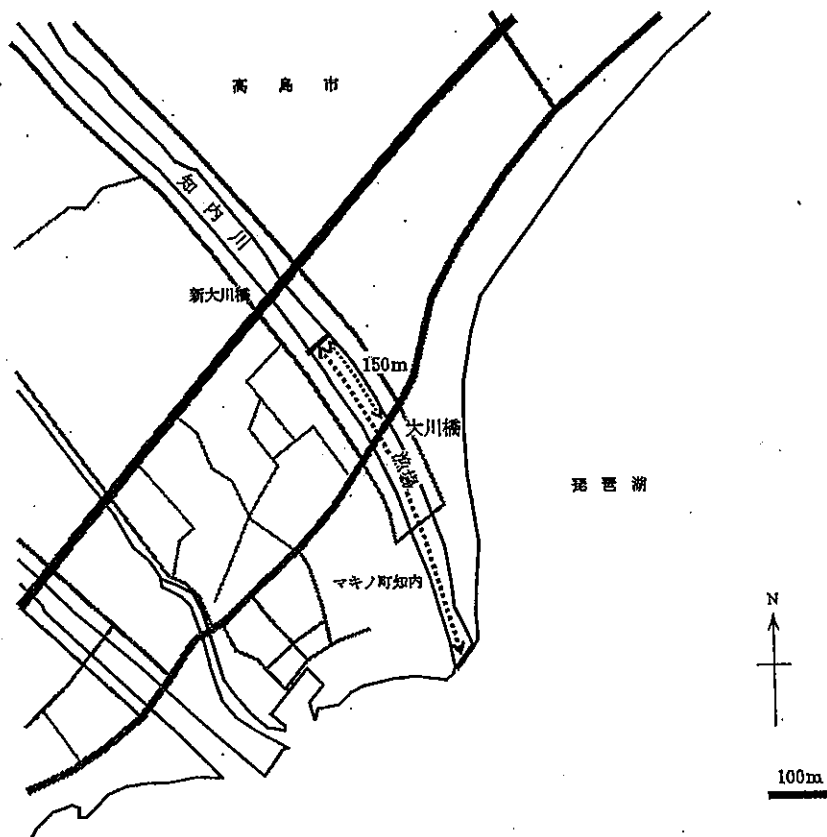
第2種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業) 漁場図

免許番号 共第205号

漁場の位置 高島市マキノ町知内地先知内川

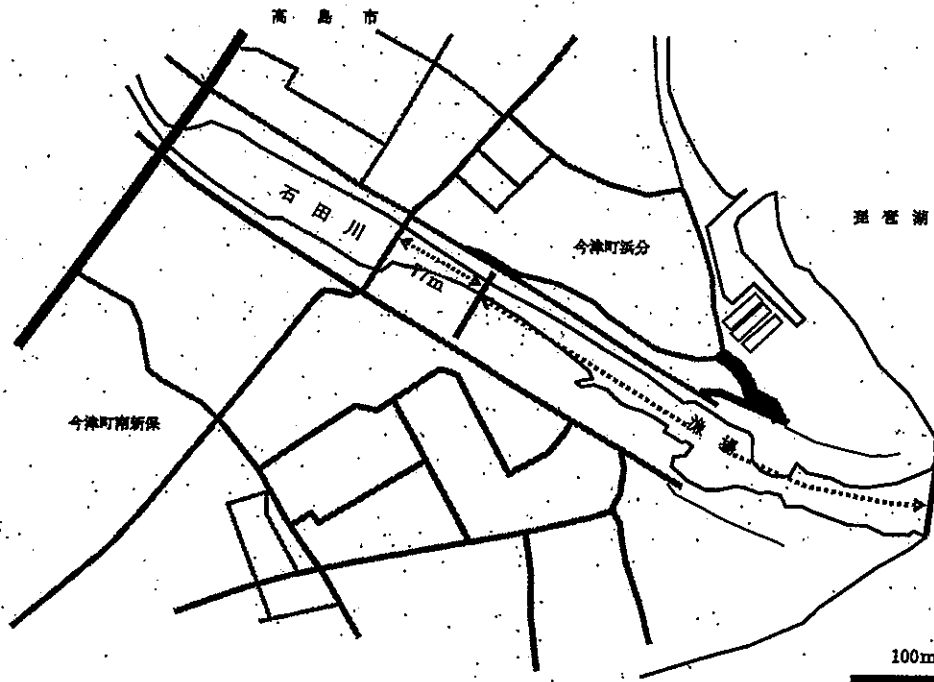
漁場の区域 知内川筋、高島市マキノ町知内地先、県道海津今津線の大川橋の上流150mから下流川尻までの区域

条件 操業期間中、20日に1日以上糞を撤去すること。



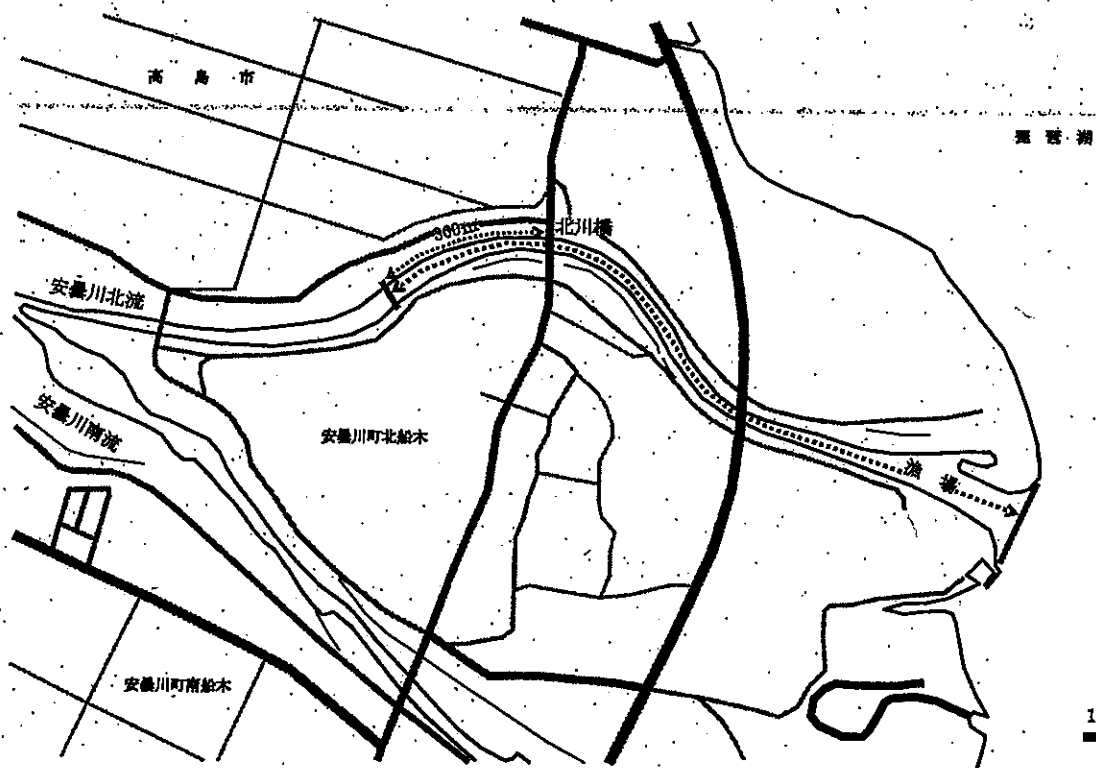
第2種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業) 漁場図

免許番号 共第206号
 漁場の位置 高島市今津町浜分地先石田川
 漁場の区域 石田川筋、高島市今津町浜分地先、浜分橋の下流77mから下流川尻までの区域
 条件 操業期間中、20日に1日以上糞を撤去すること。



第2種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業、あゆ四手網漁業) 漁場図

免許番号 共第207号
 漁場の位置 高島市安曇川町北船木地先安曇川(北流)
 漁場の区域 安曇川(北流)筋、高島市安曇川町北船木地先、北川橋の上流300mから下流川尻までの区域
 条件 操業期間中、20日に1日以上糞を撤去すること。毎年4月1日から6月30日までの間にコアユ30,000尾以上をやなの上流へ放流すること。



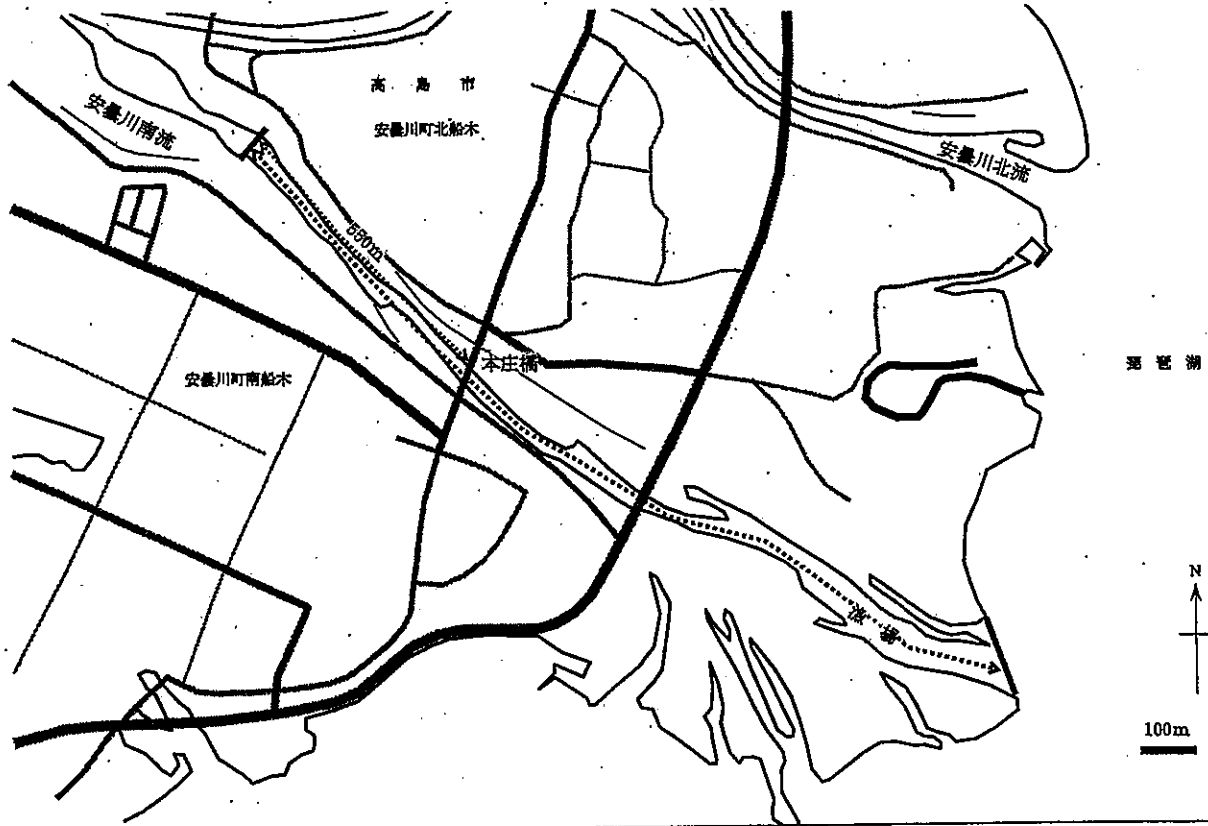
第2種共同漁業権 (あゆ、ます、はす、うぐいやな漁業、あゆ四手網漁業) 漁場図

免許番号 共第208号

漁場の位置 高島市安曇川町北船木、安曇川町南船木地先安曇川 (南流)

漁場の区域 安曇川 (南流) 筋、高島市安曇川町北船木地先、本庄橋の上流550mから下流川尻までの区域

条件 漁業期間中、20日に1日以上養を撤去すること。毎年4月1日から6月30日までの間にコアユ70,000尾以上をやなの上流へ放流すること。

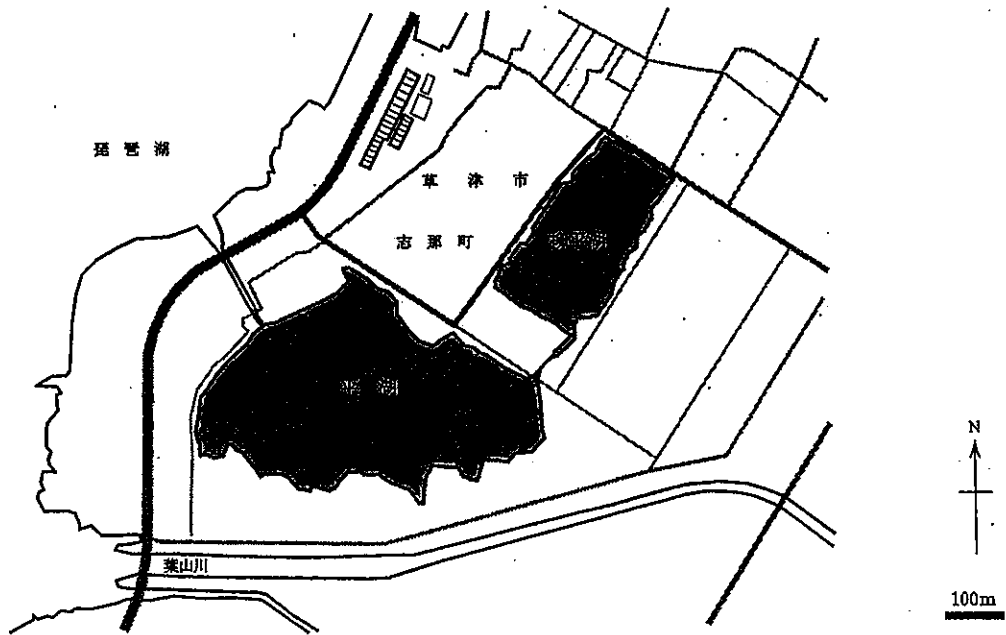


第5種共同漁業権 (こい、ふな、もろこその他雑魚漁業) 漁場図

免許番号 共第501号

漁場の位置 草津市志那町地先 (平湖、柳平湖)

漁場の区域 草津市志那町地先にある平湖、柳平湖一円

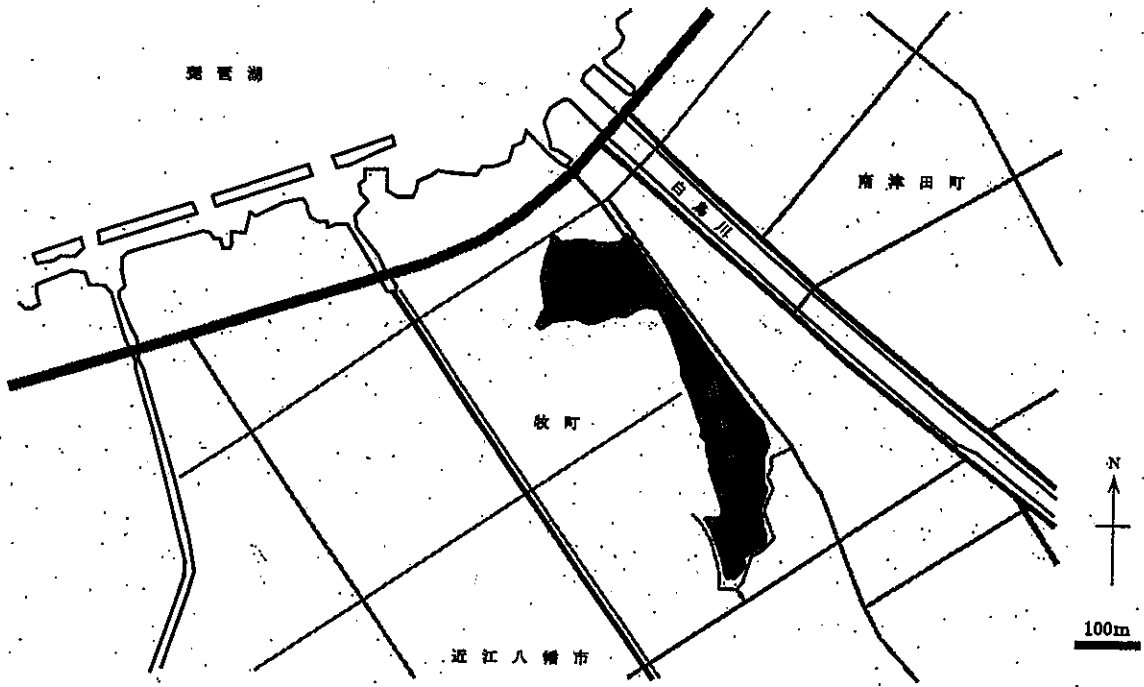


第5種共同漁業権（こい、ふな、もろこその他雑魚漁業）漁場図

免許番号 共第502号

漁場の位置 近江八幡市牧町地先（北沢沼）

漁場の区域 近江八幡市牧町地先にある通称北沢沼一円および同沼から琵琶湖に通ずる井堰までの水路

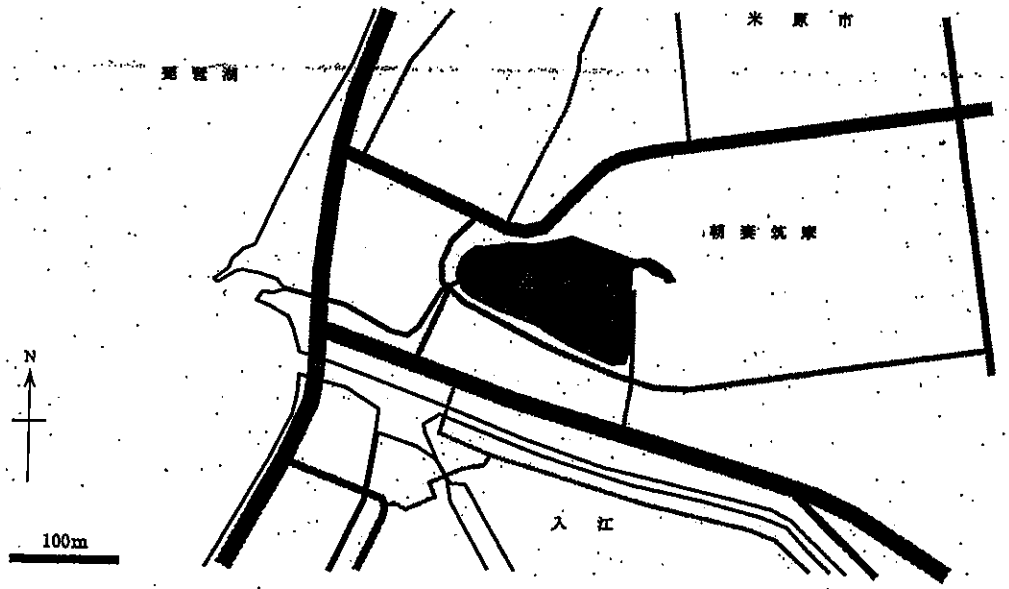


第5種共同漁業権（こい、ふな、もろこその他雑魚漁業）漁場図

免許番号 共第503号

漁場の位置 米原市朝妻筑摩地先（蓮池）

漁場の区域 米原市朝妻筑摩字横瀬地先にある通称蓮池一円



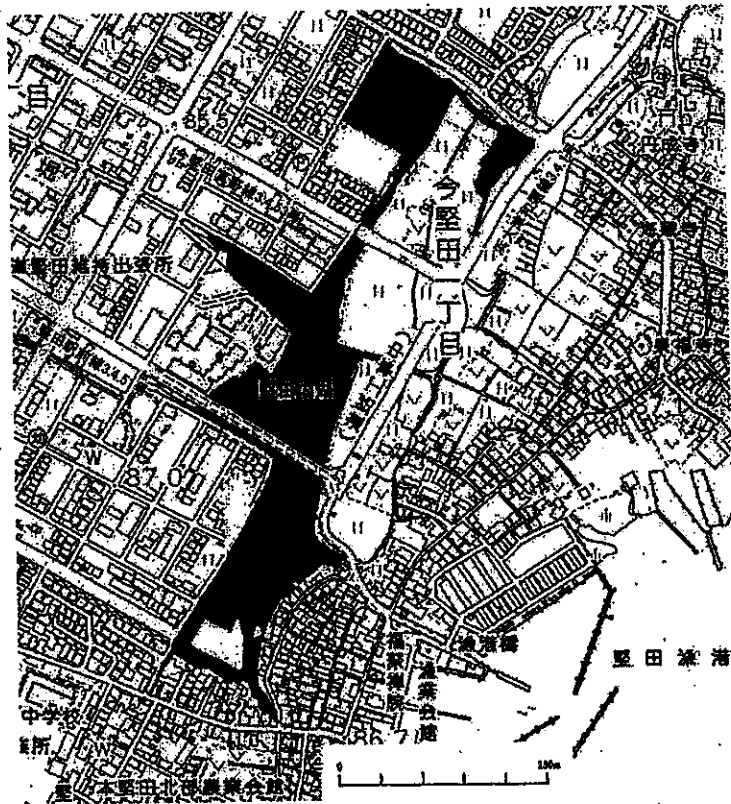
第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第1号
 漁場の位置 大津市本堅田、今堅田地先（堅田内湖）
 漁場の区域 大津市本堅田、今堅田地先にある堅田内湖一円。ただし、下記区域および都市計画道路3.4.51号堅田駅前線、同3.4.53号今堅田真野線、同3.4.1号浜大津和道線と重複する区域は除く。

除外区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域および、次のオ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソおよびオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度06分56.3秒東経135度55分16.2秒
- (イ) 北緯35度06分56.2秒東経135度55分16.6秒
- (ウ) 北緯35度06分55.9秒東経135度55分16.6秒
- (エ) 北緯35度06分55.8秒東経135度55分16.1秒
- (オ) 北緯35度06分56.7秒東経135度55分15.4秒
- (カ) 北緯35度06分55.9秒東経135度55分15.7秒
- (キ) 北緯35度06分55.7秒東経135度55分15.7秒
- (ク) 北緯35度06分54.6秒東経135度55分15.6秒
- (ケ) 北緯35度06分54.6秒東経135度55分15.4秒
- (コ) 北緯35度06分54.7秒東経135度55分15.0秒
- (サ) 北緯35度06分55.0秒東経135度55分14.4秒
- (シ) 北緯35度06分55.5秒東経135度55分13.2秒
- (ス) 北緯35度06分55.6秒東経135度55分13.2秒
- (セ) 北緯35度06分56.1秒東経135度55分13.9秒
- (ソ) 北緯35度06分56.1秒東経135度55分15.0秒

条件 漁場の使用面積は19,000㎡以内とすること。
 漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。

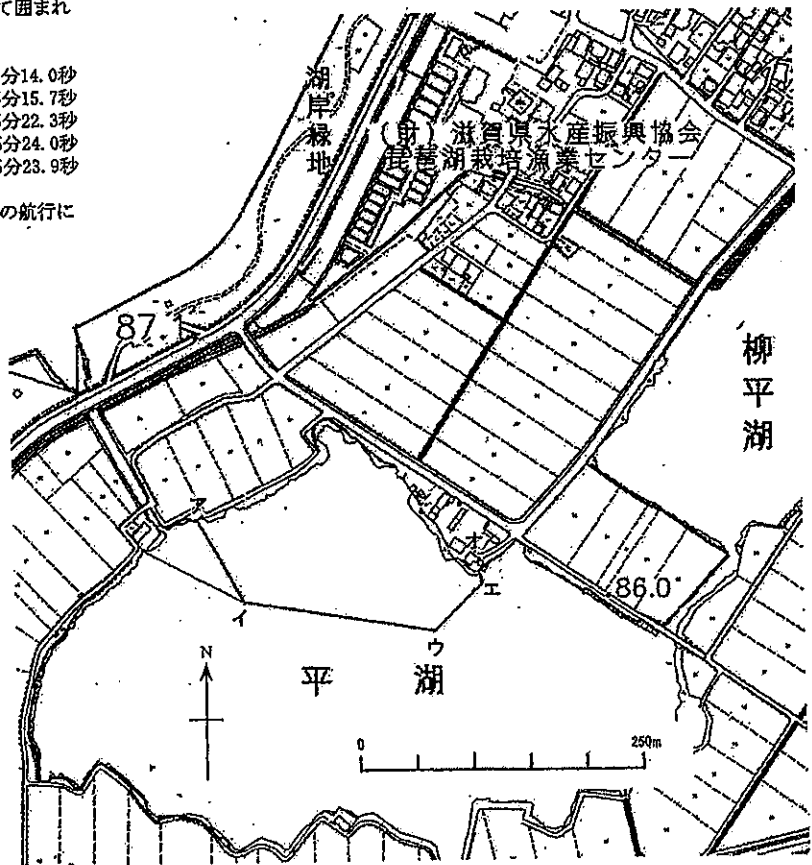


第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第2号
 漁場の位置 草津市志那町地先（平湖）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線とアの東方の湖岸線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度02分59.3秒東経135度55分14.0秒
- (イ) 北緯35度02分56.9秒東経135度55分15.7秒
- (ウ) 北緯35度02分56.1秒東経135度55分22.3秒
- (エ) 北緯35度02分57.4秒東経135度55分24.0秒
- (オ) 北緯35度02分57.7秒東経135度55分23.9秒

条件 漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。



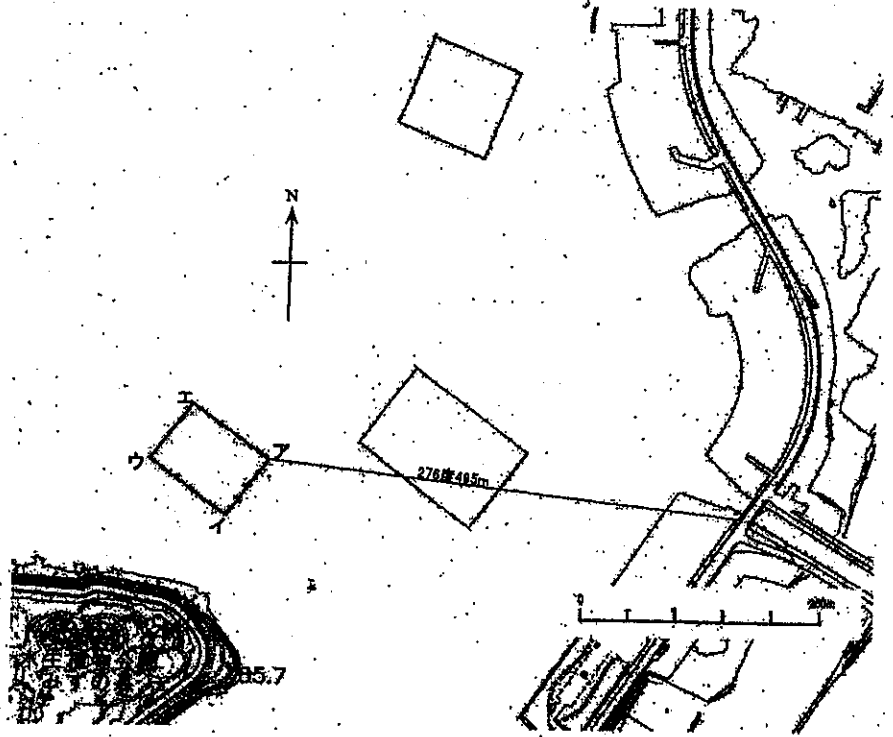
第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第3号

漁場の位置 守山市山賀町地先（赤野井湾）

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度04分34.5秒 東経135度56分33.1秒
- (イ) 北緯35度04分32.6秒 東経135度56分31.3秒
- (ウ) 北緯35度04分34.5秒 東経135度56分28.2秒
- (エ) 北緯35度04分36.4秒 東経135度56分29.9秒



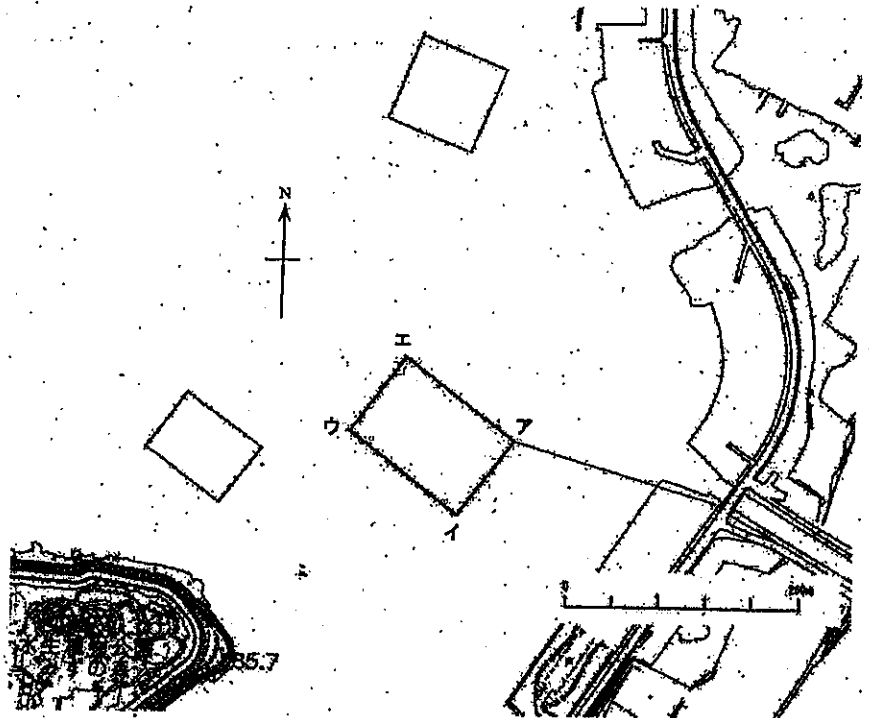
第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第4号

漁場の位置 守山市山賀町地先（赤野井湾）

漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

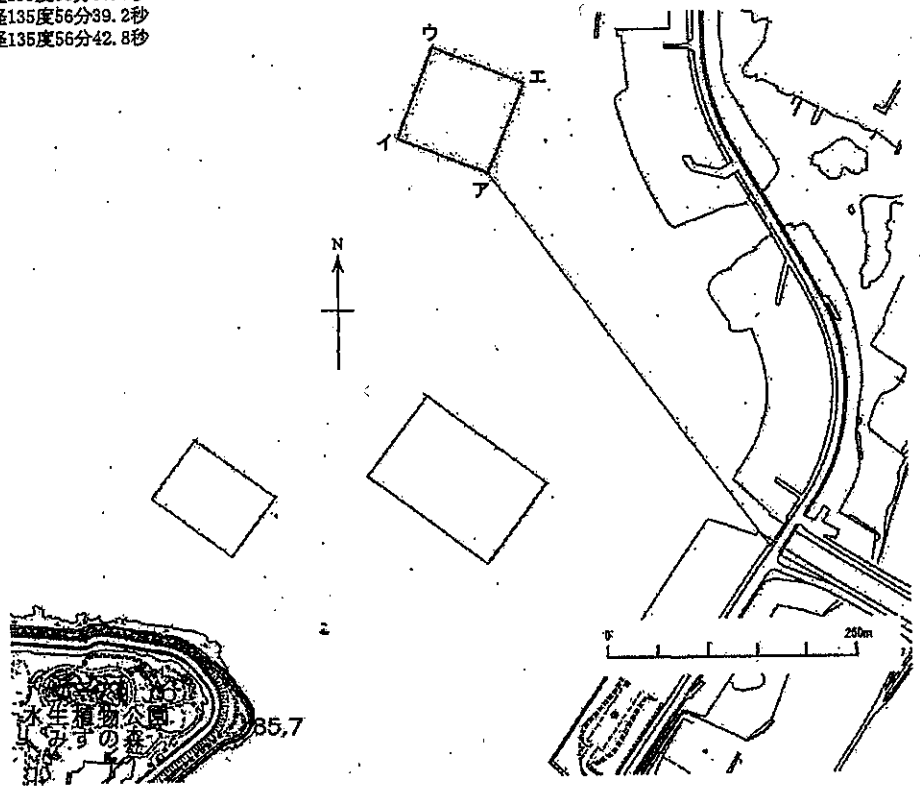
- (ア) 北緯35度04分34.9秒 東経135度56分43.7秒
- (イ) 北緯35度04分32.2秒 東経135度56分41.4秒
- (ウ) 北緯35度04分35.1秒 東経135度56分36.6秒
- (エ) 北緯35度04分37.7秒 東経135度56分38.9秒



第1種区画漁業権(真珠養殖業)漁場図

免許番号 区第5号
 漁場の位置 守山市山賀町地先(赤野井湾)
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

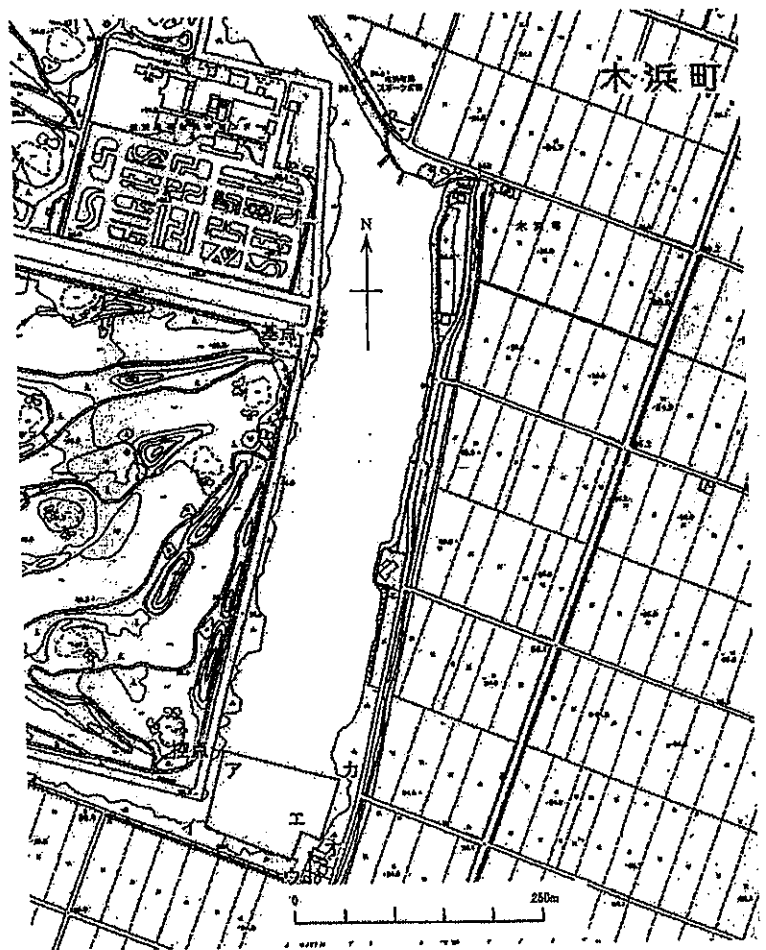
- (ア)北緯35度04分45.0秒東経135度56分41.3秒
- (イ)北緯35度04分46.3秒東経135度56分37.7秒
- (ウ)北緯35度04分49.3秒東経135度56分39.2秒
- (エ)北緯35度04分48.0秒東経135度56分42.8秒



第1種区画漁業権(真珠養殖業)漁場図

免許番号 区第6号
 漁場の位置 守山市木浜町地先(木浜埋立地にある水路)
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

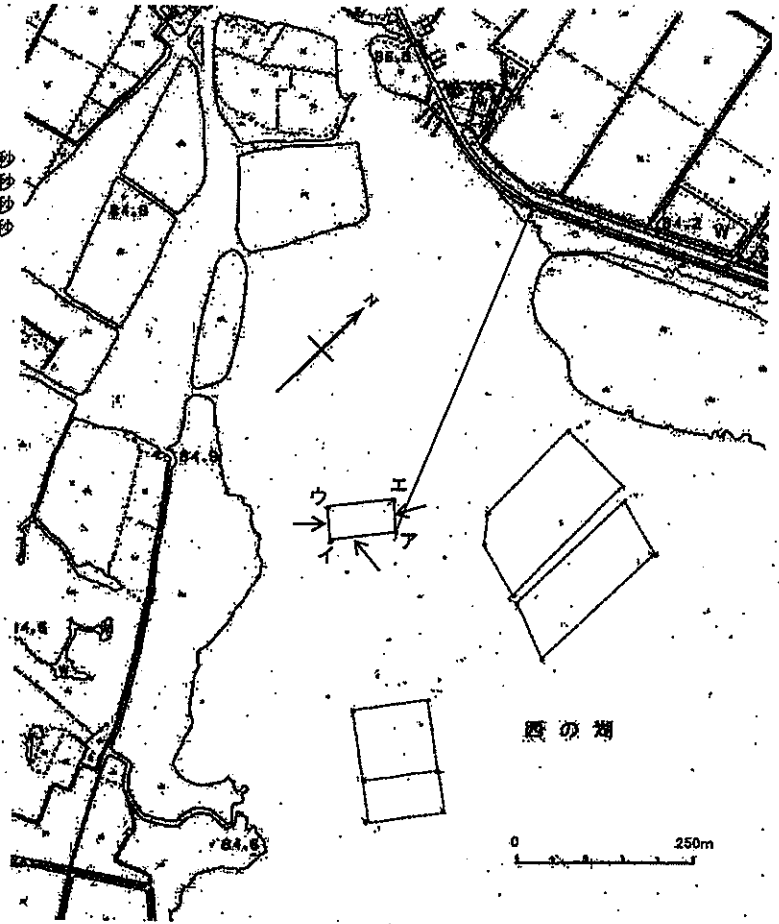
- (ア)北緯35度05分41.0秒東経135度56分48.7秒
- (イ)北緯35度05分38.5秒東経135度56分48.0秒
- (ウ)北緯35度05分37.5秒東経135度56分51.3秒
- (エ)北緯35度05分38.4秒東経135度56分51.7秒
- (オ)北緯35度05分38.1秒東経135度56分52.4秒
- (カ)北緯35度05分40.0秒東経135度56分53.3秒



第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第7号
 漁場の位置 近江八幡市円山町地先（西の湖）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

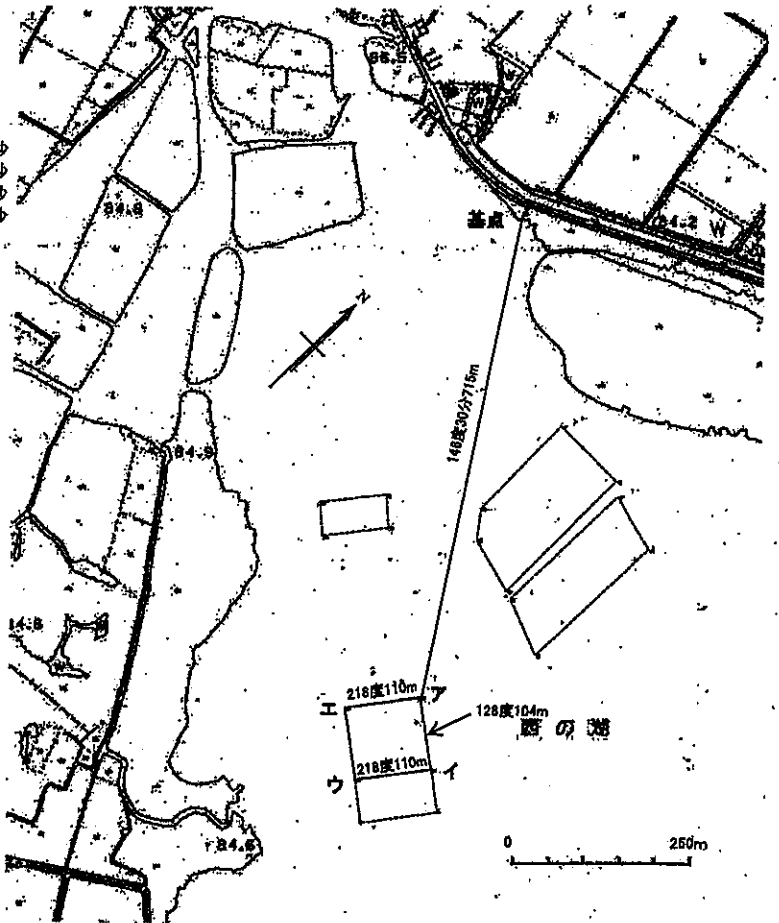
- (ア) 北緯35度09分34.2秒 東経136度06分30.1秒
- (イ) 北緯35度09分31.6秒 東経136度06分27.8秒
- (ウ) 北緯35度09分32.5秒 東経136度06分26.2秒
- (エ) 北緯35度09分35.1秒 東経136度06分28.5秒



共同漁業権漁場図

免許番号 区第8号
 漁場の位置 近江八幡市安土町常楽寺地先（西の湖）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

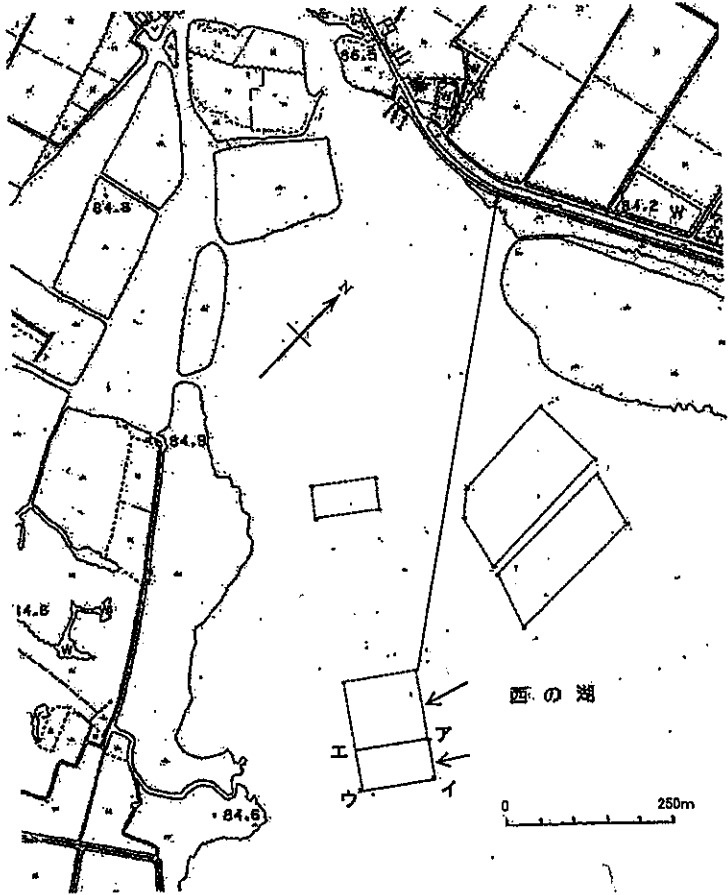
- (ア) 北緯35度09分29.2秒 東経136度06分38.3秒
- (イ) 北緯35度09分27.1秒 東経136度06分41.5秒
- (ウ) 北緯35度09分24.3秒 東経136度06分38.8秒
- (エ) 北緯35度09分26.4秒 東経136度06分35.6秒



第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第9号
 漁場の位置 近江八幡市安土町常楽寺地先（西の湖）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

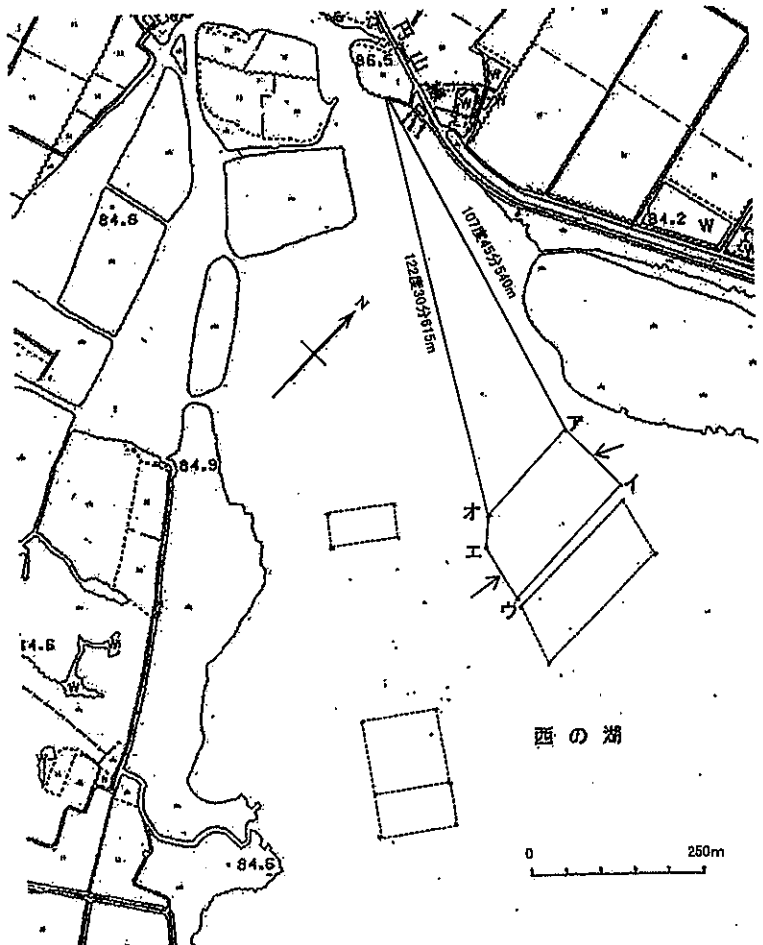
- (ア) 北緯35度09分27.1秒 東経136度06分41.5秒
- (イ) 北緯35度09分26.1秒 東経136度06分43.2秒
- (ウ) 北緯35度09分23.3秒 東経136度06分40.5秒
- (エ) 北緯35度09分24.3秒 東経136度06分38.8秒



第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第10号
 漁場の位置 近江八幡市安土町常楽寺地先（西の湖）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

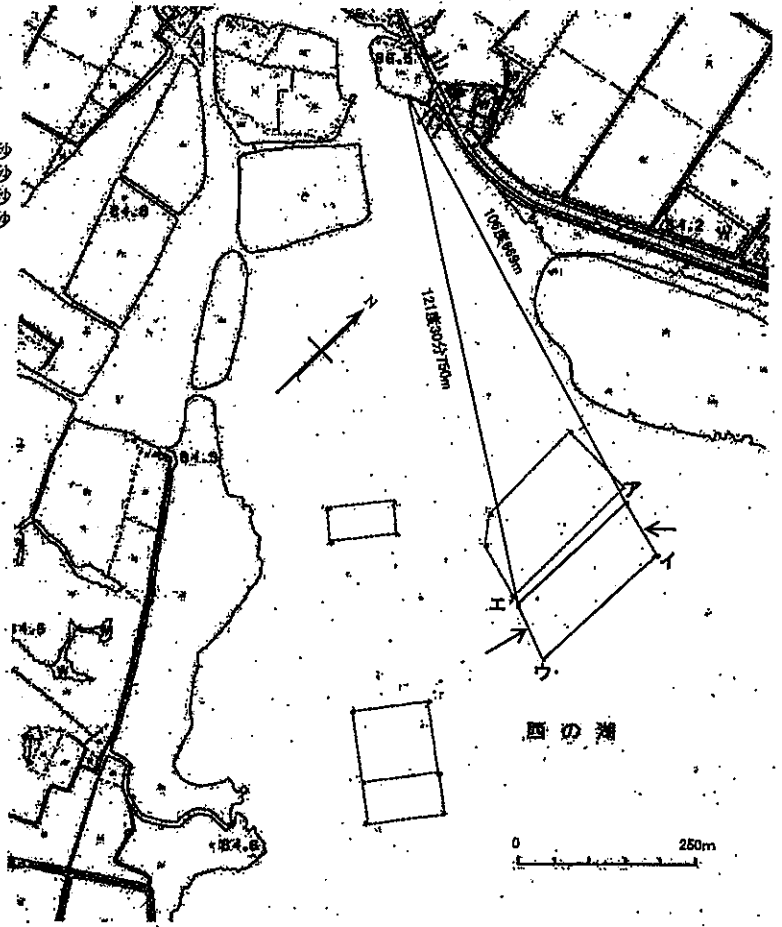
- (ア) 北緯35度09分42.6秒 東経136度06分33.3秒
- (イ) 北緯35度09分42.5秒 東経136度06分37.7秒
- (ウ) 北緯35度09分35.3秒 東経136度06分37.8秒
- (エ) 北緯35度09分36.0秒 東経136度06分34.5秒
- (オ) 北緯35度09分37.2秒 東経136度06分33.5秒



第1種区画漁業権（真珠養殖業）漁場図

免許番号 区第11号
 漁場の位置 近江八幡市安土町常楽寺地先（西の湖）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア)北緯35度09分41.9秒東経136度06分38.4秒
- (イ)北緯35度09分41.3秒東経136度06分41.8秒
- (ウ)北緯35度09分34.2秒東経136度06分41.4秒
- (エ)北緯35度09分35.2秒東経136度06分38.3秒

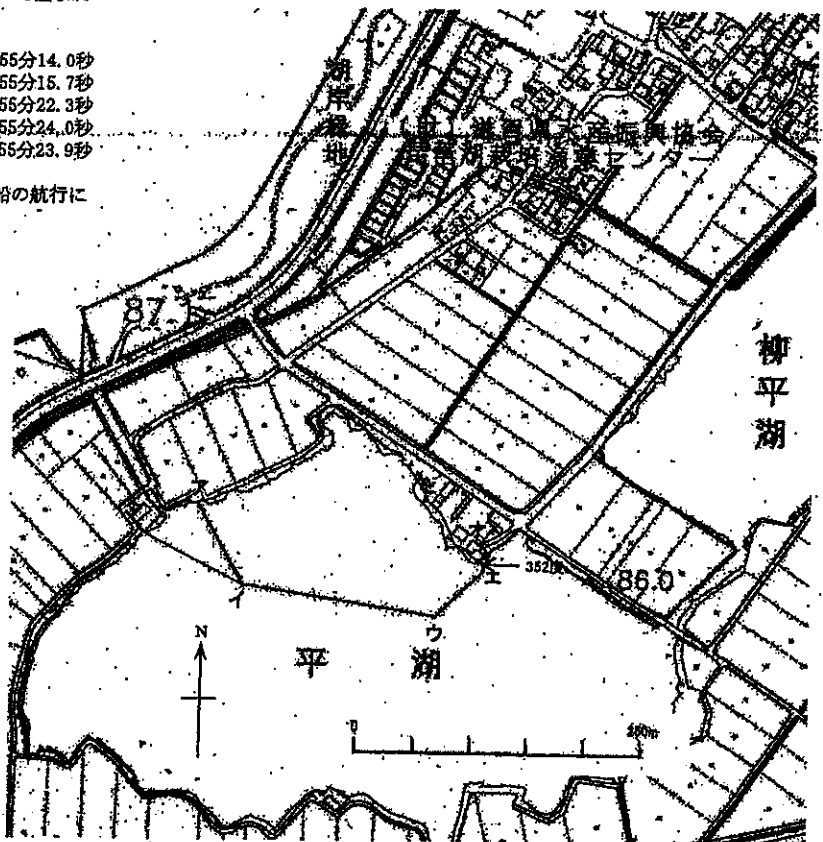


第1種区画漁業権（簡易垂下式真珠母貝養殖業）漁場図

免許番号 区第201号
 漁場の位置 草津市志那町地先（平湖）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線とアの東方の湖岸線によって囲まれた区域

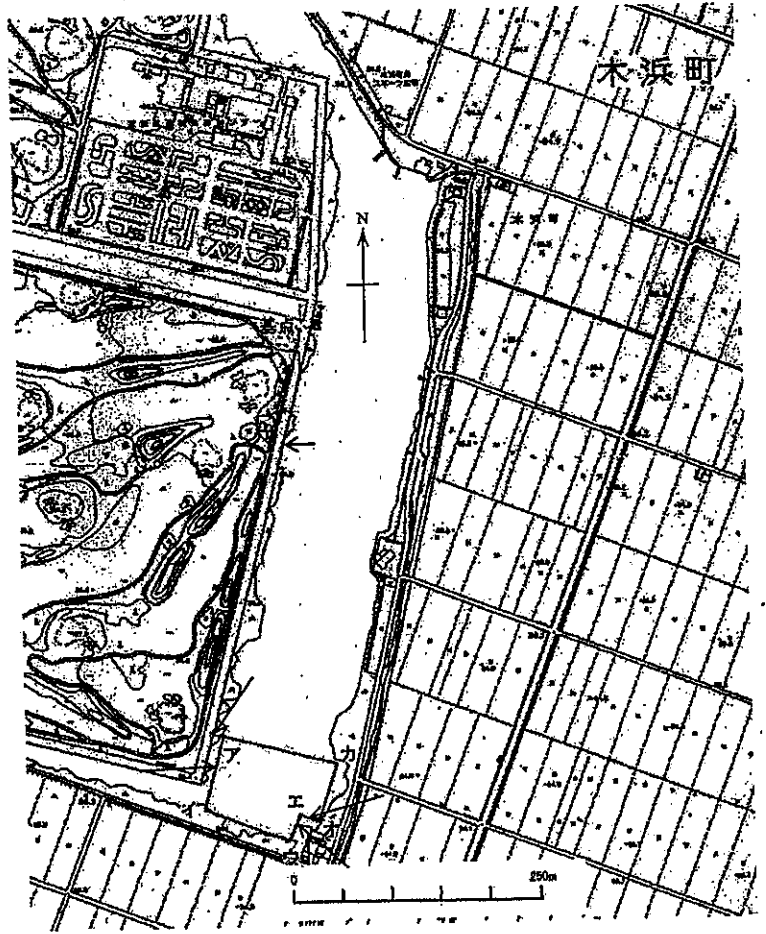
- (ア)北緯35度02分59.3秒東経135度55分14.0秒
- (イ)北緯35度02分56.9秒東経135度55分15.7秒
- (ウ)北緯35度02分56.1秒東経135度55分22.3秒
- (エ)北緯35度02分57.4秒東経135度55分24.0秒
- (オ)北緯35度02分57.7秒東経135度55分23.9秒

条件 漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。



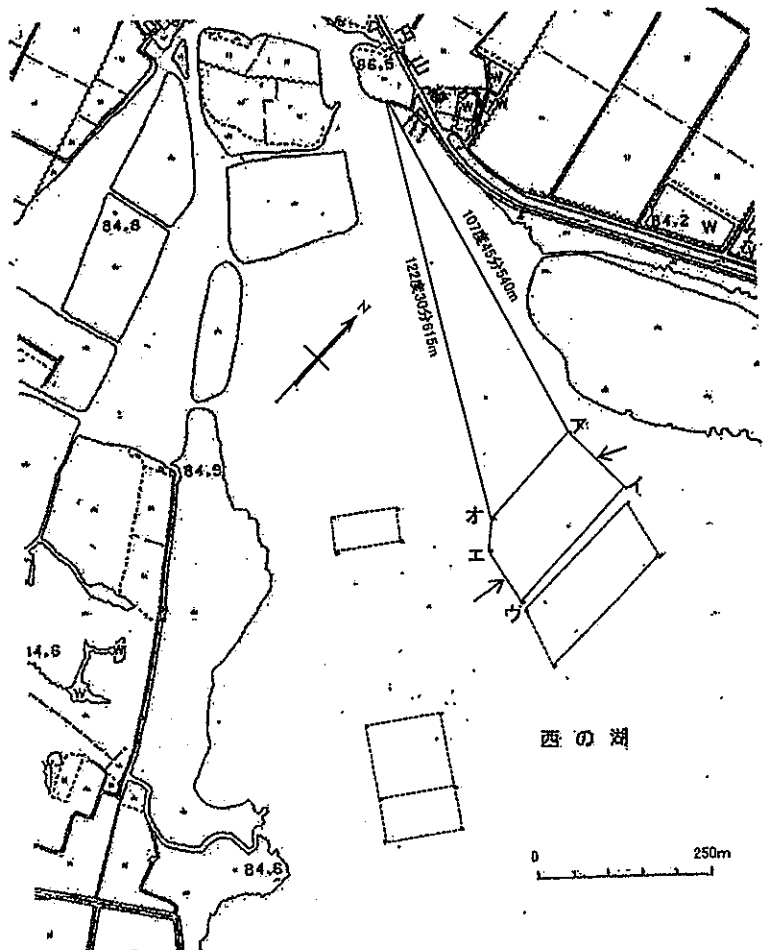
第1種区画漁業権（簡易垂下式真珠母貝養殖業）漁場図
 免許番号 区第202号
 漁場の位置 守山市木浜町地先（木浜埋立地にある水路）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯35度05分41.0秒 東経135度56分48.7秒
- (イ) 北緯35度05分38.5秒 東経135度56分48.0秒
- (ウ) 北緯35度05分37.5秒 東経135度56分51.3秒
- (エ) 北緯35度05分38.4秒 東経135度56分51.7秒
- (オ) 北緯35度05分38.1秒 東経135度56分52.4秒
- (カ) 北緯35度05分40.0秒 東経135度56分53.3秒



第1種区画漁業権（簡易垂下式真珠母貝養殖業）漁場図
 免許番号 区第203号
 漁場の位置 近江八幡市安土町常楽寺地先（西の湖）
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

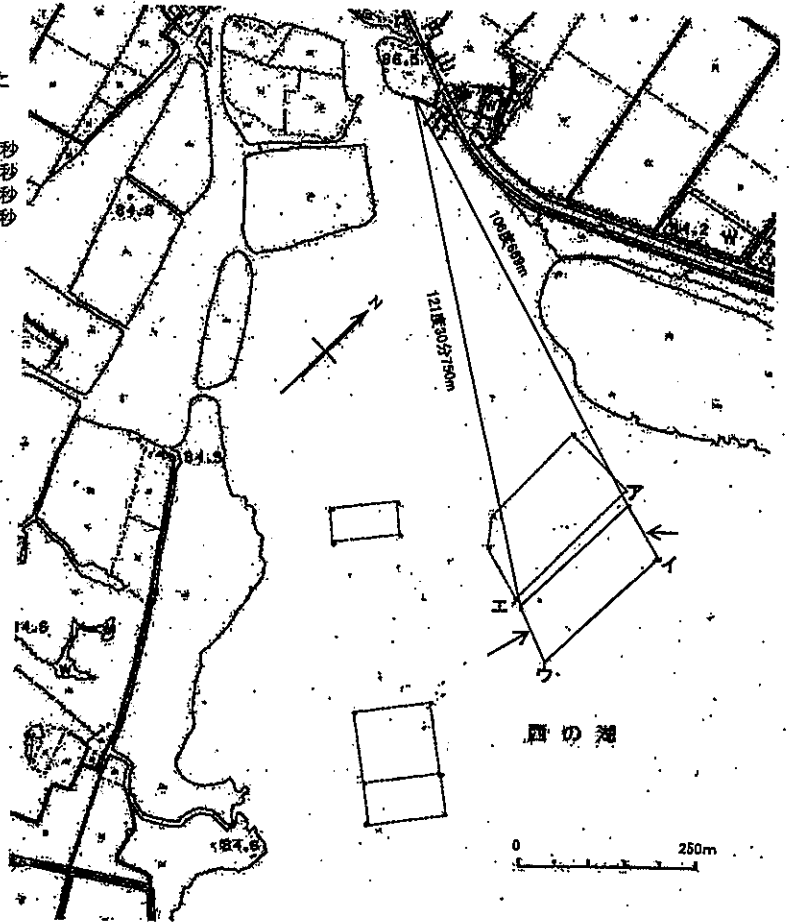
- (ア) 北緯35度09分42.6秒 東経136度06分33.3秒
- (イ) 北緯35度09分42.5秒 東経136度06分37.7秒
- (ウ) 北緯35度09分35.3秒 東経136度06分37.8秒
- (エ) 北緯35度09分36.0秒 東経136度06分34.5秒
- (オ) 北緯35度09分37.2秒 東経136度06分33.5秒



第1種区画漁業権 (簡易垂下式真珠母貝養殖業) 漁場図

免許番号 区第204号
 漁場の位置 近江八幡市安土町常楽寺地先(西の湖)
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

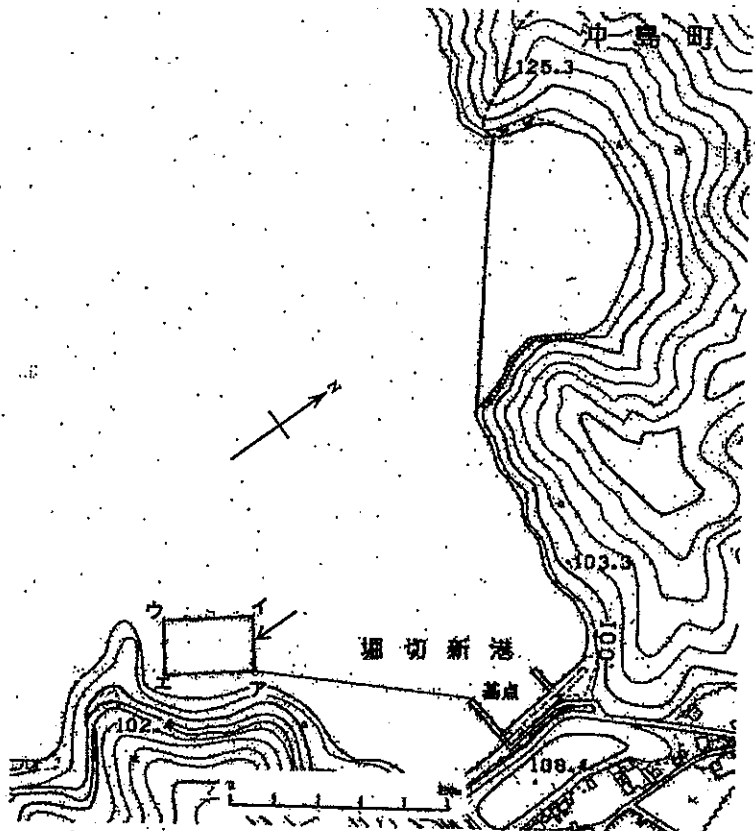
- (ア) 北緯35度09分41.9秒東経136度06分38.4秒
- (イ) 北緯35度09分41.3秒東経136度06分41.8秒
- (ウ) 北緯35度09分34.2秒東経136度06分41.4秒
- (エ) 北緯35度09分35.2秒東経136度06分38.3秒



第1種区画漁業権 (小割式魚類養殖業) 漁場図

免許番号 区第1301号
 漁場の位置 近江八幡市沖島町地先
 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

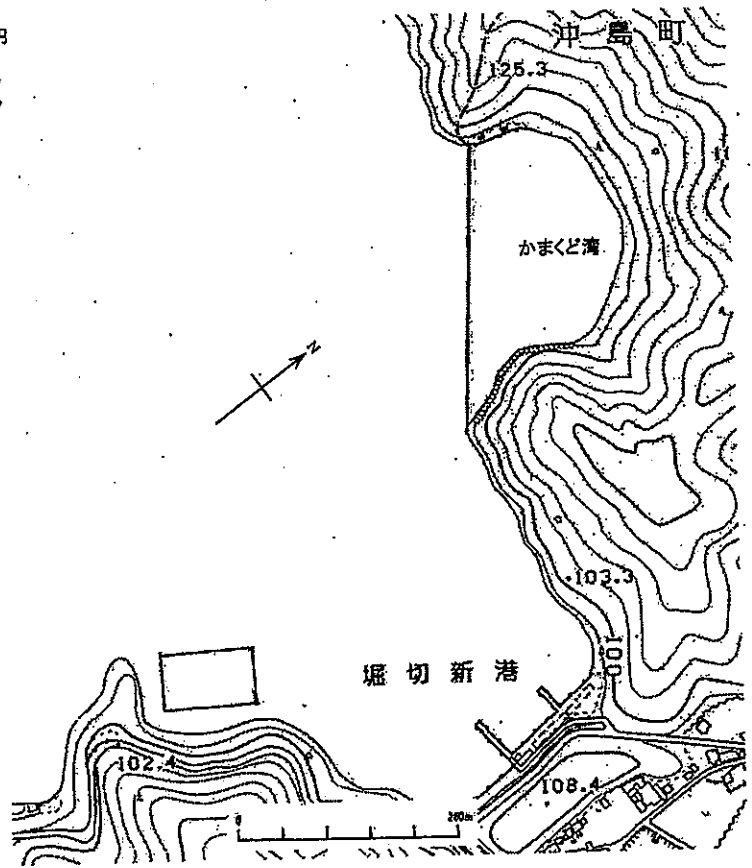
- (ア) 北緯35度11分33.4秒東経136度05分26.4秒
- (イ) 北緯35度11分34.8秒東経136度05分23.5秒
- (ウ) 北緯35度11分32.4秒東経136度05分20.8秒
- (エ) 北緯35度11分31.0秒東経136度05分22.7秒



第1種区画漁業権 (小割式魚類養殖業) 漁場図

免許番号 区第1302号
 漁場の位置 近江八幡市沖島町地先
 漁場の区域 次のアとイとを結んだ線以北のかまくだ湾一円

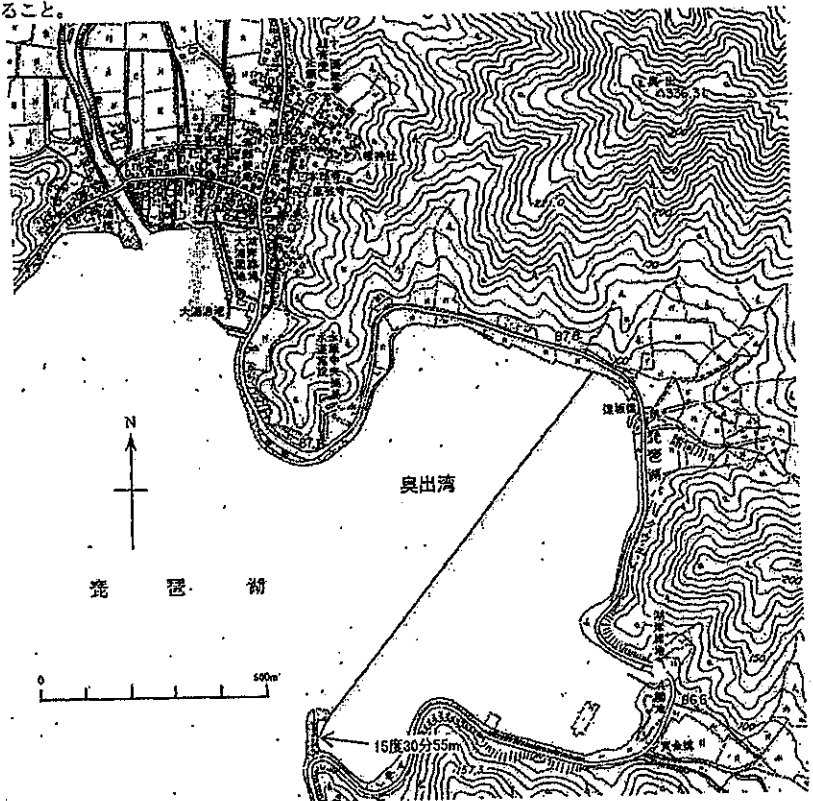
(ア) 北緯35度11分53.3秒東経136度05分14.6秒
 (イ) 北緯35度11分46.1秒東経136度05分24.0秒



第1種区画漁業権 (小割式魚類養殖業) 漁場図

免許番号 区第1303号
 漁場の位置 長浜市西浅井町菅浦地先
 漁場の区域 次のアとイを結んだ線とこれより東側の湖岸線によって囲まれた奥出湾

条件 (ア) 北緯35度29分03.0秒東経136度07分54.1秒
 (イ) 北緯35度28分38.7秒東経136度07分29.2秒
 漁場の使用面積は7,000㎡以内とすること。



第1種区画漁業権 (小割式魚類養殖業) 漁場図

免許番号 区第1304号

漁場の位置 長浜市西浅井町菅浦地先

漁場の区域 次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯35度28分15.8秒 東経136度07分22.4秒

(イ) 北緯35度28分20.5秒 東経136度07分24.0秒

(ウ) 北緯35度28分19.6秒 東経136度07分27.6秒

(エ) 北緯35度28分15.0秒 東経136度07分25.8秒

条件 漁場の使用面積は1,000㎡以内とすること。



琵琶湖海区漁場計画に関する説明資料

1. 漁場計画作成にあたっての検討内容

○現漁業権者の要望に基づき、漁場の活用状況を調査した上で、現行の漁場を計画に含めた。

○それぞれの漁場について、今後の生産性の見込み、行使の見込み、漁場区域の変更や統合を検討した（概要は下表のとおり）。

漁業権の種類および名称		現存する漁業権数	漁場計画に設定する漁場数	見直しの概要	
共同漁業権	第1種	しじみ等漁業	3	3	いずれの漁場も今後の生産性が見込まれるため存置する
	第2種	小型定置網(えり)漁業	93	54	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の生産性が見込まれるため存置する漁場 49 件 ・行使の見込みがなく切り替えをしない漁場 35 件 ・漁業の効率化のために漁場区域の変更および統合を行う漁場 9 件 (その結果、計画案では5件)
		やな漁業	8	8	いずれの漁場も今後の生産性が見込まれるため存置する
	第5種(海面)	こい、ふな等漁業	4	3	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の生産性が見込まれるため存置する漁場 3 件 ・行使の見込みがなく切り替えをしない漁場 1 件
区画漁業権	第1種	真珠養殖漁業	11	11	いずれの漁場も今後の生産性が見込まれるため存置する
		簡易垂下式真珠母貝養殖漁業	4	4	
		小割式養殖漁業	4	4	

別添1 漁場位置図

2. 利害関係人の意見徴取について

漁場計画（素案）について利害関係人の意見を徴取したところ、計共第 122 号第 2 種共同漁業権の漁場区域について沖側への拡大に対し、漁船の航行や漁業の支障があるとした意見が 1 件提出された。

計共第 122 号第 2 種共同漁業権の関係者は、同意見を受け漁場の沖側端を現行漁場に合わせ縮小する漁場区域の見直しを提示し、利害関係人との調整が図られた。

3. 公益上の支障の有無について

関係機関と協議し、全漁場について公益上の支障は認められないことを確認した。

別添 2 公益上の支障に関する関係機関との協議結果

4. 適切かつ有効の判断について

漁業法第 63 条第 1 項第 2 号に基づき、本計画に設定する各漁場について適切かつ有効の判断を行った。これまで各漁業権者から報告のあった漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告、ヒアリング、現地確認等において、適切かつ有効に活用されていると評価できた漁場 78 件を類似漁業権として設定した。

同様の報告等において複数年の行使が認められない漁場や大幅な変更を伴う漁場 9 件は、非活用漁業権とした。これらの漁場については、海区漁場計画樹立方針に従い、存続期間を 5 年間とするとともに関係する漁業協同組合がその管理および行使について具体的計画を有する漁場について、新規漁業権を設定する。

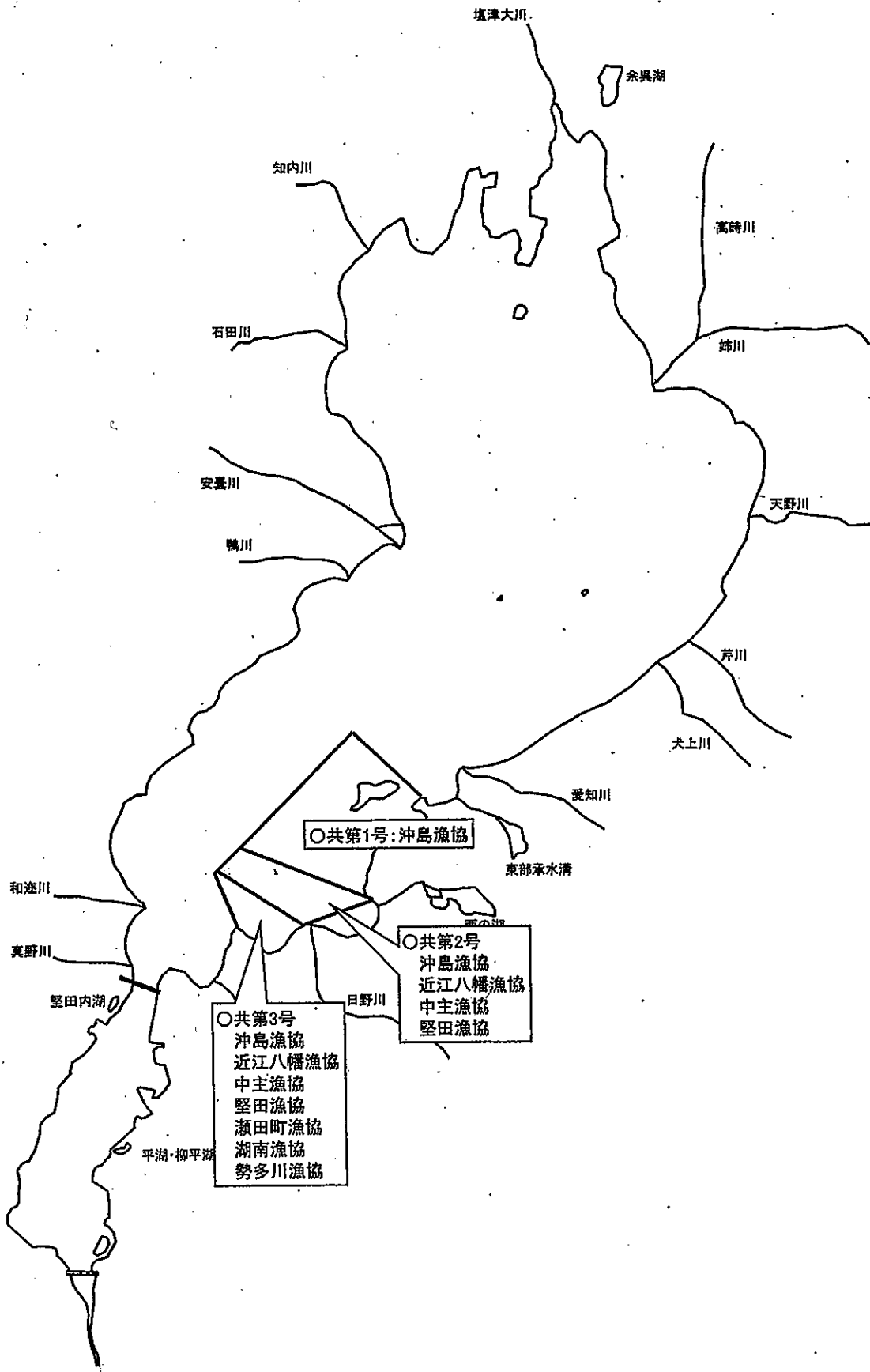
非活用漁業権（いずれも第 2 種共同漁業権小型定置網漁業）

内容	漁場計画の公示番号（現行の漁業権者）
複数年の行使が認められない漁場	共第 117 号（山田漁協） 共第 136 号（長浜漁協） 共第 138 号（南浜漁協） 共第 141 号、共第 143 号、共第 144 号（朝日漁協）
大幅な変更を伴う漁場	共第 120 号（玉津小津漁協） 共第 122 号（守山漁協） 共第 135 号（長浜漁協）

別添 3 適切かつ有効の評価一覧表（R3、R4）

第1種共同漁業の位置図

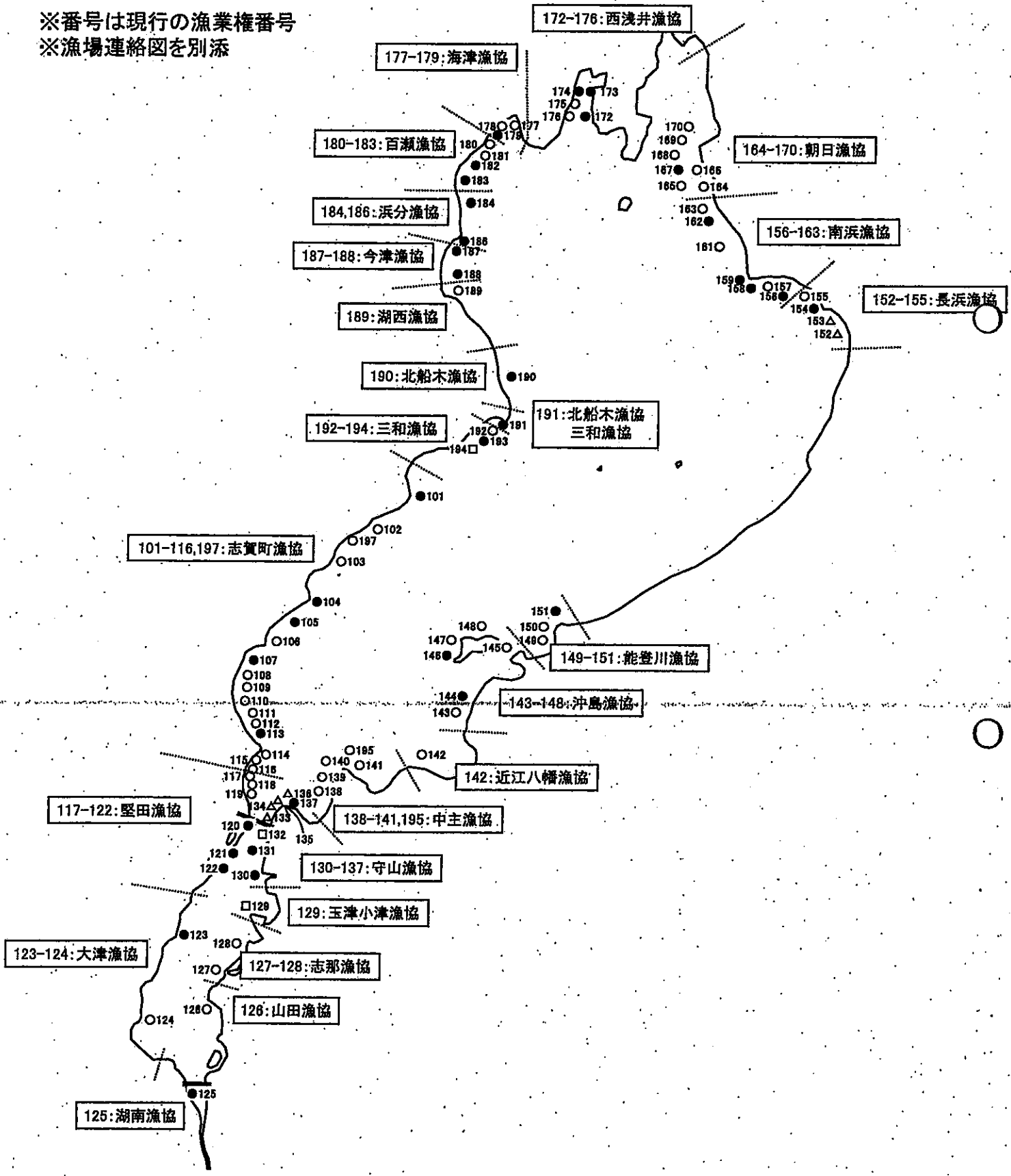
○:現状通り切替



第2種共同漁業(小型定置網漁業)の位置図

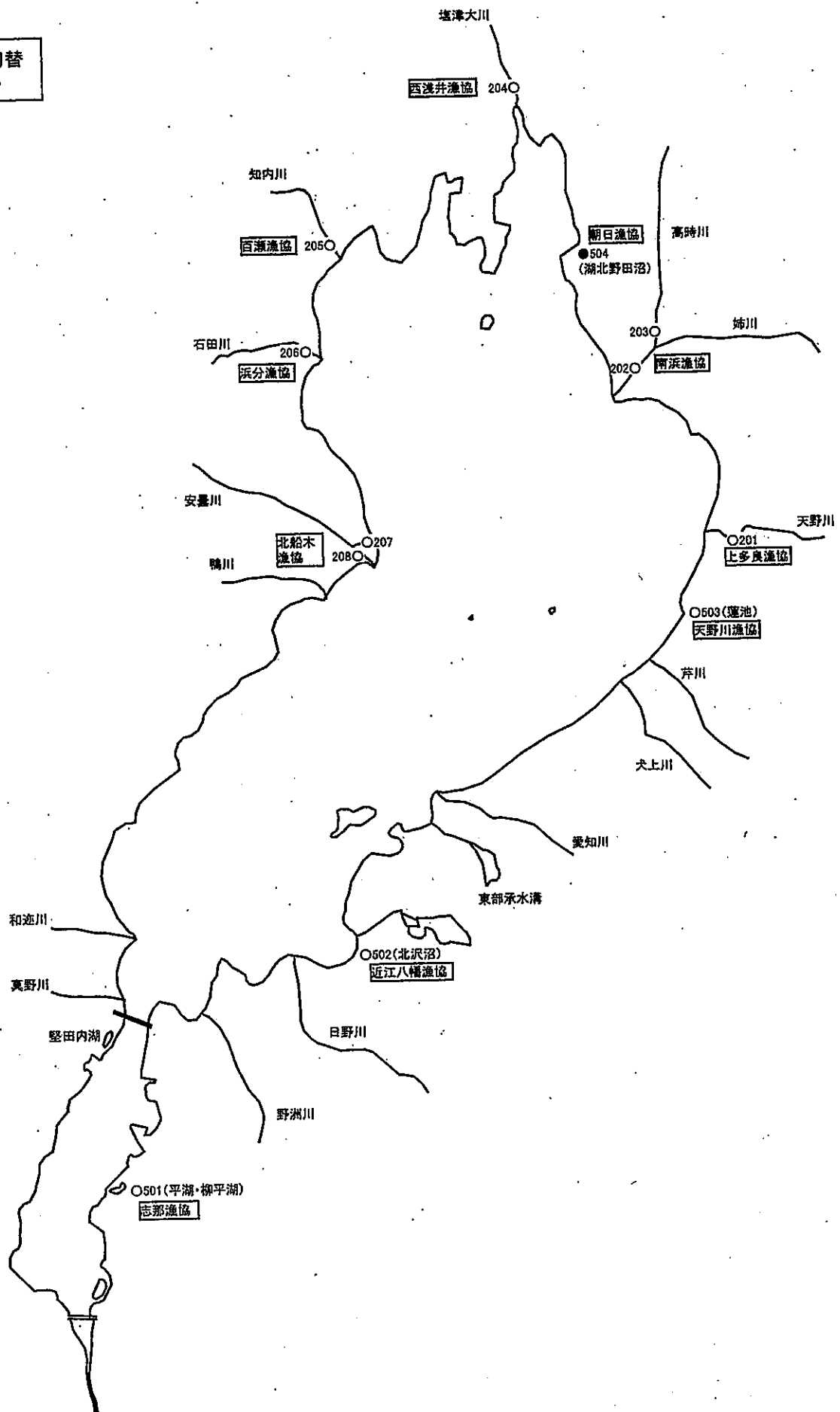
- : 現状通り切替
- △: 漁場を統合
- : 漁場区域を変更
- : 切替しない

※番号は現行の漁業権番号
 ※漁場連絡図を別添

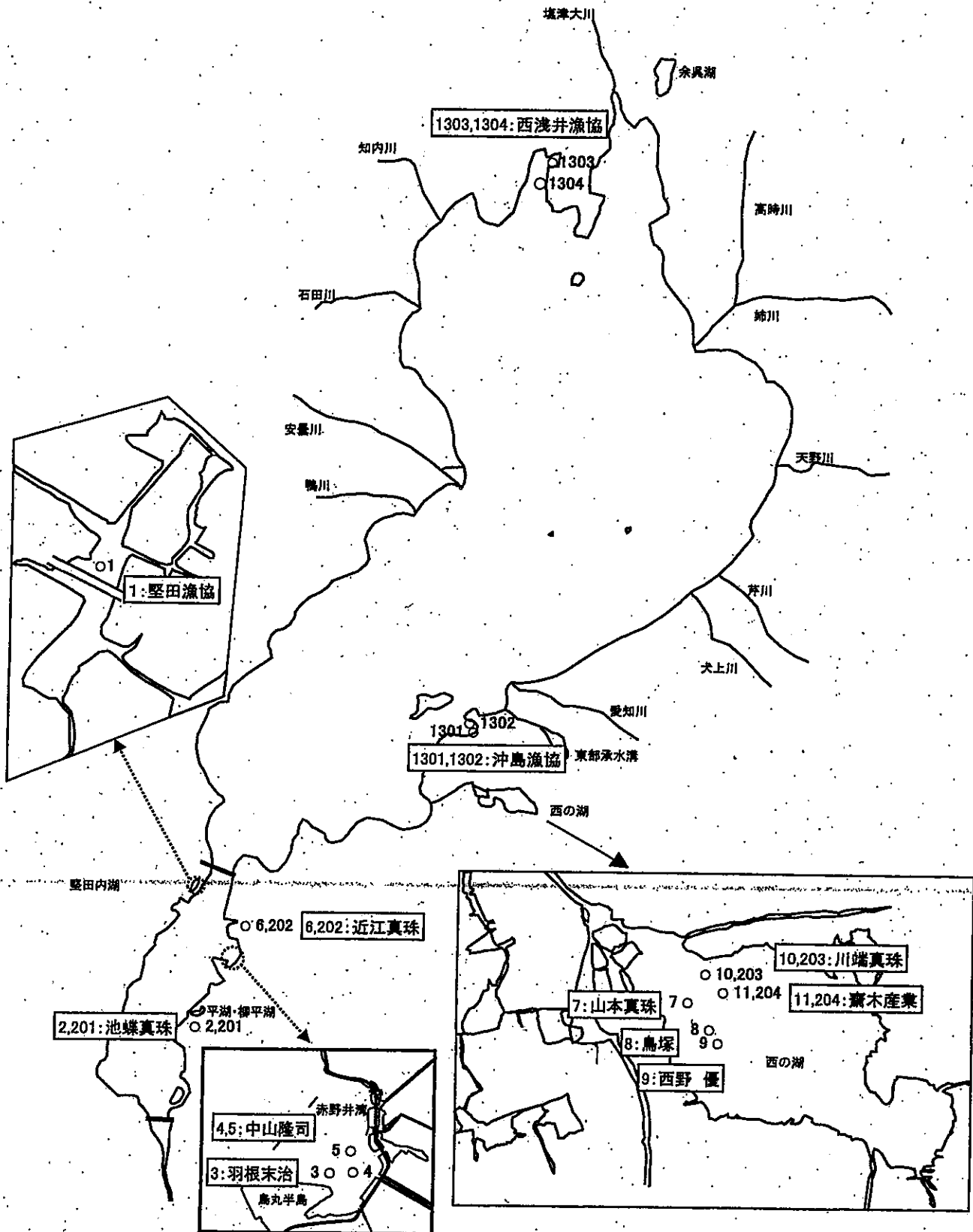


第2種共同漁業(やな漁業)・第五種共同漁業の位置図

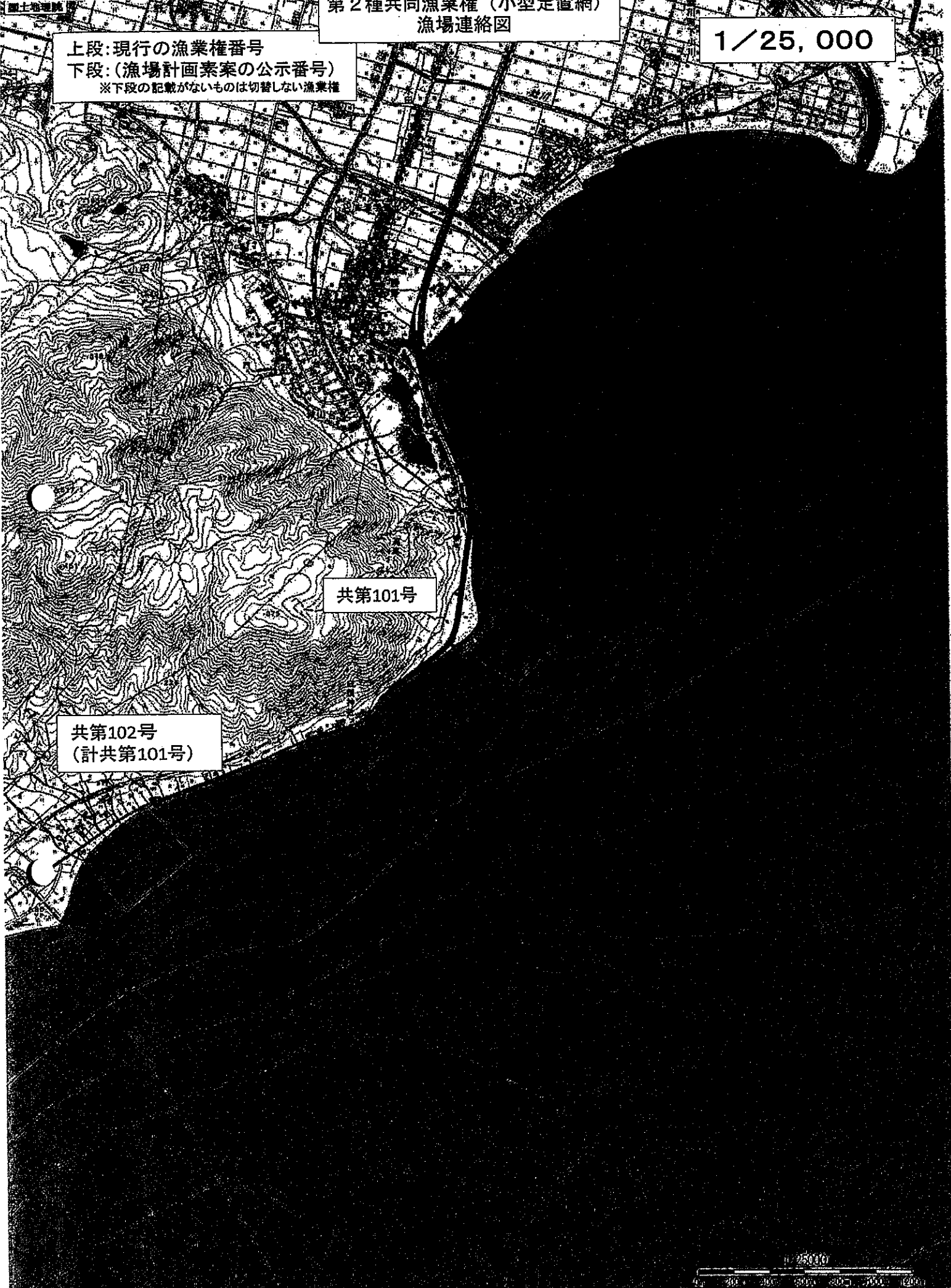
- : 現状通り切替
- : 切替しない



第1種区画漁業(小割式魚類養殖、真珠養殖、真珠母貝養殖)の位置図



上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権



共第101号

共第102号
(計共第101号)



第2種共同漁業権(小型定置網)
漁場連絡図

共第197号
(計共第102号)

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第103号
(計共第103号)

共第104号

共第105号

共第106号
(計共第104号)

第2種共同漁業権（小笠原島）
漁場連絡図

共第107号

上段：現行の漁業権番号
下段：（漁場計画素案の公示番号）
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第108号
（計共第105号）

共第109号
（計共第106号）

共第110号
（計共第107号）

共第111号
（計共第108号）

共第112号
（計共第109号）

共第113号

共第114号
（計共第110号）

共第115号
（計共第111号）

共第116号
（計共第112号）

共第117号
（計共第113号）

共第116号
(計共第112号)

共第117号
(計共第113号)

共第118号
(計共第114号)

共第119号
(計共第115号)

共第120号

共第121号

共第122号

次頁に拡大

共第131号

共第130号

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1 / 25, 000

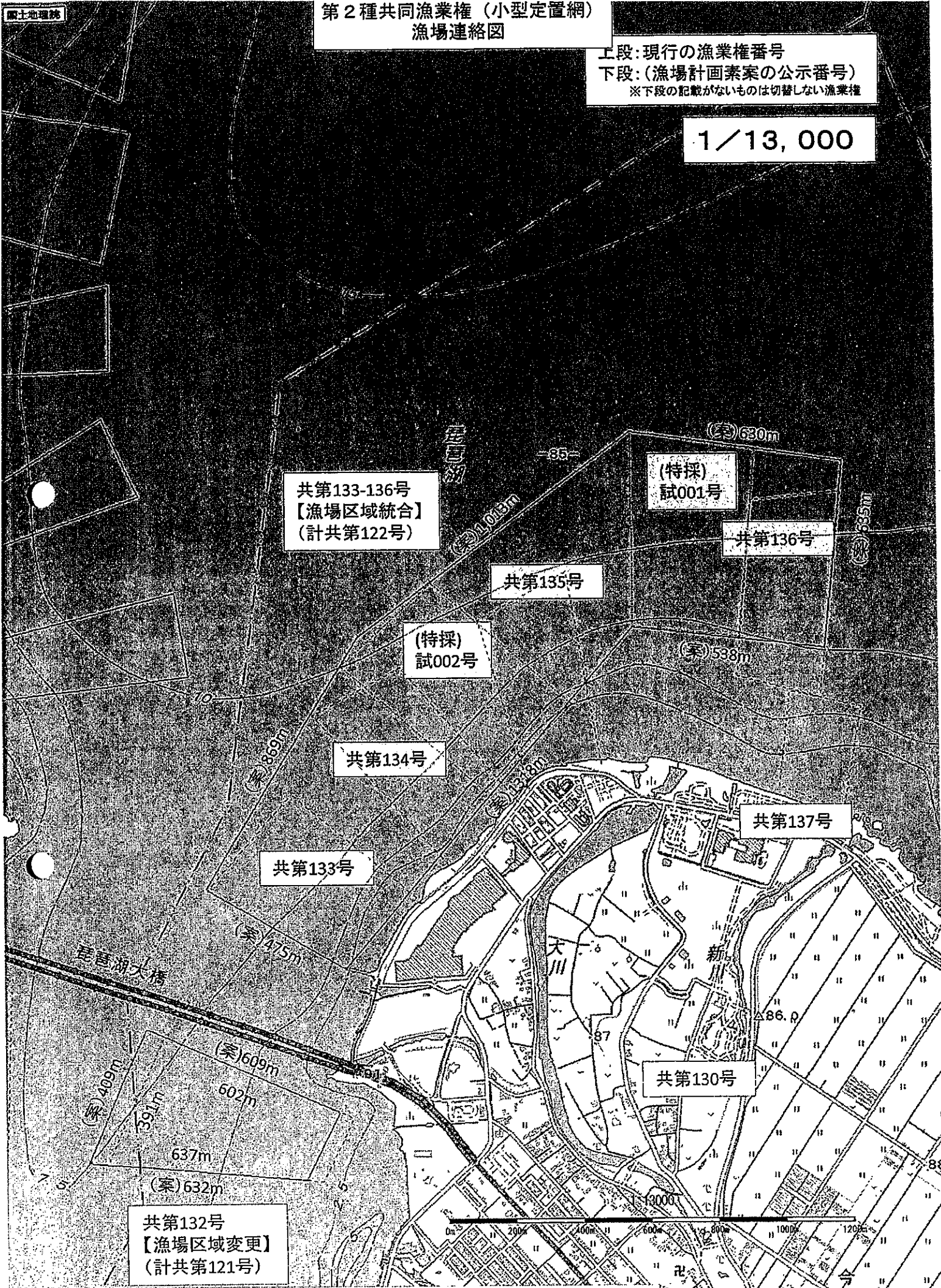
第2種共同漁業権（小型定置網） 漁場連絡図

上段：現行の漁業権番号

下段：（漁場計画素案の公示番号）

※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1 / 13,000



第2種共同漁業権（小型定置網）
漁場連絡図

1/25,000

共第121号

上段：現行の漁業権番号
下段：（漁場計画素案の公示番号）
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

共第122号

共第130号

共第123号

共第129号
【漁場区域変更】
（計共第120号）

共第128号
（計共第119号）

共第127号
（計共第118号）

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第124号
(計共第116号)

共第126号
(計共第117号)

共第125号

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1 / 25,000

共第195号
(計共第126号)

共第141号
(計共第127号)

共第140号
(計共第125号)

共第139号
(計共第124号)

共第138号
(計共第123号)



上段: 現行の漁業権番号

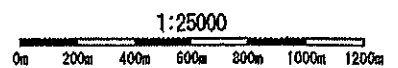
下段: (漁場計画素案の公示番号)

※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第143号
(計共第129号)

共第142号
(計共第128号)



上段: 現行の漁業権番号

下段: (漁場計画素案の公示番号)

※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1 / 25,000

共第148号
(計共第132号)

共第147号
(計共第131号)

共第146号

共第145号
(計共第130号)

共第144号

共第143号
(計共第129号)

上段: 現行の漁業権番号

下段: (漁場計画素案の公示番号)

※下段の記載がないものは切替しない漁業権

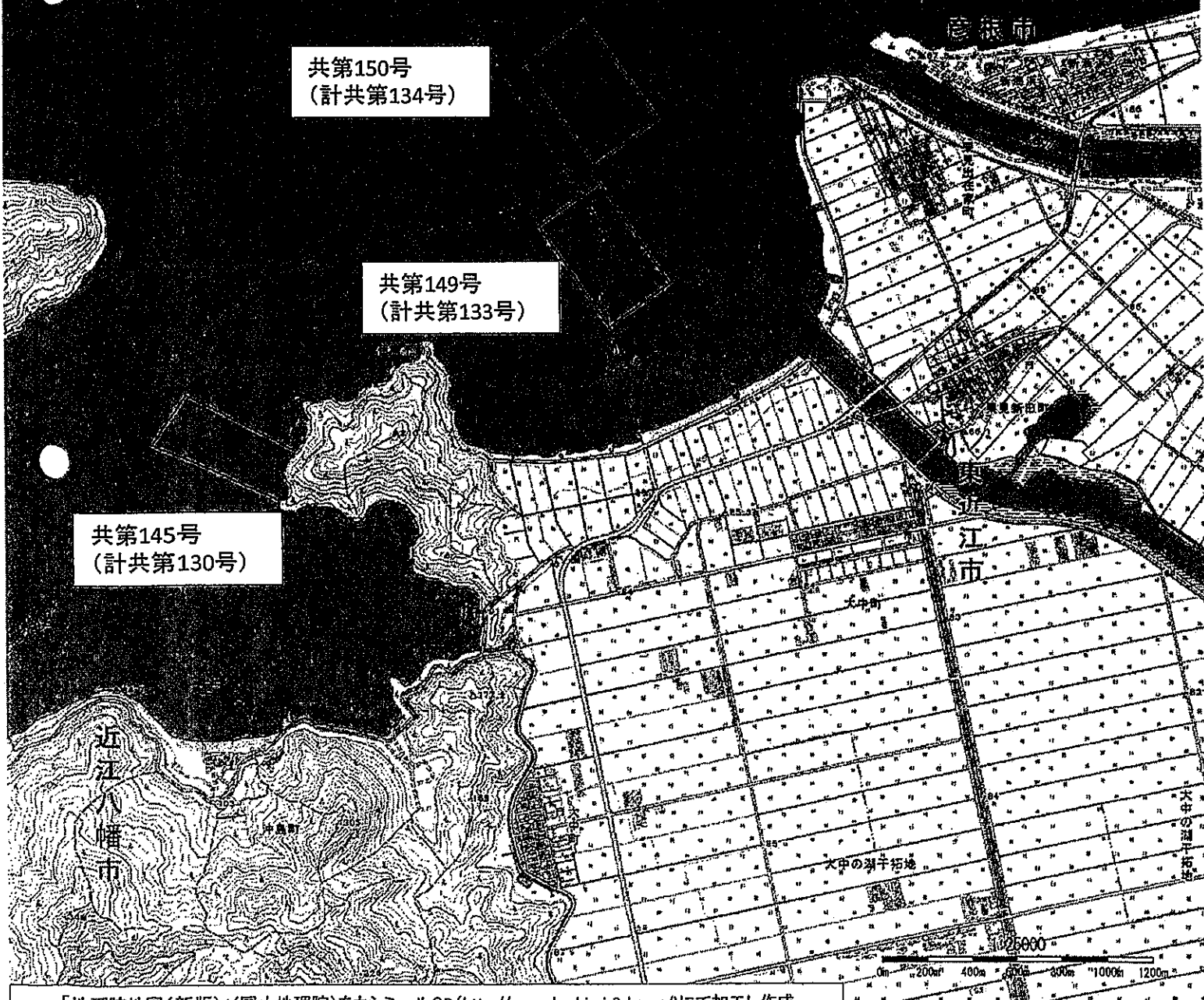
1/25,000

共第151号

共第150号
(計共第134号)

共第149号
(計共第133号)

共第145号
(計共第130号)



上段: 現行の漁業権番号

下段: (漁場計画素案の公示番号)

※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第155号
(計共第136号)

共第154号

共第152,153号【統合】
(計共第135号)

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第161号
(計共第138号)

共第159号

共第158号

共第157号
(計共第137号)

共第156号

共第155号
(計共第136号)

共第154号



上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1 / 25,000

共第169号
(計共第144号)

共第170号
(計共第145号)

共第168号
(計共第143号)

共第166号
(計共第142号)

共第167号

共第164号
(計共第140号)

共第165号
(計共第141号)

共第163号
(計共第139号)

共第162号

上段: 現行の漁業権番号

下段: (漁場計画素案の公示番号)

※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第174号

共第175号
(計共第146号)

共第176号
(計共第147号)

共第173号

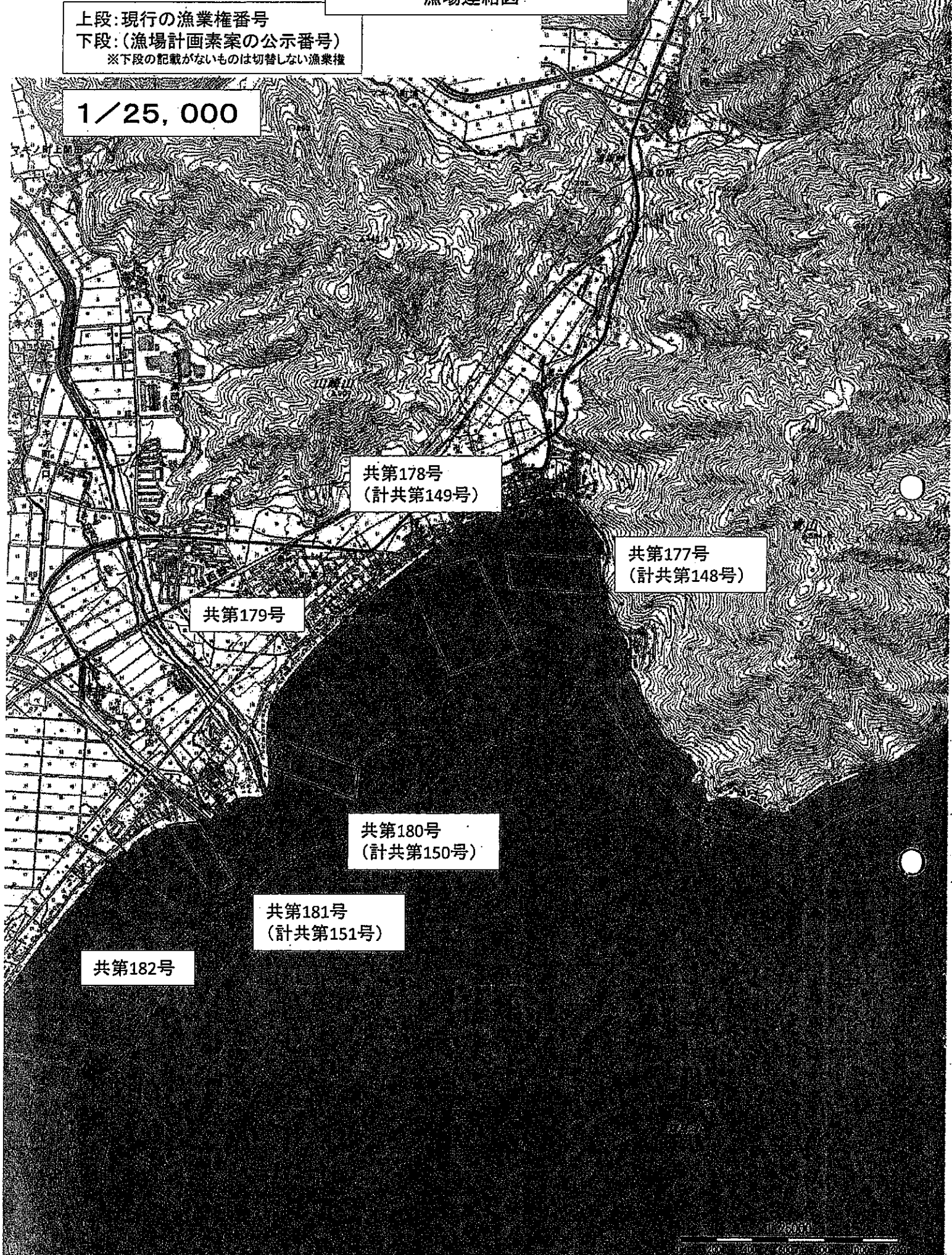
共第172号

1/25,000

0 200 400 600 800 1000 1200

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000



共第183号

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第184号

共第186号

共第187号

共第188号

共第189号
(計共第152号)

上段: 現行の漁業権番号
下段: (漁場計画素案の公示番号)
※下段の記載がないものは切替しない漁業権

1/25,000

共第190号

共第191号

共第192号
(計共第153号)

共第193号

共第194号【変更】
(計共第154号)

漁場計画案に対する公益上の支障の有無についての協議結果一覧 (海区の漁場)

協議先	該当漁場	公益上の支障	その他の意見
農政水産部耕地課長	全て	支障なし	
大津・南部農業農村振興事務所長	大津市、草津市、守山市、野洲市内の漁場	支障なし	
東近江農業農村振興事務所長	近江八幡市、東近江市、日野町内の漁場	支障なし	
湖東農業農村振興事務所長	彦根市、多賀町内の漁場	支障なし	
湖北農業農村振興事務所長	米原市、長浜市内の漁場	支障なし	
高島農業農村振興事務所長	高島市内の漁場	支障なし	
土木交通部長	普通河川を除く全ての漁場	支障なし	意見1
大津土木事務所長	大津市内の漁場	支障なし	
南部土木事務所長	草津市、守山市、野洲市内の漁場	支障なし	意見1
東近江土木事務所長	近江八幡市、東近江市、日野町内の漁場	支障なし	意見1
湖東土木事務所長	彦根市、多賀町内の漁場	支障なし	意見1
長浜土木事務所長	米原市、長浜市(旧長浜市、湖北町)内の漁場	支障なし	
長浜土木事務所木之本支所長	長浜市(旧高月町、木之本町、余呉町、西浅井町)内の漁場	支障なし	意見1
高島土木事務所長	高島市内の漁場	支障なし	意見1
大津市長	管内の漁場	支障なし	
長浜市長	管内の漁場	支障なし	
近江八幡市長	管内の漁場	支障なし	
草津市長	管内の漁場	支障なし	
守山市長	管内の漁場	支障なし	
野洲市長	管内の漁場	支障なし	
高島市長	管内の漁場	支障なし	
東近江市長	管内の漁場	支障なし	
米原市長	管内の漁場	支障なし	
(独)水資源機構琵琶湖開発総合管理所長	全ての漁場	支障なし	意見2
琵琶湖汽船株式会社代表取締役社長	琵琶湖の漁場	支障なし	

漁場計画に対する関係機関の意見一覧（海区の漁場）

意見	協議先	意見の概要
1	土木交通部長 大津土木事務所長 東近江土木事務所長 長浜土木事務所長 （木之本支所） 高島土木事務所長	下記のことについて漁業関係者への指導を願う。 <ul style="list-style-type: none"> • 工作物を設置、変更するには河川法の許可が必要であること。 • 河口部等において漁船が係留、放置されることのないよう適切に保管すること。 • 公共事業の推進に協力すること。 • 漁業の実績や意志を十分調査すること。 • 漁業を廃止するときには、工作物を撤去すること。 • 申請者が組合要件を満たしているか厳正に審査すること。 • 現状、河川法違反となっている場合は、工作物の速やかな撤去、適正化を指導すること。
2	(独)水資源機構琵琶湖 開発総合管理所長	<ul style="list-style-type: none"> • 琵琶湖の水位が低下した場合においても船舶の航行に支障が生じないよう航路の浚渫をしているので、配慮願う。

令和3年次 第2種共同漁業権(やな)(行使の状況と漁業法第91条の指導致または報告に関する評価)

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	操業日数	操業日数	操業日数	操業合計 (kg)
共第201号	上多良漁協	○	7	5月10日～8月20日	80		1,270
共第202号	南浜漁協	○	4	3月31日～9月30日			29,240
共第203号	南浜漁協	○	1				8,480
共第204号	西浅井漁協	×					0
共第205号	百瀬漁協	○	10	4月10日～8月27日	78		8,428
共第206号	浜分漁協	○	13	4月3日～8月20日	309		15,800
共第207号	北船木漁協	○	21	3月15日～8月20日	120		53,065
共第208号	北船木漁協	○	207号合算	3月15日～8月20日	207号合算		115,283

1 漁業権 の免許 関係法 令等 の遵守 状況	2(1) 漁業 法第72 条に 規定 する 「免許 権者」 の 指定 事項 を 遵守 している	2(2) 漁業 法第72 条に 規定 する 「免許 権者」 の 指定 事項 を 遵守 している	2(3) 漁業 法第72 条に 規定 する 「免許 権者」 の 指定 事項 を 遵守 している	2(4) 漁業 法第72 条に 規定 する 「免許 権者」 の 指定 事項 を 遵守 している	2(5) 漁業 法第72 条に 規定 する 「免許 権者」 の 指定 事項 を 遵守 している	2(6) 漁業 法第72 条に 規定 する 「免許 権者」 の 指定 事項 を 遵守 している	2(7) 漁業 法第72 条に 規定 する 「免許 権者」 の 指定 事項 を 遵守 している	2(8) 漁業 法第72 条に 規定 する 「免許 権者」 の 指定 事項 を 遵守 している	3(1) 漁業 法第91 条第1 項第1 号の 規定 を 遵守 している	3(2) 漁業 法第91 条第1 項第2 号の 規定 を 遵守 している	3(3) 漁業 法第91 条第1 項第3 号の 規定 を 遵守 している	3(4) 漁業 法第91 条第1 項第4 号の 規定 を 遵守 している	4 評価 評価理由
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	公共工事によるやなを停 ない休業
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

令和3年次 海区第5種共同漁業権(行使の状況と漁業法第91条の指導または報告に関する評価)

1 漁業権 の免状以 降、法第90 条第1項に 基づく資源 管理の状況 等を報告す る(注1)	2(1)漁業 関係法令を 遵守してい る	2(2)法第72 条に規定す る「免許に 対しての特 殊性」を有 している	2(4)漁場 争いが起き ない又は漁 場争いの解 決に向け取 り組んでいる	2(5)資源 管理を適切 に実施して いる	2(7)漁具 や養殖施設 などを放置 して他漁業 者の活動を 妨げない	2(8)通常 の漁業活動 では想定さ れない爆発 物その他危 険なものを 使用してい ない	3(1)果業 3(2)通常 の漁業活動 が可能な期 間を利用し ている(注2 ・3・4)	3(3)漁場 の全てを利 用している (注4)	3(4)漁場 を持続的に 利用できる よう、生産 量の項目を 含む事業計 画書等に基 づき、計画 的に漁業の 生産活動を 行っている	4 評価	評価理由
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	漁場の取り扱いを検討するよう助言済み

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	操業日数	漁獲合計 (kg)
共第501号	志那漁協	○	2	27	63.7
共第502号	近江八幡漁協	○	7	30	18.5
共第503号	天野川漁協	○	4	85	760.0
共第504号	朝日漁協	×			0.0

令和3年次 第1種区画漁業権(小割養殖業)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

1 漁業権の免許以 降、法第90条第1項に 基づく資源管理の状況 等に関する報告を 毎年行っている(注1)	2(1)漁業 関係法を遵守している	2(2)漁業 法第72条に規定する「免許 に関する免状」について 「漁業関係法」を遵守 している	2(4)漁業 関係法が起す争いが起 き、漁業関係法に 向って争っている	2(5)資源 管理を適切に実施して いる	2(7)漁業 関係法を放置する などして他の漁業者の 漁業活動を妨げない よう努めている	2(8)通常 漁業関係法の漁業活動 には関係ない漁業活動 を併せて実施するもの を認められ、併せて 実施している	3(1)漁業 関係法が規定する期間 を遵守している(注2・3・4)	3(3)漁業 関係法の全てを用いて いる(注4)	3(4)漁業 関係法を積極的に活用 している	4 評価	評価理由
○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	KHVによるコイ養殖のや むを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	KHVによるコイ養殖のや むを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	い
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	い

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	生産合計 (kg)	備考
区第1301号	沖島漁協	×	2	0	生付量12張
区第1302号	沖島漁協	×	3	0	生付量20張
区第1303号	西浜井漁協	○	1	585	生付量7張
区第1304号	西浜井漁協	○	1	787	生付量0張

1352.2

令和3年次 第1種区画漁業権(真珠母貝養殖業)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

免許番号	免許権者	行使状況	漁上作業者数	0年区画日数	1年区画日数	2年区画日数	3年以上区画日数	0年区画漁獲量(担)	1年区画漁獲量(担)	2年区画漁獲量(担)	3年以上区画漁獲量(担)
区第201号	湘南真珠養殖株式会社	○	1	100	16,500	14,500	0	4,000	4,000	4,000	0
区第202号	近江真珠株式会社	○	1	100	10,000	9,000	18,000	0	0	0	0
区第203号	川崎真珠養殖株式会社	○	1	85	3,268	1,800	7,803	0	0	0	0
区第204号	源水産養殖株式会社	○	1	80	0	1,500	12,200	0	0	0	15
			2		28,868	26,800	47,003	4,000	4,000	4,000	0
											15

1 漁業法第2(1)項に規定する漁業権の行使状況	2(2) 漁業法第2(2)項に規定する漁業権の行使状況	2(4) 漁業法第2(4)項に規定する漁業権の行使状況	2(5) 漁業法第2(5)項に規定する漁業権の行使状況	2(7) 漁業法第2(7)項に規定する漁業権の行使状況	2(8) 漁業法第2(8)項に規定する漁業権の行使状況	3(1) 漁業法第3(1)項に規定する漁業権の行使状況	3(3) 漁業法第3(3)項に規定する漁業権の行使状況	3(4) 漁業法第3(4)項に規定する漁業権の行使状況	4 評価
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

令和4年次 第1種共同漁業権(貝類)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勸告に関する評価)

免許番号	漁協	行使状況	行使者数	操業日数	漁法	漁獲合計 (kg)
共第1号	沖島漁協	×			貝殻を網	
共第2号	沖島漁協	×			貝殻を網	
共第3号	沖島漁協	×			貝殻を網	
共第2号	壺田漁協	○	9	1,000	貝殻を網	32,107
共第3号	壺田漁協	○	2号に合算	2号に合算	貝殻を網	
共第2号	中主漁協	○	4	32	貝殻を網	1,400
共第3号	中主漁協	○	4	32	貝殻を網	1,400
共第2号	近江八幡漁協	○	18	90	貝殻を網	500
共第3号	近江八幡漁協	○	2号に合算	2号に合算	貝殻を網	300
共第3号	湖南漁協	○	2	8	貝殻を網	67
共第3号	湘田町漁協	○	2	2	貝殻を網	2
共第3号	勢多川漁協	○	6	18	貝殻を網	10

1 漁業権(1)漁業法第91条第1項に規定する「免許」の有効期限が満了している(注1)	2(2)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期限が満了している(注1)	2(4)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期限が満了している(注1)	2(5)資源管理の状況等に関する事項が変更されている(注1)	2(7)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期限が満了している(注1)	2(8)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期限が満了している(注1)	3(1)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期限が満了している(注1)	3(3)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期限が満了している(注1)	3(4)漁業法第72条に規定する「免許」の有効期限が満了している(注1)	4 評価	評価理由
○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	資源保護のためやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	資源保護のためやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	資源保護のためやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	資源保護のため操業日数を調整
○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	資源保護のため操業日数を調整
○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	資源保護のため操業日数を調整

1 漁業権管理の状況等(注1)	2 (1)漁業権法第90条に違反している	2 (2)漁業権法第91条に違反している	2 (3)漁業権法第92条に違反している	2 (4)漁業権法第93条に違反している	2 (5)漁業権法第94条に違反している	2 (6)漁業権法第95条に違反している	2 (7)漁業権法第96条に違反している	2 (8)漁業権法第97条に違反している	3 (1)漁業権法第98条に違反している	3 (2)漁業権法第99条に違反している	3 (3)漁業権法第100条に違反している	3 (4)漁業権法第101条に違反している	4 評価	評価理由
0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	x	0	-	利用実施なし (概法中で切替希望なしのため指選しない)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	x	0	0	今年のみ行使なし、行使者調査中。
0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	x	0	-	利用実施なし (概法中で切替希望なしのため指選しない)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	x	0	-	利用実施なし (概法中で切替希望なしのため指選しない)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	x	0	-	利用実施なし (概法中で切替希望なしのため指選しない)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	x	0	0	利用実施なし (概法中で切替希望なしのため指選しない)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	今年のみ行使なし、行使者調査中。
0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	x	0	-	利用実施なし (概法中で切替希望なしのため指選しない)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	x	0	-	利用実施なし (概法中で切替希望なしのため指選しない)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	x	0	-	利用実施なし (概法中で切替希望なしのため指選しない)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	x	0	-	利用実施なし (概法中で切替希望なしのため指選しない)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	今年のみ行使なし、行使者調査中。
0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	x	0	-	利用実施なし (概法中で切替希望なしのため指選しない)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	x	0	-	利用実施なし (概法中で切替希望なしのため指選しない)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	x	0	-	利用実施なし (概法中で切替希望なしのため指選しない)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	漁民の調議によるやむを得ない休業。 (切替希望なし、概法予定)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(行使者引違で切り撤法済のため切替しない)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	x	0	-	利用実施なし (概法中で切替希望なしのため指選しない)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
x	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	利用実施なし (概法中で切替希望なしのため指選しない)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	x	0	-	漁民の調議によるやむを得ない休業。 (切替希望なし)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	x	0	-	漁民の調議によるやむを得ない休業。 (切替希望なし)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	x	0	-	利用実施なし (切替希望なしのため指選しない)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	x	0	-	利用実施なし (切替希望なしのため指選しない)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	x	x	x	0	-	利用実施なし (切替希望なしのため指選しない)

免許番号	漁協	行使者数	採集期間	採集日数	漁獲合計(kg)
共第156号	南浜漁協	x			
共第157号	南浜漁協	x			
共第158号	南浜漁協	x			
共第159号	南浜漁協	x			
共第161号	南浜漁協	x			
共第162号	南浜漁協	x			
共第163号	南浜漁協	0	12月1日~12月15日	10	378
共第164号	朝日漁協	x			
共第165号	朝日漁協	x			
共第166号	朝日漁協	x			
共第167号	朝日漁協	x			
共第168号	朝日漁協	x			
共第169号	朝日漁協	x			
共第170号	朝日漁協	0	11月1日~12月31日	24	189
共第172号	西海井漁協	x			
共第173号	西海井漁協	0	1月18日~2月27日	30	1,718
共第174号	西海井漁協	x			0
共第175号	西海井漁協	0	1月13日~12月20日	220	3,478
共第176号	西海井漁協	0	1月13日~12月20日	220	9,229
共第177号	海津漁協	0	1月31日~12月21日	25	0
共第178号	海津漁協	0	1月31日~12月21日	25	0
共第179号	海津漁協	x			0
共第180号	百洲漁協	0	1月13日~12月21日	167	12,334
共第181号	百洲漁協	0	1月13日~12月20日	114	2,720
共第182号	百洲漁協	x			0
共第183号	百洲漁協	x			0
共第184号	浜分漁協	x			0
共第185号	浜分漁協	x			0

免状番号	施設	行使状況	行使筆数	操業期間	操業日数	操業合計(kw)
共第187号	今津漁協					0
共第188号	今津漁協					0
共第189号	湖西漁協	○	5	1月1日～12月31日	10	90
共第190号	北船木漁協	×				0
共第191号	北船木漁協、三和漁協	×				0
共第192号	三和漁協	○	3	1月12日～12月20日	255	13,837
共第193号	三和漁協	×				0
共第194号	三和漁協	×				0
共第195号	中主漁協	○	2	1月12日～12月20日	138	2,903
共第197号	志賀町漁協	○	2	1月12日～12月21日	180	1,940

108,327

1. 漁業種別	2. (1) 漁業種別が72号に該当しない	2. (2) 漁業種別が72号に該当する	2. (4) 漁業種別が特定されていない又は漁業種別が不明である	2. (6) 資源管理計画が定められている	2. (7) 漁業種別が不明である	2. (8) 漁業種別が不明である	3. (1) 漁業種別が不明である	3. (3) 漁業種別が不明である	3. (4) 漁業種別が不明である	4. 評価	評価理由
×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	所収済
×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	所収済
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	-	利用実施なし (切替実施なしのため指導しない)
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	-	利用実施なし (切替実施なしのため指導しない)
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	利用実施なし (切替実施なしのため指導しない)
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	次行使者決定済で操業中
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

調査団体の取組記録 報告書 漁業種別 漁業種別が不明である 漁業種別が不明である 漁業種別が不明である 漁業種別が不明である 漁業種別が不明である 漁業種別が不明である 漁業種別が不明である 漁業種別が不明である 漁業種別が不明である 漁業種別が不明である 漁業種別が不明である

令和4年次 海区第5種共同漁業権（行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価）

1 漁業権（1）漁業法第91条の指導または勧告に関する評価	2(1) 漁業法第91条の指導または勧告に関する評価	2(2) 漁業法第91条の指導または勧告に関する評価	2(3) 漁業法第91条の指導または勧告に関する評価	2(4) 漁業法第91条の指導または勧告に関する評価	2(5) 漁業法第91条の指導または勧告に関する評価	2(6) 漁業法第91条の指導または勧告に関する評価	2(7) 漁業法第91条の指導または勧告に関する評価	2(8) 漁業法第91条の指導または勧告に関する評価	3(1) 漁業法第91条の指導または勧告に関する評価	3(2) 漁業法第91条の指導または勧告に関する評価	3(3) 漁業法第91条の指導または勧告に関する評価	3(4) 漁業法第91条の指導または勧告に関する評価	4 評価	評価理由
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	利用実証なし （切実希望なしのため指導しない）

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	操業日数	漁獲合計 (kg)
共第501号	志那漁協	○	2	10	15.0
共第502号	近江八幡漁協	○	8	30	18.5
共第503号	天野川漁協	○	4	30	560.0
共第504号	朝日漁協	×			0.0

令和4年次 第1種区画漁業権(小割養殖業)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

免許番号	免許権者	行使状況	行使番数	生産合計 (kg)	備考
区第1301号	沖島漁協	x	2	0	生け簀6張
区第1302号	沖島漁協	x	4	0	生け簀24張
区第1303号	西浅井漁協	o	1	480	生け簀7張
区第1304号	西浅井漁協	o	1	720	生け簀6張

1200

1. 漁業法第2(1)条第2項第2号に基づき漁業権の行使が認められているか	2(1)漁業法第72条に規定する「免許」に基づき漁業権の行使が認められているか	2(2)漁業法第72条に規定する「免許」に基づき漁業権の行使が認められているか	2(3)漁業法第72条に規定する「免許」に基づき漁業権の行使が認められているか	2(4)漁業法第72条に規定する「免許」に基づき漁業権の行使が認められているか	2(5)漁業法第72条に規定する「免許」に基づき漁業権の行使が認められているか	2(6)漁業法第72条に規定する「免許」に基づき漁業権の行使が認められているか	2(7)漁業法第72条に規定する「免許」に基づき漁業権の行使が認められているか	2(8)漁業法第72条に規定する「免許」に基づき漁業権の行使が認められているか	3(1)漁業法第91条第1項第1号に該当しているか	3(2)漁業法第91条第1項第2号に該当しているか	3(3)漁業法第91条第1項第3号に該当しているか	3(4)漁業法第91条第1項第4号に該当しているか	4 評価	評価理由
o	o	o	o	o	o	o	o	o	x	x	x	o	o	KHVによるコイ養殖のやむを得ない休業
o	o	o	o	o	o	o	o	o	x	x	x	o	o	KHVによるコイ養殖のやむを得ない休業
o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	

令和4年次 第1種区画漁業権(真珠母貝養殖業)(行使の状況と漁業法第91条の措置または勧告に関する評価)

免許番号	免許権者	行使状況	湖上作業		湖上作業		湖上作業		湖上作業		湖上作業		湖上作業	
			者数	日数	05年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
区第201号	池田真珠有価会社	○	1	100	14,000	16,500	14,500	0	3,000	0	0	0	0	0
区第202号	石江真珠株式会社	○	1	100	2,400	8,000	8,500	7,000	0	0	0	0	0	
区第203号	川原真珠有価会社	○	1	95	2,000	2,400	400	200	0	0	0	0	0	
区第204号	新不慮株式会社	○	1	80	2	0	1,600	14,900	0	0	0	0	0	

1 漁業権の免許の取得状況	2(1) 漁業法第91条第1項に規定する「免許」の取得状況	2(2) 漁業法第91条第1項に規定する「免許」の取得状況	2(4) 漁業法第91条第1項に規定する「免許」の取得状況	2(5) 漁業法第91条第1項に規定する「免許」の取得状況	2(7) 漁業法第91条第1項に規定する「免許」の取得状況	2(8) 漁業法第91条第1項に規定する「免許」の取得状況	3(1) 漁業法第91条第1項に規定する「免許」の取得状況	3(3) 漁業法第91条第1項に規定する「免許」の取得状況	3(4) 漁業法第91条第1項に規定する「免許」の取得状況	4 評価	評価理由
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	